

# 指名債権の多重譲渡における債務者保護

—複数譲受人間の優劣が判定できる場合に限定して—

古 屋 壮 一

## 目次

### 第1章 本稿の目的と構成

#### 第1節 本稿の目的

#### 第2節 本稿の構成

### 第2章 指名債権譲渡の対抗要件

#### 第1節 債務者に対する対抗要件（民法467条1項）

#### 第2節 債務者以外の第三者に対する対抗要件（民法467条2項）

### 第3章 指名債権の多重譲渡における債務者保護の法理

#### 第1節 債務者保護法理が確立されるべき類型の抽出

#### 第2節 債務者保護法理としての民法478条

#### 第3節 債務者保護法理としての民法478条適用における問題点

#### 第4節 債務者保護法理としての民法468条2項類推適用の妥当性

### 第4章 総括と残された課題

#### 第1節 総括

#### 第2節 残された課題

## 第1章 本稿の目的と構成

### 第1節 本稿の目的

一 私は、これまで指名債権譲渡の対抗要件（日本民法467条）（以下、日本民法の条文については、日民467条というように表記する）について、以下のような理解をしてきた。債務者に対する対抗要件（日民467条1項）に関してい

えば、フランス民法1690条に基づく対抗要件主義によって理解するべきではない<sup>(1)</sup>。フランス民法1690条の対抗要件主義は、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約の債権移転という効果が債務者に対しても及ぶとすると、譲渡につき善意の債務者が無権利者である譲渡人（旧債権者）に無効な弁済をしてしまい、譲受人（新債権者）に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるため、譲渡契約の効力は債務者に対する関係では通知又は承諾がなければ及ばないとするのである<sup>(2)</sup>。したがって、このフランス民法1690条の対抗要件主義に基づく理解によれば、譲受人は、譲渡人による債務者に対する譲渡についての通知又は、債務者による譲渡についての承諾がなければ、譲渡債権が自らに帰属しているという主張を相手方当事者である債務者に認めさせることができないことになる。すなわち、譲受人は、譲渡債権の帰属を債務者に対抗できないことになる<sup>(3)</sup>。しかしながら、このようにフランス民法1690条の対抗要件主義によって日民467条1項を説明することは、重大な論理的な問題を包含することになる。対抗要件主義にしたがえば、通知又は承諾がない限り、譲渡人と譲受人間では債権譲渡契約によって譲渡債権が譲渡人から譲受人へと移転しているのに対して、譲受人と債務者間では、譲渡債権は譲渡人に帰属したままであり、譲渡人から譲受人に移転していないことになる。これは、「当該指名債権を譲渡した」という一方で、実は「当該指名債権は譲渡していない」ということになり、論理的矛盾を露呈させる<sup>(4)</sup>。一方、ドイツ債権譲渡制度における債権譲渡契約の効力は、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結により、債務者及び債務者以外の第三者に対しても及ぶことになる（ドイツ民法398条）<sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>。これによれば、上述したようなフランス民法1690条における対抗要件主義の論理的問題点を克服しうる。また、譲渡につき善意で無権利者に対して弁済をした債務者は日民468条2項によって保護されることからすれば、日本民法の債権譲渡制度における対抗要件（日民467条1項）をドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則によって理解することは、債務者保護の観点からしても妥当であるといえよう。

二 しかし、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）の趣旨を理解するにあたっては、ドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則

によることは、困難である。同原則にしたがえば、譲渡人が第一譲受人に指名債権を譲渡すると、その第一譲受人のみが新債権者となり、第二譲受人は、無権利者である譲渡人と譲渡契約を締結したことになり、有効に譲渡債権を取得できないことになる<sup>(7)</sup>。そうであるならば、ドイツ債権譲渡制度においては、債権の多重譲渡の場合、複数譲受人間の優劣は譲渡契約締結の先後によることになる<sup>(8)</sup>。したがって、たとえば、第一譲受人も第二譲受人も譲渡人との譲渡契約締結に際して公正証書の方式をとる契約書を作成した場合、第一譲受人と第二譲受人の優劣は、その公正証書中の譲渡契約締結日によって決せられることになる。これは、日民467条2項が確定日付ある通知又は確定日付ある承諾の具備の先後によって複数譲受人間の優劣を決するとしていることを無視することになり、妥当ではない。

それでは、フランス民法1690条の対抗要件主義によって日民467条2項を理解するべきかという、それもまた失当であるように思われる。フランス民法1690条の対抗要件主義は、通知又は承諾によって債務者を当該債権の帰属についての公示機関（インフォメーション・センター）として債権取引の安全を図っており、それゆえ、通知又は承諾がなければ、譲受人は、債務者以外の第三者に譲渡債権の帰属を対抗することができないのである。フランス民法1690条が債権譲渡契約の効力について通知又は承諾がなければ、債務者及び債務者以外の第三者に及ばないとしている趣旨は、まさに上に述べたところによる<sup>(9)</sup>。このフランス民法1690条の対抗要件主義に基づく債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）についての理解は、債務者を当該債権の帰属先に関する公示機関（インフォメーション・センター）とするものであるが、債務者は、果たして当該債権の帰属に関する公示機関（インフォメーション・センター）としての機能を果たすのであろうか。債務者には、譲渡人から当該債権を譲り受けようとする者に対して当該債権の帰属先を回答する法的義務がない（その義務を法定する規定が日本民法中に存在しない）<sup>(10)</sup>。また、事実問題として、譲渡人から当該債権を譲り受けようとした者が債務者に当該債権の帰属について債務者に照会した場合、債務者は、当該債権の帰属を回答することもあるであろうし、回答しないこともあるであろう。債務者をして指名

債権帰属について公示させるというのであれば、公示の性質上、何人も指名債権の帰属について債務者から知ることができなくてはならないのではあるまいか。そうであるならば、フランス民法1690条の対抗要件主義は、債務者を指名債権の公示機関（インフォメーション・センター）とすることができない以上、論理的な破綻を生じているといえる<sup>(11)</sup>。また、そもそも、フランス民法1690条の対抗要件主義は、債権譲渡契約の効力は通知又は承諾がなければ債務者以外の第三者には及ばないというのであるが、譲渡人と譲受人との間の債権譲渡契約締結により、「譲渡債権は、譲渡人と譲受人間では譲受人に移転している」といいながら、一方で、「譲渡債権は、譲渡人と債務者以外の第三者との間では、譲渡債権は譲渡人から譲受人に移転していない」という論理的矛盾を包含していることも見落としてはならないであろう<sup>(12)</sup>。

それでは、我々は、日民467条2項における債務者以外の第三者に対する対抗要件をどのように理解するべきであろうか。これについても、私は以前に言及したことがあるが<sup>(13)</sup>、日民466条1項本文は、譲渡人が同一指名債権を複数の譲受人に譲渡することについて一切禁じていないところ、複数譲受人のうち、誰に当該指名債権が帰属するか決定しなければ、複数譲受人間同士で紛争が生じることになる。これを防止して、複数譲受人間の優劣を決する規定こそが、日民467条2項であるといえよう。日民467条2項は、そこで確定日付ある証書による通知又は確定日付ある証書による承諾を具備した承諾の具備の先後によって、複数譲受人間の優劣を決するというのである。ここでいう「確定日付ある証書による通知又は確定日付ある証書による承諾の具備の先後」とは、「確定日付ある証書による通知書又は確定日付ある証書による承諾書の作成の先後」、すなわち、「確定日付の先後」を意味する。これは、債務者を公示機関（インフォメーション・センター）とみる、フランス民法1690条の対抗要件主義を採用しえないことの反射的効果である<sup>(14)</sup>。したがって、私見によれば、複数譲受人間の優劣関係の先後は、確定日付ある証書による通知又は確定日付ある証書による承諾の到達時ではなく、それら通知書又は承諾書中の確定日付の先後によって決することになる。ここにおいて、私見は、日民467条2項における複数譲受人間の優劣決定につき、フランス民法1690条の対抗要件主義を基準とする

のではなく、形式的な対抗要件主義を多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣を決する基準とすることになるであろう<sup>(15)(16)</sup>。

なお、複数譲受人間の優劣決定が形式的な対抗要件主義によってなされるとしても（通知書又は承諾書における確定日付の先後によって単純になされるとしても）、その形式的な対抗要件主義によって、債権譲渡契約の効力に矛盾は生じないか、ということを検討しておく必要がある。すなわち、指名債権の多重譲渡を認めること（日民466条1項本文）は、譲渡人・譲受人間では、当該指名債権は譲渡人から譲受人へと移転しているが、譲受人・債務者以外の第三者との間では、譲渡人から譲受人に同債権が移転していないとも捉えられかねないからである。この論理的矛盾の問題を一応解消しておく必要がある。これについては、譲渡人・譲受人による債権譲渡契約締結によって、不完全ながら当該指名債権は譲受人に移転するが、譲渡人の下に不完全に当該指名債権が帰属しており、譲渡人は、これをもって債務者以外の第三者に同債権を多重に譲渡できると解することもできよう<sup>(17)</sup>。このように解すれば、いったん譲受人に譲渡された指名債権が債務者以外の第三者との関係では譲渡人に帰属しており、譲受人に移転していないという論理的な問題は回避されると考える。

三 しかし、日民467条2項について確定日付説を採用することは、債務者との関係で問題となる。換言するならば、債務者にとって不利益をもたらす可能性があるのである。たとえば、第一譲受人が第二譲受人よりも早く確定日付ある証書による通知書を得たにもかかわらず、（譲渡人の代理人として）通知をしないでこれを放置していた間に、譲渡人が第二譲受人に同一指名債権を譲渡し、その第二譲受人が確定日付ある証書による通知書を得た場合において、その当該指名債権の履行期に第二譲受人が同債権を第一譲受人よりも先に行使し、債務者が第二譲受人に対して弁済をしたときは、その債務者の弁済は無効なものとなり、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるのである。債権譲渡が譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結のみによってなされることからすれば、このような結果は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を欠き、妥当ではないことになろう（日民468条2項）<sup>(18)</sup>。したがって、確定日付説をとる私見によれば、このような確定日付説をとる上で債務者に及ぶ恐れのある

不利益をいかなる法理を用いて回避するかが、重大な論点として浮上してくるわけである。本稿は、右に述べたような債務者に対する危険から債務者を最も適切な方法で保護する法理を確立することを目的とするものである。なお、本稿は、単に確定日付説を採用した場合における債務者保護法理を確立するだけでなく、広く指名債権譲渡の対抗要件制度において、債務者が負う可能性のあるリスク（無権利者に対する弁済によって生じた、真正な新債権者に対する二重弁済・履行遅滞のリスク）をいかに法的に回避するか、という問題についても債務者保護の必要性（日民468条2項）という共通点に鑑み、検討することを目的としている。

## 第2節 本稿の構成

一 以下、本論に入る前に本稿の全体像を把握するため、本稿の構成を簡単に示しておこう。本稿は、あらゆる視角から債権譲渡において保護されるべき債務者を救済するため、債務者に不利益が及びうるケースを類型化して、その保護の法理を組み立てていこうと考える。

二 そこで、まず、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）の構造、及び債務者以外の第三者に対する対抗要件の構造（日民467条2項）を明らかにしておかなければならない。後に詳論するが、第一譲受人・第二譲受人双方が確定日付のある証書によらない通知又は承諾を得て譲渡債権を債務者に行使した場合、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）によって、債務者保護を図ることも可能である。そうであるならば、本章第一節三で述べたような、指名債権の二重譲渡の場合における債務者保護を論じるにあたって、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）の構造をしっかりと把握しておかなければならないのと同様に、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）の構造もまた、再確認しておく必要がある。第二章では、それぞれの対抗要件について整理して、債務者保護法理を論じる土台を築いておきたい。

三 次に、第3章において、指名債権の多重譲渡における債務者保護の法理を具体的類型ごとに細かく構築していくことにしたい。ここでポイントとなる条文は、日民467条、日民478条及び日民468条2項である。特に、本稿の最大の

目的である指名債権の多重譲渡の場合における、劣後譲受人に対して弁済をした債務者の保護は、最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁以来、一貫して日民478条によって図られるべきとされてきた。しかし、この最高裁昭和61年判決は、事案として債務者保護の必要のないものであり、仮に、劣後譲受人に対する債務者による弁済を有効とするべきだとしても、日民478条を根拠としてよいかどうかということについては、債務者の利益の最大化という観点から極めて慎重に検討されるべきであろう。第3章では、これ以外の類型における債務者保護の問題も検討対象とし、指名債権譲渡における債務者保護法理を幅広く構築していく。その中で、先に挙げた日民467条や日民468条2項といった条文についても必然的に触れていくことになる。

四 そして、最後に、第3章において確立された指名債権譲渡の場合における債務者保護法理を再度整理し、その妥当性を再確認しておきたいと考える（第4章）。ここでは、本稿の債務者保護法理をめぐる残された課題についても言及しておきたいと思う。

(1) フランス民法1690条は、以下のような規定である（池田真朗『債権譲渡の研究』〔増補2版〕（弘文堂・平16）350頁）。

「①譲受人は、債務者に対してなされる移転の送達によってでなければ、第三者に対抗しえない。

②ただし、譲受人は、債務者によって公正証書においてなされる移転の承諾によっても同様に〔第三者に〕対抗しうる。」

(2) 拙稿「ドイツ民法と日本民法の同化の必要性とその限界—債権譲渡を例として—」カール・リーゼンフーバー=高山佳奈子編『法の同化：その基礎、方法、内容—ドイツからの見方と日本からの見方』（de Gruyter社・近時刊行予定）344頁。

(3) 本稿では、「対抗」という語を「相手方当事者に自らの主張を認めさせること」というように定義することにしたい。

(4) 古屋・前掲注（2）344頁。

(5) 本稿では、ドイツ債権譲渡制度におけるこの譲渡契約の効力をドイツ民法第一草案理由書の表現を借用して、「債権の特定承継の原則（das Prinzip der Sondernachfolge in die Forderung）」とよぶことにしたい（Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Band II., Recht der Schuldverhältnisse, 1888, S.118.）。なお、ドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則については、拙稿「ドイツ債権譲渡制

度における譲渡契約の効力—ドイツ民法三九八条の立法過程を中心として—」広島法学26巻3号(平15)277頁を参照されたい。

(6) ドイツ民法398条は、以下のような条文である。

「債権は、債権者との契約によって、債権者からその者に移転することができる(債権譲渡)。新債権者は、その契約の締結によって、旧債権者と交代する。」

(7) ドイツ民法408条1項は、この理を述べる。ドイツ民法408条は、以下のような規定である。

「①既に譲渡した債権を旧債権者が再度第三者に譲渡した場合において、債務者がその第三者のために給付をなし、又は、債務者とその第三者との間で法律行為があり、若しくは、訴訟が係属しているときは、債務者の利益のために、第407条の規定を第一譲受人に対して準用する。

②既に譲渡した債権が裁判所の決定によって第三者に移付されたとき、又は既に譲渡した債権が法律に基づいて第三者に移転したことを旧債権者がその第三者に対して承認したときも、同様である。」

また、ドイツ民法407条は、次のような規定である。

「①新債権者は、債務者が債権の譲渡後に旧債権者に対してなした給付、及び債権の譲渡後に債務者と旧債権者との間でその債権に関してなされた各法律行為が有効であることを認めなければならない。ただし、債務者が給付又は法律行為をなした時に債権譲渡があったことを知っていたときは、この限りではない。

②債権の譲渡後に債務者と旧債権者との間で係属した訴訟において、その係属に関する確定判決があったときは、新債権者は、その判決の効力を認めなければならない。ただし、訴訟係属が生じた時に債務者が債権譲渡があったことを知っていたときは、この限りではない。」

なお、拙稿「ドイツ債権譲渡制度における債務者以外の第三者に対する対抗要件(一)—ドイツ民法四〇八条の立法過程を中心として—」広島法学27巻3号(平16)92頁以下を参照。

(8) 拙稿「ドイツ債権譲渡制度における債務者以外の第三者に対する対抗要件(二・完)—ドイツ民法四〇八条の立法過程を中心として—」広島法学27巻4号(平16)220頁。

(9) 古屋・前掲注(2)344頁以下。

(10) 古屋・前掲注(2)346頁、349頁。

(11) 古屋・前掲注(2)346頁、349頁。

(12) 古屋・前掲注(2)345頁以下。

(13) 古屋・前掲注(2)349頁以下。

(14) 前掲注(2)の拙稿においては紙幅の関係で詳説できなかつたが、私は、この意味で確定日付説を支持している(古屋・前掲注(2)349頁以下)。ここでは、日民46



7条2項の「確定日付ある証書による通知又は承諾」の意義について述べている。

- (15) 以上に述べたことは、日民176条及び日民177条とパラレルに理解することができるであろう。ただし、不動産登記のように債務者は権利の帰属に関する公示機能を果たさないことに注意しなければならない。つまり、譲渡人は、同一指名債権を複数の譲受人に譲渡することができるが（日民466条1項本文）、その当該指名債権をめぐる複数譲受人間の優劣は、形式的に、通知書又は承諾書による確定日付の先後によって決せられるということになるのである（日民467条2項）。なお、通知又は承諾の先後を確定日付によって判定することについては、登記の受付日が第一に登記申請をした者以外の者によって操作されえず、真正な権利者が保護されることに鑑みて、指名債権の多重譲渡の場合においても、一番早く通知又は承諾を具備した譲受人が他の劣後譲受人等による通知書又は承諾書における通知日若しくは承諾日操作によって、その真正な権利を害されないように、通知日又は承諾日を確定日付によって証明しなければならないとすることで、劣後譲受人による通知日又は承諾日の操作を不可能にし、日民467条2項所定の通知又は承諾を一番先に具備した真正な債権者たる譲受人を保護しようとするものであるといえる。
- (16) なお、当然のことながら、債務者を当該指名債権帰属についての公示機関（インフォメーション・センター）と理解しない以上、日民467条1項の通知又は承諾により、当該指名債権の帰属について債務者に認識させるという判例通説の理解は、私見の採りうるどころではなく、日民467条1項は、債務者に対する対抗要件規定であり、同条2項こそが、債務者以外の第三者に対する対抗要件規定であるということになる。したがって、日民467条1項の「その他の第三者」とは、債務者と実質的に同様に、譲渡債権について債務を履行すべき地位にある保証人等をいうものと考え（古屋・前掲注（2）350頁の注（26）を参照）。
- (17) 古屋・前掲注（2）350頁を参照。
- (18) 我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店・昭39）516頁を参照。

## 第2章 指名債権譲渡の対抗要件

### 第1節 債務者に対する対抗要件（民法467条1項）

一 フランス民法1690条の対抗要件主義に則れば、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約の効果たる債権移転は、譲渡人による譲渡についての債務者に対する通知、又は債務者による譲渡についての承諾がなければ、債務者に対して及ばないことになる。したがって、譲受人は、右の通知又は承諾がなければ、譲渡債

権の帰属を債務者に対抗できないことになる（日民467条1項）。この趣旨は、既に述べたように、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約に関与しないため譲渡について善意の債務者が旧債権者（譲渡人）を債権者と誤信して無効な弁済をなし、新債権者（譲受人）に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負担することを回避するところにある。通知又は承諾によって譲渡を知らない債務者が万が一旧債権者（譲渡人）に弁済をしても、譲受人と債務者との関係では譲渡債権は譲受人に帰属しておらず、譲渡人に帰属していることになるから、その弁済は有効とされ、債務者は保護されることになるのである。しかし、譲渡につき善意の債務者がした旧債権者（譲渡人）への弁済は、日民468条2項によって有効とされるのである。また、フランス民法1690条における対抗要件主義に基づく債務者に対する対抗要件（日民467条1項）の理解は、結局のところ、通知又は承諾がなければ、「譲渡人と譲受人との関係では、当該指名債権は譲渡人から譲受人に移転している」といえるが、「譲受人と債務者との関係では、当該指名債権は、譲渡人から譲受人へと移転していない」という論理矛盾を生じさせるから、妥当とは思われないのである。

二 それでは、我々は、日民467条1項の債務者に対する対抗要件をどのように理解すればよいのであろうか。ここにおいて、ドイツ民法398条において明定されている債権の特定承継の原則に基づく理解が有用である。なぜならば、債権の特定承継の原則は、債権譲渡契約の効力は譲渡人・譲受人による同契約締結のみによって、債務者に対して及ぶとするからである。したがって、譲渡債権は、譲渡人と譲受人との関係でも、譲受人と債務者との関係でも、譲渡人から譲受人へと移転しているのであり、フランス民法1690条のような論理矛盾は、生じないことになる<sup>(19)</sup>。

問題は、この債権の特定承継の原則から日民467条1項を具体的にどのように理解するかにある。ただし、その前に再度確認しておかなければいけないのであるが、日本民法には、468条2項という規定が存在しており、債務者が譲渡につき善意で旧債権者（譲渡人）に弁済をした場合、その弁済は、譲受人に対してでも有効とされるのである<sup>(20)</sup>。このことをふまえれば、債権の特定承継の原則によって債権譲渡契約の効力を理解することは、債務者に何らリスクをも

たらずものではないことになる。むしろ、債権の特定承継の原則（ドイツ民法398条）を基礎に有するドイツ民法410条は、譲渡契約当事者ではない債務者が負う可能性のある別のリスクに配慮している。このことが、債務者に対する対抗要件である日民467条1項の具体的な理解に極めて有益な示唆を与えることになる。

ドイツ民法410条は、債権譲渡契約当事者ではない債務者が全く譲渡人と同契約を締結していない表見譲受人に対して無効な弁済をしてしまうリスクについて配慮している<sup>(21)</sup>。ドイツ民法410条は、譲受人が旧債権者によって交付された譲渡証書を債務者に対して交付するか、又は、譲渡人による債務者に対する譲渡についての通知がなければ、譲受人は自らに帰属している譲渡債権を行使できないとする。この趣旨は、譲受人に旧債権者から交付された譲渡証書を債務者に交付させ、又は、譲渡人が譲渡について債務者に対して通知することで、誰が真正な譲受人であるかを債務者に認識させ、右の譲渡証書の交付又は通知がなければ、債務者は譲受人による譲渡債権の行使に応じて弁済をしなくてもよいとすることで、債務者が表見譲受人に無効な弁済をなし、真正な債権者（原債権者・新債権者）に対して二重弁済・履行遅滞の危険を回避させようとするものである。このことは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に合致する<sup>(22)</sup>。ドイツ民法410条は、譲渡証書の交付又は通知を要件として、譲受人が自らに帰属する譲渡債権の行使を相手方当事者である債務者に認めさせることができるということについて規定した、ドイツ民法における債務者に対する対抗要件規定であるといえる<sup>(23)</sup>。また、ドイツ民法410条は、譲受人が真正な譲受人（新債権者）であること、つまり「権利者としての資格（Legitimation）」を証明することを債務者に対する義務として法定した規定でもある。日民467条1項の債務者に対する対抗要件規定が債権の特定承継の原則をその基礎に有していると解するのが論理的な整合性から妥当であるといえる以上、同条同項もまた、ドイツ民法410条のように理解されるべきなのであるが、それは可能であろうか。

三 思うに、日民467条1項を債権の特定承継の原則によって理解したとしても、債権譲渡契約当事者ではない債務者が表見譲受人に無効な弁済をなし、真正な債権者（原債権者又は新債権者）に対する関係で二重弁済・履行遅滞のリ

スクを負担する可能性があることは、否定できないところであろう。そこで、日民467条1項についてみると、同条同項所定の譲渡人による債務者に対する譲渡についての通知は、譲渡人が債務者に対して誰が譲渡債権の譲受人となったかを債務者に認識させるものであり、同条同項の承諾も、承諾それ自体が「債権が譲渡された事実についての認識—譲渡の事実を了承する旨—を表明すること」であるのであれば<sup>(24)</sup>、譲受人が債権譲渡契約書及び債権証書等を呈示して、債務者に自らが真正な新債権者（譲受人）であることを証明し、債務者がそれについて了解すれば、債務者は、誰が譲渡債権の譲受人となったかを認識することができ、表見譲受人に無効な弁済をして、真正な債権者（原債権者又は新債権者）に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことはありえない。こうして、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されることになる。そして、これを担保するために、譲受人が同条同項所定の通知又は承諾という要件を具備しなければ、譲受人は、債務者に対して自らに帰属する譲渡債権の行使を対抗することができないのである。日民467条1項は、いわば、譲受人が債務者に対して「権利者としての資格（Legitimation）」を証明することについて規定した、債務者に対する対抗要件規定である。それゆえ、債務者は、同条同項の要件を譲受人が具備した以上、譲受人に対して弁済をしなければならないが、その弁済は、必ず有効な弁済であり、これによって債務者は、債務から解放されることになるのである<sup>(25)</sup>。以上に述べたことからすれば、日民467条1項は、債務者に対する対抗要件規定であると同時に、権利行使要件規定ともいえるべきものであろうか。

## 第2節 債務者以外の第三者に対する対抗要件（民法467条2項）

一 債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）については、既に第1章において詳しく述べたところであるから、ここでは、私が日民467条2項をなぜ債務者以外の第三者に対する対抗要件規定と捉えるのか、同条同項を債務者以外の第三者に対する対抗要件であると理解した上で、具体的にこの対抗要件をどのように理解しているのかについてごく簡単に整理しておきたい。

二 判例通説がフランス民法1690条の対抗要件主義の見地に立って、日民467

条全体を債務者以外の第三者に対する対抗要件規定と理解していることも、前章で述べたとおりである。すなわち、債務者に当該指名債権の帰属先に関する公示機関（インフォメーション・センター）とし、指名債権取引の安全を図るため、譲受人は、日民467条1項所定の通知又は承諾を具備しなければ、債務者以外の第三者に対抗できないとするのである。さらに、日民467条2項は、同条1項の特別規定として、同条1項の通知又は承諾が確定日付ある証書によってなされなければならないとする。これについては、たとえば、指名債権の多重譲渡の場合に、第二譲受人よりも早く日民467条1項の通知又は承諾を具備し、債務者をして譲渡債権の帰属先について公示させたにもかかわらず、第二譲受人が譲渡人又は債務者と共謀して、通知書又は承諾書の通知の日付若しくは承諾の日付を第一譲受人のそれよりも遡及させて、真正な債権者である第一譲受人の権利を第二譲受人が不当に奪うことを防止したものであった<sup>(26)</sup>。

三 しかも、判例は、フランス民法1690条の対抗要件主義における、「債務者を当該譲渡債権についての帰属先を他の譲受人に公示する機関（インフォメーション・センター）とする」という趣旨を貫徹する趣旨の下、指名債権の多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣決定について、日民467条2項の確定日付ある証書による通知又は承諾の具備の先後、すなわち、通知書又は承諾書における確定日付の先後を基準とはしていない。何となれば、通知書又は承諾書における確定日付の先後によって複数譲受人の優劣を決することになると、通知書に確定日付を得た後に、実際に債務者に通知をしない（譲渡人の代理人としての）第一譲受人が出現し、先に述べた日民467条1項の趣旨（債務者を譲渡債権の帰属先についての公示機関（インフォメーション・センター）とするという趣旨）が貫徹されないからである。そこで、判例は、「債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互の間の優劣は、通知又は承諾に付された確定日付の先後によって定めるべきではなく、確定日付のある通知が債務者に到達した日時又は確定日付のある債務者の承諾の日時の先後によって決すべき」であるとする（最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁）。いわゆる、到達時説である。通説もこの判例を支持している。

四 我々は、まず、日民467条1項を債務者以外の第三者に対する対抗要件と

して、これをフランス民法1690条の対抗要件主義によって理解してもいいかどうかを問わなければならない。フランス民法1690条によれば、債権譲渡契約の効力が債務者以外の第三者に対して及ぶためには、債務者に対する譲渡についての通知又は債務者による譲渡についての承諾がなければならないのである。その趣旨は、債務者を譲渡債権帰属についての公示機関（インフォメーション・センター）として、債権取引の安全を図るところにある<sup>(27)</sup>。

しかしながら、第一に、債権の多重譲渡の場合において、第一譲受人が通知又は承諾を具備しないでいる間、譲渡人が同一債権を第二譲受人（第一譲受人にとって債務者以外の第三者に該当する者）に譲渡し、その第二譲受人が通知又は承諾を具備したときは、その第二譲受人が、新債権者となることについて問題はないのであろうか、ということである。このことは、譲渡人と第一譲受人との間では、「譲渡債権は、譲渡人から第一譲受人に移転している」とされる一方で、第一譲受人と第二譲受人の間では、「譲渡債権は、譲渡人から第一譲受人に移転していない」ということを意味し、論理的な矛盾を生じさせていることになりはしないだろうか<sup>(28)</sup>。

また、第二に、仮に右の論理的矛盾をひとまずおくとしても、譲受人に通知又は承諾という対抗要件を具備させることによって債務者を譲渡債権の譲渡先についての公示機関（インフォメーション・センター）とし、債権取引の安全を図るというフランス民法一六九〇条の対抗要件主義の趣旨は、債務者に当該指名債権を譲り受けようとする者にその債権の帰属先を回答する法的な義務が日本民法中に明定されていないこと、債務者が当該指名債権の帰属先をそれを譲渡人から譲り受けようとする者に対して回答する場合もあれば、回答しない場合もあるというのでは、何人に対しても権利関係を知らせるという公示の原則に反することになるであろう<sup>(29)</sup>。したがって、債務者を債権の帰属先に関する公示機関（インフォメーション・センター）とみることはできない。また、債務者を当該指名債権の譲渡先についての公示機関（インフォメーション・センター）とすることは、同債権を譲り受けようとする者に対して同債権の帰属を債務者が回答することを意味するのであるが、債権譲渡契約に一切関与しない債務者にこのような回答義務を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間

の公平に反し、妥当ではないと考える（日民468条2項）<sup>(30)</sup>。

このように、フランス民法1690条の対抗要件主義に基づく、債権譲渡契約の債務者以外の第三者に対する効力についての理解には問題点があるのである。したがって、この債権譲渡契約の効力に対する理解を土台として、日民467条全体を債務者以外の第三者に対する対抗要件であるとし、指名債権の多重譲渡の場合に、複数譲受人間の優劣を確定日付ある証書による通知の到達の先後又は確定日付ある証書による承諾の先後によって決するという、到達時説は、その根拠を欠く不当なものであると評価できよう。

五 それでは、我々は、債務者に対する対抗要件規定である日民467条1項について、ドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則（ドイツ民法398条）に支配されている、同制度における債務者に対する対抗要件規定であるドイツ民法410条から示唆を受けたのと同様に、同制度における債務者以外の第三者に対する対抗要件規定から日民467条2項のそれについて示唆を受けるべきであろうか。ドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則（ドイツ民法398条）にしたがえば、債権譲渡契約の効力は譲渡人・譲受人間による同契約締結のみによって債務者以外の第三者に対しても及ぶので、債権の多重譲渡の場合において、フランス民法1690条のように、通知又は承諾を具備していない第一譲受人が存在するときに、「譲渡債権は、譲渡人から第一譲受人に移転している」とされる一方で、第一譲受人と第二譲受人との間では、「譲渡債権は、譲渡人から第一譲受人に移転していない」というような論理的矛盾が生じないことになる。

しかし、ドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則（ドイツ民法398条）によれば、譲渡人・譲受人間による同契約締結のみによって債務者以外の第三者に対しても及ぶのであるから、債権の多重譲渡の場合においては、他のどの譲受人よりも一番早く譲渡人と債権譲渡契約を締結した第一譲受人のみが、新債権者となるのである（ドイツ民法408条1項）<sup>(31)</sup> <sup>(32)</sup>。したがって、ドイツ民法408条1項は、債権の多重譲渡の場合において、譲渡人と一番早く債権譲渡契約を締結したことを要件として、相手方当事者である債務者以外の第三者たる第二譲受人に譲渡債権の帰属を対抗できるという、ドイツ債権譲渡制度に

における債務者以外の第三者に対する対抗要件規定であるといえる<sup>(33)</sup>。それでは、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件をドイツ民法408条1項によって理解することは、妥当なのであろうか。

思うに、日民467条2項は、多重譲渡における複数譲受人間の優劣を確定日付ある証書による通知又は確定日付ある証書による承諾の先後によって決すると規定しているところ、ドイツ民法408条1項を直接日民467条2項の解釈論に導入することは不可能であると考えられる。日民467条2項によれば、第一譲受人よりも早く第二譲受人が確定日付ある証書による通知を具備するか、又は確定日付ある証書による承諾を具備すれば、第二譲受人は、第一譲受人に対して、譲渡債権の帰属を第一譲受人に対抗できるのである。これは、日民467条2項はドイツ債権譲渡制度における債権の特定承継の原則に裏打ちされたドイツ民法408条1項から解釈論上の示唆を得ることができないことを意味している。すなわち、日民467条2項は、対抗要件主義の壁を越えることはできないのである<sup>(34)</sup>。

六 それでは、債務者以外の第三者に対する対抗要件規定は、どのように理解されるべきか。判例通説のように日民467条1項を含めて日民467条全体を債務者以外の第三者に対する対抗要件と理解することについては反対する。何となれば、既に述べたように、フランス民法1690条の対抗要件主義にしたがい、債務者を当該指名債権の帰属に関する公示機関（インフォメーション・センター）とすることは、法律上の規定や実際上の理由から無理であり、債務者が右のような公示をするという機能を果たしえないからであり、また、譲渡当事者間の公平上妥当とは言いがたいからである（本節四を参照）。さらに、フランス民法1690条の対抗要件主義を採用することは、多重譲渡の場合において、通知又は承諾を具備しない第一譲受人が存在するときに、譲渡契約の効果をめぐる論理的矛盾を露呈することになる（これについても本節四を参照）。フランス民法1690条の対抗要件主義を債務者以外の第三者に対する対抗要件について考察する際に排除する以上、もはや、日民467条1項を債務者以外の第三者に対する対抗要件の一部と理解する必要性はどこにもない。同条同項は、純粋に債務者に対する対抗要件規定そのものにすぎないというべきである。また、フランス



民法1690条の対抗要件主義にしたがって、債務者を当該指名債権の帰属に関する公示機関（インフォメーション・センター）と理解することが妥当でないのであれば、多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣は、判例通説のごとく、確定日付ある証書による通知の到達の先後又は確定日付ある証書による承諾の先後によって決せられるべきではないのではなかろうか。私は、ここにおいて、到達時説を支持しえないのである。

以上のように考えるとすると、債務者以外の第三者に対する対抗要件である日民467条2項をどのように理解するのが適切か。私見は、次のように考えたい。不動産物権変動については、たとえば、所有権の譲渡人は同一所有権を何重にも譲渡しうる（日民176条）。しかし、そのままでは、所有権の譲受人間で紛争が生じることになるので、複数譲受人間の優劣決定の基準を定めておく必要がある。それこそが、日民177条における登記という第三者に対する対抗要件具備の先後である。これを指名債権譲渡の債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）にパラレルに移行して考えると、やはり、日民466条1項本文は、譲渡人が同一指名債権を何重にも譲渡することを禁じていない。そして、不動産物権変動と同様に、同一指名債権の多重譲渡の場合においても、複数譲受人間の優劣を決定する基準が用意されていなければ、複数譲受人間において紛争が生じることになる。そこで登場する規定こそが、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件の規定である。ただし、ここでは、不動産物権変動における対抗要件（日民177条）とは異なり、対抗要件の具備により当該指名債権の帰属を（日民467条2項所定の通知又は承諾によって、債務者を通して）公示させるという意味合いはない。したがって、日民467条2項によって、確定日付ある証書による通知書の具備の先後又は確定日付ある証書による承諾書の具備の先後、すなわち、確定日付の先後によって複数譲受人間の優劣が決定されることになる<sup>(35)</sup>。こうしてみれば、日民176条及び日民177条と日民467条2項をパラレルに理解することによって、指名債権譲渡の債務者以外の第三者に対する対抗要件は、日民467条2項の文言にしたがって形式的に具備されるものであり、形式的に確定日付の先後によって複数譲受人間の優劣を決定するものであると考えられる。つまり、私見は、日民467条2項

の債務者以外の第三者に対する対抗要件を、実質的な意味を伴う対抗要件主義（フランス民法1690条における対抗要件主義）によってではなく、「形式的な対抗要件主義」によって理解することを試みるものである<sup>(36)</sup>。

なお、付言すれば（これも既に述べたことであるが）、日民467条2項を日民176条及び日民177条と平行に理解することのメリットは、二つ存在する。一つ目のメリットは、このように日民467条2項における債務者以外の第三者に対する対抗要件を形式的な対抗要件主義によって理解することを容易にすることである。二つ目のメリットは、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件の規定を不動産物権変動における対抗要件の規定と形式的に平行に理解することにより、譲渡契約の効果を矛盾なく説明することが可能になることである。換言すれば、私見のように債務者以外の第三者に対する対抗要件規定（日民467条2項）を理解するのであれば、たとえば、第二譲受人が第一譲受人よりも先に通知書に確定日付を得たならば、第二譲受人は、新債権者として譲渡債権の帰属を第一譲受人に対抗しうる。これを、不動産物権変動における対抗要件主義と形式的に平行に理解するのであれば、第一譲受人と第二譲受人との関係においては、「譲渡債権は、譲渡人・第一譲受人との間の債権譲渡契約によって不完全に第一譲受人に移転した」といえ、第一譲受人と第二譲受人との関係においては、「譲渡債権は、譲渡人・第一譲受人との間の債権譲渡契約によって、譲渡人から第一譲受人に不完全に移転しているが、不完全ながら譲渡人の下に譲渡債権が帰属しており、その結果、譲渡債権は、譲渡人から譲受人へと不完全ながら移転し、日民467条2項の債務者以外の対抗要件の具備によって完全に第二譲受人に帰属した」という説明が可能になるのである。このように、不動産物権変動における不完全物権変動説と平行に、指名債権譲渡の多重譲渡の場合における債権譲渡契約の効果を矛盾なく説明することは、フランス民法1690条の対抗要件主義においては無理であり、大きな魅力を有している<sup>(37)</sup>。

七 以下、次章においては、本章第一節及び第二節において明らかにした、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）及び債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）を前提として、債務者が新債権者以外の無権利者に

弁済をしてしまう危険のある類型を抽出し、それについての保護法理を検討していくことにしよう。

(19) 古屋・前掲注（2）347頁以下。

(20) 指名債権譲渡の対抗要件をどのように理解するのかという議論に際して、日民468条2項の存在がほとんど皆無とっていいほど指摘されてこなかったことからすれば、この議論に関して同条同項の存在をいくら強調しても強調しすぎることはないというべきであろう。なお、ドイツ民法も407条1項において、譲渡につき善意で旧債権者（譲渡人）にした弁済を特別に有効としている（前掲注（7）の同条同項の規定を参照）。

(21) ドイツ民法410条は、次のような規定である。

「①債務者は、旧債権者が交付した債権譲渡に関する証書の交付と引き換えでなければ、新債権者に対して給付義務を負わない。新債権者が解約告知又は催告をその証書の呈示なくしてなし、かつ、そのために債務者が遅滞なくこれを拒絶したときは、新債権者の解約告知又は催告は、無効である。

②前項の規定は、旧債権者が債務者に対して債権譲渡があったことを書面で通知したときは、これを適用しない。」

(22) このドイツ民法410条の趣旨の詳細については、拙稿「ドイツ債権譲渡制度における債務者に対する対抗要件（一～二・完）—ドイツ民法四一〇条の立法過程を中心として—」広島法学26巻4号（平15）213頁以下、同27巻1号（平15）87頁以下を参照されたい。

(23) 古屋・前掲注（22）広島法学26巻4号217頁以下。

(24) 我妻・前掲注（18）532頁。同旨、於保不二雄『債権総論』〔新版〕（有斐閣・昭47）309頁、奥田昌道『債権総論』〔増補版〕（悠々社・平4）438頁等。

(25) このような日民467条1項の理解は、既に昭和初期においてなされていた（有泉亭「債権譲渡の対抗要件—民法第四六七條二項の第三者」民事法判例研究会『判例民事法昭和八年度』（有斐閣・昭12）191頁を参照されたい）。

(26) 古屋・前掲注（2）349頁の注（25）を参照。

(27) 古屋・前掲注（5）297頁以下。

(28) 古屋・前掲注（2）345頁以下。

(29) 古屋・前掲注（2）346頁、349頁。

(30) 古屋・前掲注（2）346頁。なお、前掲注（18）を参照。

(31) 前掲注（7）を参照。

(32) 古屋・前掲注（7）93頁。

(33) 古屋・前掲注（7）93頁。

(34) ここで、私があえて「フランス民法1690条の対抗要件主義の壁」とは書かずに、

- 「対抗要件主義の壁」と書いたことの意味は、後述するところによって明らかとなる。
- (35) 日民467条2項が単なる通知又は承諾を債務者以外の第三者に対する対抗要件としないことについては、前掲注(15)を参照。
- (36) 前掲注(34)を参照。
- (37) 我妻博士は、自説である不完全物権変動説につき、「権利の帰属は、一必ずしも物権に限らず、債権でも一本来は排他的なものである(一つの権利が同時に甲乙兩人に帰属するということとはありえない)はずだが、公示の原則の適用の結果として対抗要件制度が採用されている限り、完全に排他性ある物権変動を生ぜず、したがって、譲渡人も完全な無権利者にはならない。いいかえれば、第一七六条は、意思表示のみによって所有権の移転を生ずると定めるけれども、次条の第一七七条(および第一七八条)によって制限され、対抗要件(登記又は引渡)を備えることによって、はじめて排他的に譲受人に帰属する」と述べておられる(我妻栄(有泉亨補訂)『新訂物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店・昭58)149頁)。たしかに、少なくとも不動産物権変動については、公示の要請から対抗要件主義が採用されていることは、私も否定しない。ただ、指名債権譲渡には公示の要請はなく、対抗要件主義を採用しているとしても、それは、形式的なものにすぎない。日民467条2項は、そのまさに指名債権の多重譲渡の場合につき、形式的な対抗要件主義を用いて複数譲受人間の優劣を決定するものである。日民467条2項に関して債権譲渡契約の効力を説明するに際して、我妻博士の説かれる「不完全物権変動説」とパラレルにこれを説明することは可能であろう。何となれば、「不完全物権変動説」が「登記(という対抗要件—引用者註)のない限り、物権変動は完全な効力を生じない」(我妻・同書149頁)という結論に至る以上、日民467条2項も形式的には対抗要件主義を採るのであり、「債務者以外の第三者より早い確定日付のある通知書又は承諾書(という対抗要件)のない限り、債権譲渡は(債務者以外の第三者に対して)完全な効力を生じない」としてもよいと考えられるし、そうでなければ、論理的に問題のあるフランス民法1690条の対抗要件主義を排して、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件規定を論理的に矛盾なく、形式的に説明することが困難になるからである。「不完全物権変動説」の借用は、やむをえないところであろう。

### 第3章 指名債権の多重譲渡における債務者保護の法理

#### 第1節 債務者保護法理が確立されるべき類型の抽出

- 一 本稿は前章において、債務者に対する対抗要件(日民467条1項)を債権の特定承継に基づくドイツ民法410条によって理解し、日民467条1項は、譲受

人に新債権者（権利者）としての資格を通知又は承諾という手段によって証明させることにより、債務者が表見譲受人に対して弁済することを防止する趣旨の規定であると説いた。したがって、譲受人は、日民467条1項所定の通知又は承諾を具備しなければ、債務者に対して自らに帰属する譲渡債権を行使することを対抗できないことになる。

一方、本稿は、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）についても、債務者を当該指名債権の帰属に関する公示機関（インフォメーション・センター）とするというフランス民法1690条の対抗要件主義によって理解するのではなく、多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣は、確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書の具備の先後、すなわち確定日付の先後によって決定されるという形式的な対抗要件主義を採用した規定であると理解している。したがって、譲受人は、他の譲受人（債務者以外の第三者）よりも早い確定日付のある通知書又は承諾書を具備しなければ、他の譲受人に対して譲渡債権の帰属を対抗できないことになる（確定日付説）。

二 このように、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）について理解したとしても、債務者に何ら不利益が及ばないかという点、その実、そうでもない。たとえば、譲渡人によって同一指名債権が多重に譲渡され、どの譲受人も確定日付のない単なる通知又は承諾しか具備していない場合、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）によれば、誰が新債権者となるのか決定されないことになる。このようなケースにおいて債務者は、誰が新債権者になるか不確定な段階で譲渡債権について履行期を迎えてしまうと、どちらの譲受人に弁済してよいのか分からず、履行遅滞の危険を負うことになりかねないことになる。

また、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）と債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）とが交錯し、それに伴って、債務者が新債権者に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うこともありうる。たとえば、日民467条1項所定の単なる通知を具備した譲受人が譲渡債権を債務者に行使した時点で<sup>(38)</sup>、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件である、確定日付ある通知書による通知を具備した譲受人が既に存在しており、その新

債権者が譲渡債権を単なる通知を具備したにすぎない譲受人に遅れて譲渡債権を行使した場合はどうか。債務者は、無権利者である単なる通知を具備したにすぎない譲受人に無効な弁済をしてしまい、確定日付ある通知書を具備した新債権者に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負担することになりはしないだろうか。

三 債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）のみが問題になる場合についても、債務者に生じうる新債権者に対する二重弁済・履行遅滞の危険を回避しなければならない場面が存在する。特に、確定日付説を採用する私見においては、第一譲受人が第二譲受人よりも早く確定日付ある通知書を具備しておきながら債務者に通知せず、第二譲受人が第一譲受人に遅れた確定日付のある通知書を具備して債務者に通知し、譲渡債権を行使した場合、債務者は、第二譲受人を新債権者であると思って彼に弁済したところ、後に譲渡債権を行使してきた新債権者である第一譲受人に対して、二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。

四 以上、本節において挙げてきた債務者が債権譲渡によって負担しうる二重弁済・履行遅滞の危険は、債務者がその危険を予測してこれを甘受したのではない限り、回避されなければならない。何となれば、債権譲渡契約は譲渡人と譲受人のみによって締結され、債務者は一切これに関与しないことに鑑みれば、債権譲渡の結果、債務者が害されるということは防止しなければならないことであるからである<sup>(39)</sup>。これから債務者保護法理が確立されるべき類型を示し、その法理を検討していくことになるが、その際に常に我々が念頭に置いておかなければいけないことこそ、まさにこの債務者保護の必要性和根拠である。そして、債権譲渡において必要がある場合に債務者を保護していくという考え方は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することに寄与するであろう。

五 それでは、本稿は、債務者保護法理が確立されるべき類型を具体的に抽出していくことにしよう。ただし、債務者保護法理が確立されるべき類型とそうでない類型とを明確に区別する必要性もあると思われる。何となれば、その区別を明らかにして本来保護されるべき債務者を保護するためには、債務者保護法理が適用されない類型についてもなぜ保護が不必要なのか検証しておくべき

であるからである。したがって、以下に分類する類型においては、債務者保護法理が適用されるべきではない性質を有する場面も含まれていることをあらかじめお断りしておきたい。また、これは、本稿の副題から明らかなのであるが、本稿が扱う債務者保護法理が確立されるべき類型のうち、多重譲渡に関する類型については、あくまでも複数譲受人間の優劣が日民467条2項によって（換言すれば、通知書又は承諾書における確定日付の先後によって）決定できるものに限定したいと思う<sup>(40)</sup>。

第一に、多重譲渡の場合において、第一譲受人も第二譲受人も日民467条1項所定の通知又は承諾しか具備せずに、譲渡債権を債務者に対して行使する類型（以下、これを〔**類型1**〕とよぶ）を挙げることができる。債務者は、第一譲受人及び第二譲受人が確定日付ある通知書又は確定日付ある証書を具備していないため、どちらが新債権者となるか判断できず（日民467条2項）、譲渡債権について債務を履行できずに、履行遅滞の危険を負う可能性があるからである<sup>(41)</sup>。

第二に、多重譲渡の場合において、第一譲受人は確定日付ある通知書による通知又は確定日付ある承諾書による承諾を具備しており、譲渡債権を債務者に対して行使し、債務者が第一譲受人に対して弁済した後、日民467条1項所定の単なる通知又は承諾しか具備していない第二譲受人（ただし、第一譲受人が譲渡債権を行使した時点で既に存在していた第二譲受人）が譲渡債権について行使してきた場合（以下、これを〔**類型2**〕とよぶ）を挙げておこう。〔**類型2**〕は、日民467条2項によって、第一譲受人が新債権者と決定され、債務者の弁済は全く有効となる。しかし、次の類型との関係で、債務者保護法理を確立すべきではない類型を明確にしておく必要があるため、あえてこの類型について触れておきたい。

第三に、第一譲受人が日民467条1項の単なる承諾を具備し、譲渡債権を第二譲受人よりも早く行使した場合において、第二譲受人が確定日付ある承諾書を具備していたときは、債務者は、第一譲受人に無効な弁済をする可能性はあるか（日民467条2項）。もし、その可能性があるならば、債務者を保護する法理を確立しなければならない。どうであろうか。さしあたり、この類型を〔類

型3-1)とよんでおこう。さらに、第一譲受人が日民467条1項の単なる通知を具備し、譲渡債権を第二譲受人よりも早く行使した場合において、第二譲受人が確定日付ある承諾書を具備していたときも、債務者は、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をするのであれば(日民467条2項)、これを保護するために、このケース(以下、〔類型3-2〕とよぶ)において債務者を保護すべき法理を確立すべきことになるが、これについてもどうか。続いて、第一譲受人が日民467条1項の単なる承諾を具備し、譲渡債権を第二譲受人よりも早く行使した場合において、第二譲受人が確定日付のある通知書を具備していたときも(以下、この類型を〔類型3-3〕とよぶ)、債務者は第一譲受人に無効な弁済をする可能性はあるだろうか(日民467条2項)。もし、その可能性があるのであれば、債務者保護法理を確立する方向へと向かうことになる。最後に、第一譲受人が日民467条1項の単なる通知を具備し、譲渡債権を第二譲受人よりも早く行使した場合において、第二譲受人が確定日付のある通知書を具備していたときは、債務者は、第一譲受人に無効な弁済をしてしまうことになり(日民467条2項)、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うであろうか。そうであるならば、やはり、債務者保護法理が必要とされることになる。このケースを〔類型3-4〕とよんでおこう。

第四に、第一譲受人が日民467条1項の単なる通知又は承諾を具備して、債務者に譲渡債権を行使し、債務者がこれに対して弁済をした場合において、その弁済後、譲渡人が同一指名債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が確定日付ある通知書を具備したときは、債務者が第一譲受人に対してした弁済は、日民467条2項によって無効な弁済となり、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うのであろうか。〔類型3〕群と異なる点は、第二譲受人に劣後する第一譲受人が譲渡債権を行使し、債務者から弁済を受領する時点で、第二譲受人が存在していないという点である。これを〔類型4〕とよんでおこう。〔類型4〕において、債務者が第一譲受人に対してした弁済が無効であるとされるのであれば、やはり債務者保護法理の確立が模索されるべきことになるが、これについてはどうであろうか。

第五に、指名債権の多重譲渡に関して、複数譲受人間の優劣を確定日付ある



通知書又は確定日付ある承諾書の具備の先後、すなわち確定日付の先後によって決するとする私見に特有の、債務者保護が問題となる類型を挙げるができる。以下のように、各類型ごとに詳細に債務者保護法理の必要性和その内容を検討することにしたい。私見のように多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣が日民467条2項により、通知書又は承諾書中の確定日付の先後によって決定されるとすれば、第一譲受人が第二譲受人よりも早く確定日付ある通知書を具備したにもかかわらず、実際に債務者に対してその通知がなされていない間に、第二譲受人が確定日付ある通知書を具備し、債務者に対して第二の譲渡についての通知がなされたときは、第一譲受人があくまでも新債権者であり、第二譲受人は、無権利者である。しかし、譲渡債権の履行期に第二譲受人の通知の方が第一譲受人のそれよりも先に到達したことによって、債務者は、第二譲受人を新債権者と誤信して、第二譲受人に無効な弁済をなし、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞のリスクを負担することになるように思われる<sup>(42)</sup>。この類型を〔類型5-1〕とよぶことにしよう。〔類型5-1〕についてどのような債務者保護法理が確立されるべきであろうか。また、〔類型5-1〕と類似した類型であるが、第一譲受人が確定日付ある通知書を具備した後、その通知がなされないままである間、第二譲受人が確定日付ある承諾書を債務者から得た場合においては、上述の私見によれば、やはり第一譲受人が新債権者であり、第二譲受人は無権利者である。しかし、譲渡債権の履行期に至って、債務者が第二譲受人を新債権者と誤信して第二譲受人に弁済した後に、第一の譲渡についての通知がなされたときは、債務者は無権利者に対する無効な弁済をしたことになる。したがって、債務者は、第一譲受人に対して〔類型5-1〕と同様のリスクを第一譲受人に対して負担することになりそうである。ここにおいても、何らかの債務者保護法理が必要となろうか。この類型をひとまず、〔類型5-2〕としておこう。さらに、第一譲受人が確定日付ある承諾書を債務者から得た後、第二譲受人が確定日付ある通知書を具備した場合において、譲渡債権の履行期に第二譲受人の通知がなされ、債務者が第二譲受人に弁済をしてしまったときはどうか。ここにおいても私見にしたがえば、第一譲受人が新債権者であり、第二譲受人は無権利者である。このような類型を〔類型5-3〕とする

と、〔類型5-3〕においては債務者保護法理が検討されるべきであろうか。また、第一譲受人が確定日付ある承諾書を債務者から得た後に、第二譲受人もまた確定日付ある承諾書を債務者から得た場合において、譲渡債権の履行期に、第二譲受人が第一譲受人よりも先に当該譲渡債権を行使し、それに対して債務者が弁済をしたときは、その債務者の弁済は、有効なものとされるべきであろうか。すなわち、確定日付説にしたがえば、その債務者は、無権利者である第二譲受人に無効な弁済をしたことになるのであるが、このような債務者は、何らかの債務者保護法理によって二重弁済・履行遅滞の危険から保護されるべきであろうか。さしあたり、この類型を〔類型5-4〕としておこう。

上述のように、本稿は、指名債権の多重譲渡の場合において、債務者が第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負う可能性のある類型を抽出した。以下、これらの類型をそれぞれ詳細にみていくことにより、これらの類型において債務者保護法理が確立されるべきかを検討することにしよう（いわば、債務者保護法理の中身を検討するのではなく、債務者保護法理が必要とされるかを形式的に検討するわけである）。

#### 六1 〔類型1〕について

多重譲渡の場合において、第一譲受人も第二譲受人もまた日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備していないときは、譲渡債権は、不完全ながら各譲受人に帰属していることになる。それゆえ、各譲受人は、日民467条1項の通知又は承諾を具備している以上、債務者に対して譲渡債権を行使しうることになる。この場合、債務者は複数譲受人のうちいずれかの譲受人に対して弁済すれば、その弁済は、有効となる。なぜならば、どの譲受人も日民467条1項の要件（債務者に対する譲渡についての通知又は債務者による譲渡についての承諾）を具備しているため、譲渡債権を債務者に対して有効に行使でき、有効な債権行使に対してなされた弁済が効力を有しないはずはないからである（第2章第1節三を参照）<sup>(43)</sup>。

以上に述べたことによれば、多重譲渡の場合において、複数譲受人のいずれもが日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備していないが、日民467条1項所定の単なる通知又は承諾を具備しているとき

は、債務者はどの譲受人に対して弁済をしても、その弁済は有効なものとなるのであるから、債務者が譲渡債権についての履行期に弁済すべき譲受人を特定できず、履行遅滞の危険を負うということは、観念できないことになる。したがって、〔類型1〕においては、債務者に何ら不利益は及ばないので、債務者保護法理を確立することは不要であるといえよう。

しかし、判例は、「指名債権が二重に譲渡され各その旨の通知又は承諾がなされても、それが確定日付ある証書によらないため、互いにその債権譲渡をもつて他方の譲受人に対抗することができないときは、債務者はいずれの譲受人に対しても債務の弁済を拒むことができるものと解すべき」とする<sup>(44)</sup>。この判例の背景にある考え方はおそらく、複数譲受人が日民467条1項所定の単なる通知書又は承諾書を具備しているにすぎないときは、譲受人がその他の譲受人に対して譲渡債権の帰属を対抗するための要件である、日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備していないため、譲渡債権の債権者とはいえないことになり、それゆえ、どの譲受人も債権者として債務者に譲渡債権を行使できず、その反射的效果として、債務者はどの譲受人に対しても弁済を拒絶することができるというものであろう。この判例理論にしたがえば、債務者は、譲渡債権についての債務を履行しなくても履行遅滞に陥らないということに対する正当化根拠を欠くことになるから、債権者不確知による供託（日民494条2文）をすることになる<sup>(45)</sup>。この判例理論によれば、「再度いずれかの譲渡につき先に確定日付ある通知（承諾）がなされた側が優先する」ことになり<sup>(46)</sup>、債務者による供託物を受領することになる。したがって、判例の立場では、〔類型1〕について債権者不確知による供託という、債務者保護法理が必要となる。

このような理解に対しては、日民467条1項が譲渡債権の債務者に対する行使要件として単なる通知又は承諾を要求し、これを具備した譲受人に譲渡債権の債務者に行使することを認めている以上（第2章第1節二及び三を参照）、多重譲渡の場合においてどの譲受人も日民467条1項所定の通知又は承諾しか具備していないときは、そのどの譲受人もまた、譲渡債権を債務者に対して行使できると解するべきであるといえるのではあるまいか。したがって、債務者が

そのどの複数譲受人の一に弁済しても、その弁済は、有効なものとなるのである。私見としては、〔類型1〕については、債務者保護法理の検討は不要であると考えたいが、どうであろうか。

## 2 〔類型2〕について

〔類型2〕は、債務者が日民467条2項の確定日付ある通知書又は承諾書を具備した第一譲受人に対して譲渡債権の履行期に弁済した後に、日民467条1項の単なる通知又は承諾を具備したにすぎない第二譲受人（第一譲受人が譲渡債権を行使した時点で既に存在していた第二譲受人）が譲渡債権を行使してきた場合において、債務者がした第一譲受人への弁済は有効なものといえるか、という問題を孕む。これについては、多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣を決定する規定である日民467条2項により、第一譲受人が第二譲受人に譲渡債権の帰属を対抗できることになり、第一譲受人のみが真正な債権者になるのであるから、債務者による第一譲受人に対する弁済は、有効なものとなる。換言すれば、第二譲受人は、日民467条2項適用の結果、第一譲受人に譲渡債権の帰属を対抗できず、いったん取得した債権も取得しなかったことになり、第一譲受人が唯一の債権者となるのである<sup>(47)</sup>。したがって、私見は、〔類型2〕についてもまた、債務者保護法理の検討は不要であると考ええる。

## 3 〔類型3〕について

### (一) 〔類型3-1〕について

第一譲受人が日民467条1項所定の単なる承諾を具備し、当該譲渡債権の履行期に同債権を債務者に行使した時点で、第二譲受人が確定日付ある承諾書を具備していたときは、債務者は、日民467条2項によって無権利者となる第一譲受人に対して無効な弁済をする可能性はあるか。もし、その可能性があるのであれば債務者保護法理の検討が必要となるが、どうであろうか。思うに、このような類型において、債務者は、第一譲受人が譲渡債権をその履行期に債務者に対して行使してきたときは、第一譲受人に優先する第二譲受人が存在することを確知できる、すなわち、日民467条2項により、第二譲受人が債権者であり、第一譲受人が無権利者であることを確知できると解する。そうであるならば、債務者は、無権利者である第一譲受人に無効な弁済するはずはなく、あ

くまでも新債権者である第二譲受人に有効な弁済をすることになる。したがって、〔類型3-1〕においては、債務者保護法理を検討することは不要ということになろう。

(二) 〔類型3-2〕について

第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知を具備し、譲渡債権の履行期に同債権を行使した時点で、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある承諾書を具備していたときは、債務者は、日民467条2項によって無権利者とされる第一譲受人に無効な弁済をする可能性はあるか。債務者は、日民467条2項により、第二譲受人が新債権者であること、すなわち、第一譲受人が無権利者であることを知ることになる。そうであるならば、債務者は、二重弁済・履行遅滞の危険を負う第一譲受人に対する弁済をわざわざすることはなく、第二譲受人に有効な弁済をすることになる。したがって、〔類型3-2〕においても、債務者保護法理を検討することは不要であるといえる。

(三) 〔類型3-3〕について

第一譲受人が日民467条1項所定の単なる承諾だけを具備して、譲渡債権の履行期にこれを債務者に対して行使したところ、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備した上で、やはり譲渡債権の履行期にこれを行行使してきた場合、債務者は無権利者である第一譲受人に対して無効な弁済をする可能性はあるか。これについては問題である。なぜならば、第一譲受人の具備した単なる承諾にしがって、債務者が無権利者である第一譲受人に無効な弁済をした後で、新債権者である第二譲受人が譲渡債権を行行使してきた場合、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるからである。したがって、〔類型3-3〕においては、債権譲渡契約になんら関与しない債務者が不測の損害を負うことになりかねず、債権譲渡に関する当事者間の公平を害するから、債務者保護法理が検討されるべき類型であると評価できよう。

(四) 〔類型3-4〕について

第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知を具備して、譲渡債権の履行期にその債権を行行使したが、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある

通知書を具備して、譲渡債権の履行期にその債権を行使してきた場合、債務者は、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をする可能性はあるか。この場合、第二譲受人は、第一譲受人に対して優先して譲渡債権の帰属を対抗でき、第一譲受人はいったん取得した債権を取得しなかったことになるから（日民467条2項）<sup>(48)</sup>、第一譲受人の通知が第二譲受人の通知書の到達よりも先であったときは、債務者は、多重譲渡が例外的なものであることに鑑みて、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をしてしまう恐れがある。そうすると、債務者は、真正な債権者である第二譲受人に対して、二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるであろう。債権譲渡契約になんら関与しない債務者にこのような不測の損害を負わせることは、債権譲渡に関する当事者間の公平に反する。したがって、〔類型3-4〕については、債務者保護法理が検討されるべきであるということになろう。

#### 4 〔類型4〕について

(一) 第一譲受人が日民467条1項の単なる通知を具備し、譲渡債権を履行期において債務者に行使して、債務者が第一譲受人に弁済をした後で、譲渡人が同一譲渡債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書を具備した場合において、債務者が第一譲受人に対してした弁済は、無効な弁済になるのであろうか。もし、その弁済が無効なものであるとすれば、債権譲渡当事者間の公平の観点から債務者保護法理を検討しなければいけないが、どうであろうか。

(二) この点につき、判例は、第二譲受人が確定日付ある通知書を具備する以前に、第一譲受人が単なる通知又は承諾を具備し、債務者に対して譲渡債権を行使して債務者から弁済を受けたときは、その弁済は当然有効である（ただし、譲渡債権が残存する場合—〔類型3-3〕や〔類型3-4〕のような場合—は、日民467条2項の適用の結果、第一譲受人は無権利者となり、第二譲受人が新債権者（権利者）となるから、債務者が第一譲受人にした弁済は、無効な弁済である）とし<sup>(49)</sup>、さらに、判例は、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾のみを具備した場合において、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したときは、第二譲受人は譲渡債権の帰属を第一譲受人

に対抗できる結果、第一譲受人はいったん取得した債権を取得しないことになり、第二譲受人が唯一の債権者となるという従来の判例理論を踏襲した上で<sup>(50)</sup>、この理は第一の譲渡があった後、譲渡債権が債務者による弁済等により消滅しない間に第二の譲渡があったケース（〔類型3-3〕や〔類型3-4〕に該当するようなケース）に妥当するのであって、第一の譲渡があり、債務者が日民467条1項所定の通知又は承諾しか具備していない第一の譲受人に弁済をした後に、第二の譲渡があったような場合には、第二譲受人は日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したとしても、その第二譲受人は既に消滅した譲渡債権を取得したことになり、第二の債権譲渡契約は無効であり、第二譲受人は有効に譲渡債権を取得できないという。そして、存在する同一指名債権が多重に譲渡された場合に、その譲渡債権が誰に帰属するかを決定する日民467条2項の対抗問題の規定は譲渡債権の存在を前提にしているのであるから、日民467条2項の対抗問題を生じないという。また、このようなケースにおいて、日民467条2項における対抗問題の規定の適用が問題とならないのは、対抗問題が当事者の利益相反の場合に機能するものであることに鑑みて、同一指名債権について二重譲渡が行われたときのように、第一譲受人と第二譲受人がその債権の帰属をめぐる利益相反関係にあるときには機能するといえるが、第二の譲渡の時点で既に譲渡債権が消滅している（したがって、第二譲受人は、譲渡債権を譲渡人から取得できない）ときは、第一譲受人と第二譲受人は譲渡債権の帰属をめぐる利益相反関係にあるとはいえないからであるとも述べる。したがって、このようケースにおいては、第二譲受人は、日民467条2項所定の確定日付ある通知を具備していることをもって譲渡債権を債務者に対して行使することはできず、債務者の第一譲受人に対する弁済は、有効なものとなるとされるのである<sup>(51)</sup>。以上に述べたような2判例は、たとえ、第一譲受人が日民467条1項の通知又は承諾しか具備していなかったとしても、日民467条1項適用の結果、第一譲受人は譲渡債権の帰属を債務者に対抗することができ、債務者から有効な弁済を受けることができるところ、その時点で日民467条2項所定の確定日付ある通知を具備した第二譲受人が存在していない場合は、第一譲受人に対する弁済が単純譲渡（多重譲渡ではないという意味において）に基づく有効な弁

済であり、それにより、譲受人はもはや有効に譲渡債権を第二譲受人に譲渡できないから、第二譲受人が譲渡債権を取得することはなく、対抗問題とはなりえないとするのである<sup>(52)</sup>。したがって、この2判例の立場からすると、〔類型4〕においては、債務者は日民467条1項所定の通知又は承諾を具備した第一譲受人に弁済をすれば、その弁済は有効とされ債務が消滅するのであるから、債務者保護法理の検討は不要ということになる。

(三) 学説は、上記判例の立場を支持するものが多いようである。我妻博士は、「債権譲渡の対抗要件とは、一債務者以外の第三者に対する関係では、要するに一債権の帰属を決定する標準である。それなら、債権の存続中にだけ問題になることで、消滅した後では、問題にすべきではあるまい。のみならずそう解釈しないで、確定日附を備えないと、すでに弁済を受けて清算済みとなった後でも、確定日附のある第二の譲受人が現れればダメになる、といったのでは、確定日附によらない通知・承諾というものの対抗要件としての価値は、零に等しくなり、甚だ厄介なこととなる。」と述べられ、判例の立場を支持される<sup>(53)</sup>。この理解は、譲渡債権をそれぞれ譲渡人から譲り受けた複数譲受人のうち、どの譲受人が最終的な債権者になるのかを決定するものが、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件であるところ、譲渡人が第一譲受人に指名債権を譲渡し、第一譲受人が債務者に対する対抗要件である日民467条1項における単なる通知又は単なる承諾を具備して債務者に譲渡債権を行使し、債務者がこれに弁済したときは、第一譲受人が譲渡債権の帰属を債務者に対抗できることにより、その弁済は有効となり、その譲渡債権は消滅するのだから、譲渡人は、もはや譲渡債権を他の譲受人に譲渡できないことになり、したがって、債務者以外の第三者に対する対抗要件をめぐる問題は生じないということに基づく。この理解自体、きわめて形式的な理解であるけれども、論理的に考えれば素直に導かれるものであるといえよう。なお、我妻博士は、このような理解に基づかないで、日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾を具備した第一譲受人に対して債務者が弁済した後に、譲渡人が譲渡債権を第二譲受人に譲渡でき、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知を具備した場合には、第二譲受人は第一譲受人に譲渡債権の帰属を対抗できるとすると、日民46



7条1項の債務者に対する対抗要件の実際上の機能が無になると指摘されておられることにも注意したい。ここでは、債務者保護の観点はあまり意識されていないように思われる。

水本教授も、「第一譲受人が確定日附ある証書による通知・承諾をえていなくても、その債権が弁済・代物弁済・相殺・免除等で消滅した後に、確定日附ある証書による通知・承諾をえた第二譲受人が出現した場合、第二譲受人は第一譲受人の対抗要件の欠缺を主張することはできない。この場合は、債権は消滅しているのであって、対抗問題を生ずる余地がなく、第二譲受人と債務者との間に四六八条の適用を生ずるにとどまる。」とされる<sup>(54)</sup>。この水本教授の理解も、第一譲受人が日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備して、債務者から譲渡債権について弁済を受けた以上、譲渡債権は債務者の弁済により有効に消滅したのであるから、複数譲受人が譲渡債権の帰属を争う際に基準となる債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）が検討される余地はないという、我妻博士のそれと同一のものである。ちなみに、「第二譲受人と債務者との間に四六八条の適用を生ずるにとどまる」という部分は、このように解されることになろう。すなわち、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾を具備して債務者に譲渡債権を行使し、債務者が第一譲受人に弁済をして、譲渡債権が消滅した後、第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある承諾書を具備した場合、債務者は、譲渡債権が自らの弁済によって消滅しているにもかかわらず、異議をとどめないで承諾したといえるときもあり、第二譲受人に対して譲渡債権につきその債務を履行しなければならないこともあるというのであろう（日民468条1項1文）。これは、第一譲受人の譲渡債権行使によって譲渡債権が消滅し、もはや債務者以外の第三者との対抗問題は生じないということ为前提とした上での話である。

さらに、私見（第2章第1節二及び三）と同じように日民467条1項を「権利行使要件規定」と理解する池田教授もまた<sup>(55)</sup>、「確定日付のない第一譲受人が確定日付のある第二譲受人に対抗できないというのは、あくまでもその債権がなお存在する間のことである。確定日付のない第一譲受人が、そのまま弁済を受けてしまえば、その後で確定日付による第二譲受人が出現しても、その弁

済の正当性は崩れず、第二譲受人は権利を主張できない。このことは、四六七条一項がある以上その効果として肯定すべきである」と指摘される<sup>(56)</sup>。第二譲受人が存在していない単純譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知又は単なる承諾を具備すれば、第一譲受人（正確に言えば、譲受人）は、債務者に対する譲渡債権の行使要件を充足することになるから、譲渡債権を有効に債務者に対して行使でき、債務者も、有効に第一譲受人に弁済をすることができる。したがって、この後に譲渡人が第二譲受人と同一譲渡債権につき譲渡契約を締結し、その第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知を具備したとしても、そもそも、譲渡債権が第一譲受人への弁済によって消滅している以上、第二譲受人は、その譲渡債権の帰属を第一譲受人に対抗するといった、対抗問題は、生ずる余地がないのである。それゆえ、このような第二譲受人は、譲渡債権を取得し、これを債務者に行使することはできないことになる。池田教授は、以上に述べた趣旨を「四六七条一項に定める、債務者にのみ対抗しうる「権利行使要件」たる、確定日付のない単なる通知（承諾）は、同条二項の第三者対抗要件を具備した他の譲受人（ないし差押債権者）が現れた場合には、結局無に帰する（ただし、その場合でも、例外的に、単なる通知（承諾）のみがなされた第一譲受人が、確定日付のある第二の譲渡通知の債務者への到達前に現実に弁済を受けてしまえば、四六七条一項の効果により、その時点で債権は有効に消滅する）。」と端的に述べておられる<sup>(57)</sup>。

以上、我妻説、水本説及び池田説をみてきたが、これらの学説は、第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知又は単なる承諾を具備して譲渡債権を債務者に行使した場合においては、債務者がその第一譲受人にした弁済は有効であり、それによって、譲渡債権は有効に消滅すること、したがって、その債務者の弁済後に譲渡人が同一譲渡債権につき第二譲受人と譲渡契約を締結し、その第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書を具備したときであっても、第二譲受人は消滅した譲渡債権を取得することはできないのであるから、第一譲受人と第二譲受人との間で日民467条2項が規律する対抗問題は生じないこと、及び、その結果、債務者は第二譲受人に弁済をするべき義務を負担しないこと、という点で共通していた。これらの学説の立場は、判例と同様の趣

旨に基づくものといえ、〔類型4〕においては、債務者保護法理を検討することが不要であることを意味するものであるといえよう。

（四）はたして、判例及び学説が説くように、〔類型4〕においては、債務者保護法理を検討する必要はないのであろうか。私見のように、日民467条1項の趣旨を「債務者が表見譲受人に無効な弁済をして、債務者が譲渡人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを防止するために、譲受人に自らが真正な新債権者であることを通知又は承諾によって証明させること」に求め、同条同項を譲受人の債務者に対する譲渡債権（権利）行使要件規定であると理解した場合、たしかに、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾を具備して、債務者に対して譲渡債権を行使したときは、債務者がその第一譲受人に対してした弁済は、必ず有効な弁済となる（第2章第1節三を参照）。しかし、これは、指名債権譲渡の当事者が譲渡人・譲受人（1名のみ）・債務者に限定される通常の債権譲渡についていえるのである<sup>(58)</sup>。したがって、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾を具備し、債務者に譲渡債権を行使して、債務者から弁済を受けた後に、譲渡人が第二譲受人と譲渡契約を締結し、日民467条2項の確定日付ある通知書を具備したケースのように、指名債権譲渡の当事者が譲渡人・第一譲受人・第二譲受人・債務者となるような場合は、もはや日民467条1項の適用だけで解決できる問題ではなく、日民467条2項によって解決せざるをえない問題であるように思われるのである<sup>(59)</sup>。

ここで、指名債権の多重譲渡の場合において、複数譲受人間の優劣を決する基準となる日民467条2項について確認しておこう。私見によれば、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件は、日民177条と平行に理解されるべきものであり（日民176条に対応するのが、日民466条1項本文）、それゆえ、譲渡人は、多重に同一指名債権を譲渡できるけれども、その優劣は、日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書の具備の先後によって、形式的に決定されることになる（第2章第2節を参照）。多重債権譲渡の優劣決定の基準を不動産物権変動における優劣決定基準と平行に理解し、また、その基礎に、指名債権譲渡契約によって譲渡債権は譲渡人から譲受人へと不完全に移転するということがあるのであれば（第2章第2節六を参

照)、たとえ、多重譲渡ではない通常の単純譲渡であっても日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備していない以上、譲渡債権は、不完全に譲渡人のもとに帰属していることになる。もちろん、日民467条1項の単なる通知又は承諾を具備した第一譲受人が譲渡債権を債務者に行使した場合において、債務者が第一譲受人に弁済をしたときは、その弁済は、有効な弁済である。しかし、第一譲受人への債権譲渡からその弁済後も譲渡人のもとに譲渡債権が不完全に帰属し続けるということは、第一譲受人に不完全に帰属していた譲渡債権が消滅するにすぎないということの意味し、不完全に譲渡人のもとに帰属している譲渡債権を譲渡人が第二譲受人に移転し、第二譲受人が確定日付ある通知書を具備してしまうと、その譲渡債権は、完全に第二譲受人のもとに帰属することになる。したがって、第二譲受人は、債務者に対して、その完全に第二譲受人に帰属した譲渡債権を行使できるのではなかろうか。ここにおいて、債務者は、第一譲受人への弁済後、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負う可能性を有することになるのではあるまいか。私は、このような理解から、判例や学説の立場とは異なり、〔類型4〕においてもまた、債務者保護法理が検討されるべきと考えるものである。

なお、上述の私見のように、〔類型4〕においてもまた、債務者保護法理が検討されるべきであるとする、日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾という対抗要件（譲受人が当事者である債務者に譲渡債権の行使を認めさせることができるという意味での「対抗」の要件）が無に帰するという批判が提出されることになろう<sup>(60)</sup>。しかし、多重譲渡は、あくまでも例外的な譲渡の形態であって、原則的には、単純譲渡、すなわち譲渡人が一人の譲受人に指名債権を譲渡し、その譲受人が債務者に同債権を行使するという場面がまずは想定されるべきである。そうであるならば、単純譲渡の場合、債務者が表見譲受人に無効な弁済をして、真正な新債権者に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることを回避するという、日民467条1項の趣旨（第2章第1節二及び三を参照）は、やはり生きていくことになるのではなかろうか<sup>(61)</sup>。さらに、〔類型1〕で明らかになったように、多重譲渡の場合において、第一譲受人も第二譲受人もまた日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾しか具備していないときは、

第一譲受人・第二譲受人双方が新債権者（権利者）として譲渡債権を行使できるから（日民467条1項）、債務者は、いずれの譲受人に対しても有効な弁済をすることができ、債務から解放されることになり、履行遅滞の危険を免れる。したがって、少なくとも〔類型1〕においては、日民467条1項の債務者に対する対抗要件（権利行使要件）が十分に機能していると形式的にもいえるのである。したがって、〔類型4〕のように、第一譲受人が日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾を具備し、債務者がこれにしたがって第一譲受人に弁済をした場合において、その後、譲渡人が第二譲受人と同一譲渡債権について譲渡契約を締結し、その第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したときは、第二譲受人が譲渡債権を債務者に行使できるとしたからといって、それだけをもって、日民467条1項の債務者に対する対抗要件（権利行使要件）が全く無に帰するというのは、いかなるものであろうかと考える。

むしろ、私は、〔類型4〕においては、私見のように解するほうが、債務者以外の第三者に対する対抗要件である通知又は承諾に確定日付ある証書を要求した趣旨が貫徹されると考える<sup>(62)</sup>。私見による債務者以外の第三者に対する対抗要件は、不動産物権変動における日民176条・日民177条とパラレルに理解され、すなわち、譲渡人は同一指名債権を複数人に譲渡できるところ（日民466条1項本文）、複数譲受人間の優劣は通知又は承諾の先後によって決定されることになるというものである（第2章第2節を参照）。しかし、通知又は承諾の先後で複数譲受人間の優劣が決定されるとすると、譲渡人・劣後譲受人・債務者が通謀して通知書又は承諾書の日付を操作し、真実の新債権者である、一番早く通知書又は承諾書を具備した譲受人を害して、劣後譲受人が新債権者になる可能性がある。このように真実の権利者が害されるのは妥当でないため、通知書又は承諾書の日付操作を防止するため、通知書又は承諾書に確定日付が要求されているのである。ここで、一つの問題が生じてくる。〔類型4〕において、日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾を具備した第一譲受人が譲渡債権を債務者に行使し、債務者が第一譲受人に弁済した場合において、その後、譲渡人が同一譲渡債権につき第二譲受人と債権譲渡契約を締結し、その第二譲受人が確定日付ある通知書を具備しているときについて、債務者が第一譲受人に対し

てした弁済を有効であるとすれば、「例えば、丁が甲乙間の債権を差押えた場合に、甲乙丙三人通謀して、その債権はすでに譲渡されている、といてごまかそうとしても、甲丙間の譲渡についての通知・承諾に丁の差押以前の確定日附を備えさせることは不可能だから、甲乙丙は野望を遂げることはできない、というのが、第四六七条第二項の立法趣旨だといったが、甲乙丙が、更に進んで、弁済まで済んだとか免除されて消滅したという仮装の事実を作ると、もう丁は保護されないことになる。一つ嘘を作っただけではだめだが、二つ嘘を作ると目的を達する、という結果になり」かねないということである<sup>(63)</sup>。すなわち、上述した〔類型4〕に対する判例や学説の見解にしたがえば、多重譲渡の場合において、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を一番早く具備した第一譲受人は、それこそ真正な新債権者であるにもかかわらず、確定日付の先後では第一譲受人に敗れる第二譲受人と債務者が通謀して、第一の譲渡の前に既に劣後譲受人が日民467条1項の単なる通知又は承諾を具備して、同一譲渡債権を行使し、債務者から弁済を受領したといえ、その劣後譲受人が真正な新債権者（権利者）であるはずの第一譲受人に優先することになり、確定日付を要求した趣旨が破られることになるのである<sup>(64)</sup>。私見のように、〔類型4〕のようなケースにおいて、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備した第二譲受人が譲渡債権を債務者に対して行使できるとするならば、日民467条2項が債務者以外の第三者に対する対抗要件として確定日付ある通知書又は承諾書を要求する趣旨は破られないことになり、妥当な結果を導けるものと考えますが、どうであろうか。私見の立場では、債務者は第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるので、債務者保護法理の検討が必要となること、当然である。

## 5 〔類型5〕について

### (一) 〔類型5-1〕について

〔類型5-1〕は、次のようなケースであった。すなわち、指名債権の多重譲渡の場合において、第一譲受人が第二譲受人よりも早く日民467条2項の確定日付ある通知書を具備し、第二譲受人もまた第一譲受人に遅れて確定日付ある通知書を具備し<sup>(65)</sup>、その第一譲受人の確定日付ある通知が譲渡人によって債

務者になされていない間に、譲渡人が第二譲受人の確定日付ある通知を債務者に対してなし、第二譲受人が第一譲受人よりも先に譲渡債権の履行を債務者に請求したときは、債務者は、単純譲渡が原則であり多重譲渡が例外であることに鑑みて、第二譲受人に弁済をしてしまう恐れがあるというものである。しかし、確定日付説に立つならば第二譲受人は、無権利者であり、第一譲受人こそが新債権者である。そうであるならば、債務者が第二譲受人にした弁済は無効なそれであり、後に第一譲受人が譲渡債権を行使してきたときは、その債務者は、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。これは、譲渡人・第一譲受人・第二譲受人・債務者との間の公平を害し、指名債権譲渡においては、「債権譲渡契約に関与しない債務者は、害されてはならない」という法の趣旨に反することになる（日民468条2項）。そこで、このような債務者をどのように保護するのかという、債務者保護法理の問題が出てくるわけである<sup>(66)</sup>。いわば、確定日付説が越えなければならない壁である。

## （二）〔類型5-2〕について

〔類型5-2〕は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が第二譲受人よりも早く日民467条2項の確定日付ある通知書を具備したが、その後、第二譲受人が同条同項の確定日付ある承諾書を具備し、譲渡人によって第一譲受人の確定日付ある通知が債務者に対してなされる前に、第二譲受人が第一譲受人よりも先に譲渡債権の履行を債務者に請求し、単純譲渡が原則であり多重譲渡が例外であることから、債務者が第二譲受人に弁済したときに、確定日付説によると第一譲受人が新債権者（権利者）であるということになるが、このような債務者を保護しなくてもいいかどうか、という問題である。多重譲渡が例外的なものであることもあわせて考えると、債務者としては、第一譲受人の確定日付ある通知が譲渡人によって債務者に対してなされていない以上、自ら確定日付ある証書で譲渡を承諾した第二譲受人が新債権者であると誤信するのが通常であろう。ここで、確定日付説による帰結に則り、債務者が第一譲受人に弁済をしなければならないとすると、債務者は、二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになり、譲渡人・第一譲受人・第二譲受人・債務者間の公平を害するものであるといえる。このような結論は、債権譲渡制度における債務者保護の理念（日

民468条2項)から許されず、何らかの債務者保護法理が検討することを要求することになるであろう<sup>(67)</sup>。〔類型5-2〕についてもまた、いわば確定日付説が越えなければならない壁が認識されることになる。

(三) 〔類型5-3〕について

〔類型5-3〕は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が確定日付ある承諾書を具備した後に、第二譲受人が確定日付ある通知書を具備した場合において、譲渡人によって第二譲受人の確定日付ある通知が債務者に対してなされ、第二譲受人が譲渡債権を行使し、債務者が第二譲受人に弁済してしまったときは、このような債務者は保護されるべきか、という問題である。私見である確定日付説にしたがえば、第一譲受人が新債権者(権利者)であり、第二譲受人は無権利者であるということになる。それゆえ、第二譲受人に弁済をした債務者は、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。しかし、このような債務者は、第一譲受人に対して確定日付ある証書によって譲渡を承諾しており、その確定日付の日付を知りうる。そうすると、譲渡人が第二譲受人の確定日付ある通知を債務者に対してしたとしても、その債務者は、①譲渡人が自らに有していた指名債権について、譲渡人による多重譲渡が行われたこと、②第一譲受人が具備した承諾書における確定日付が第二譲受人が具備した通知書の確定日付よりも早いこと、すなわち、第一譲受人が新債権者(権利者)であり、第二譲受人が無権利者であること、という二点について認識していることになる。それにもかかわらず、その債務者が無権利者である第二譲受人に弁済をしてしまったというのであれば、もはやこのような債務者は、法的保護に値しないのではないかと考える。したがって、〔類型5-3〕においては、債務者保護法理の検討は不要であるというべきである<sup>(68)</sup>。

(四) 〔類型5-4〕について

〔類型5-4〕は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が確定日付ある承諾書を具備した後に、第二譲受人が確定日付ある承諾書を具備して、第一譲受人よりも先に譲渡債権について債務者に対して履行を請求し、債務者が第二譲受人に対して弁済をしたときに、確定日付説によれば、第一譲受人が新債権者(権利者)となり、第二譲受人は無権利者となるどころ、債務者が第二譲受人



にした弁済は無効なものとなるが、このような債務者を保護するべきかどうかという問題を提起する。債権譲渡契約が譲渡人・譲受人のみによって締結され、債務者が一切これに関与しないのであれば、債務者が第二譲受人にした弁済を無効とし、債務者に第一譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害し、妥当ではなく、債務者保護法理が検討されるべきであるかのようにも思える。しかしながら、〔類型5-4〕においては、債務者自ら、第一の譲渡につき第一譲受人に確定日付ある承諾書をもって承諾しているのであり、第二の譲渡についても、第二譲受人に確定日付ある承諾書をもって承諾しているのである。そうであるならば、かかる債務者は、第一譲受人が具備した承諾書中の確定日付が第二譲受人のそれよりも早いことを認識できるのであり、債務者は、第二譲受人を無権利者と認識しつつあえて彼に弁済をしたことになる。このような債務者は、保護に値せず、債務者保護法理の検討は不要であるといえよう<sup>(69)</sup>。

#### 七 債務者保護法理が確立されるべき類型の抽出

以上にみてきたところから、指名債権の多重譲渡における債務者保護法理が確立されるべき類型は、〔類型3-3〕（多重譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条1項の単なる承諾を具備し、譲渡債権を第二譲受人よりも早く債務者に行使したため、債務者が第一譲受人に対して弁済したが、その第二譲受人が確定日付ある通知書を具備していたとき）、〔類型3-4〕（多重譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条1項の単なる通知を具備し、譲渡債権を第二譲受人よりも早く行使したために、債務者が第一譲受人に対して弁済したところ、第二譲受人が確定日付ある通知書を具備していたとき）、〔類型4〕（第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知又は単なる承諾を具備し、債務者に対して譲渡債権を行使したため、債務者が第一譲受人に弁済をした場合において、譲渡人が同一指名債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が確定日付ある通知書を具備したとき）、〔類型5-1〕（多重譲渡の場合において、第一譲受人が確定日付ある通知書を第二譲受人よりも先に具備していたが、譲渡人がその通知をしていない間に、確定日付ある通知書を具備した第二譲受人の譲渡通知を譲渡人が債務者にしてしまい、債務者がその譲渡通知にしたがって第二

譲受人に弁済をしたとき)、及び〔類型5-2〕(多重譲渡の場合において、第一譲受人が確定日付ある通知書を具備していたが、譲渡人が債務者にその通知をしない間に、第二譲受人が確定日付ある承諾を具備して、その第二譲受人が第一譲受人よりも先に譲渡債権を行使したために、債務者が第二譲受人に弁済をしてしまったとき)に限定されることになる。

問題は、このように債務者保護法理が確立されるべき類型において、いかなる債務者保護法理が確立されるべきか、という中身の議論である。上記類型はどれも、多重譲渡のケースにおいて、債務者が無権利者である譲受人に弁済をしてしまったものである。正当な理由に基づいて無権利者に弁済をした債務者を保護する民法上の規定としてまず想起されるのが、日民478条であろう。次節では、上記類型ごとに「日民478条が適用されることによって、債権譲渡契約に関与しない債務者が譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から保護(救済)されるのか」ということを検証していくことにしよう。

## 第2節 債務者保護法理としての民法478条

一 債権譲渡は、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結によって、これに全く関与しない債務者に対しても効果を生じさせるものであるから、これによって債務者に何ら不利益が及んではならないことは、上述したとおりであり(本章第一節四を参照)、これは日民468条2項から導かれる帰結でもある<sup>(70)</sup>。このことにより、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されることになる。したがって、債権譲渡にあたって債務者が不利益を被る可能性がある場合においては、債務者を保護するための法理が検討されなければならない。本稿は、本章第一節において、多重譲渡の場合において、債務者が無権利者である劣後譲受人に無効な弁済をしてしまい、真正な債権者(新債権者)に対して二重弁済・履行遅滞を負う類型を抽出した。そこで、本稿はまず、この類型に該当する債務者を保護する法理として、無権利者である劣後譲受人に対してした弁済を特別に有効なものとし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図るという結果を生み出すことができると思われる、日民478条適用の可否についてみていくことにしよう。

## 二 〔類型3-3〕について

1 まず、〔類型3-3〕はどのような類型であったかを再度確認しておこう。この類型は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条1項所定の単なる承諾を債務者から得て、譲渡債権を債務者に対して行使したところ、譲渡債権行使の時点で日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備した第二譲受人が存在していたというものである。この類型においては、債務者は、多重譲渡ではない単純な譲渡（第二譲受人が出現しない譲渡）が通常であると考えるところ、無権利者たる第一譲受人に弁済してしまったために、その弁済が無効なものになり、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。したがって、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が害されるため、債務者保護法理の検討が要求されるわけである。

2 このような〔類型3-3〕において、日民478条が適用され、債務者の第一譲受人に対する弁済が有効とされれば、債務者はもはや新債権者たる第二譲受人に弁済する必要はないのであるから、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わないことになる。これにより、譲渡人・譲受人・債務者間の公平は維持される。そこで、第一譲受人が「債権の準占有者」にあたるかが、問題となるであろう。判例によれば、「債権の準占有者」とは、弁済者からみて、社会一般の取引観念によれば真実債権者であると誤信するような外観を有する者をいうとされる<sup>(71)</sup>。通説も、判例の見解と立場を同じくしており、「債権の準占有者」を「取引の観念の上からみて真実の債権者であると信じさせるような外観を有するもの」<sup>(72)</sup>、「一般取引の観念において債権者であると信じさせるような外観を有する者」<sup>(73)</sup>、「取引の観念からして真実の債権者らしい外観を有する者」<sup>(74)</sup>及び、「取引の観念上、真実の債権者らしい外観を有する者」<sup>(75)</sup>というように「債権の準占有者」を捉えている。

この判例・通説による「取引通念からして、弁済者が真実の債権者であると誤信してもやむをえない外観を有している者」を「債権の準占有者」であるというのであれば、〔類型3-3〕における債務者の弁済は、債権の準占有者に対する弁済であると評価できるだろうか。債権譲渡の原則型が多重譲渡ではない単純譲渡であることに鑑みれば、債務者が譲渡証書（譲渡契約書）や債権証書

等によって債務者に自らが当該債権の譲受人であることを証明した第一譲受人に対して日民467条1項所定の承諾をした債務者は、承諾自体が「債権譲渡の事実を了知したことを表示する債務者の行為である」こともあわせて考えると<sup>(76)</sup>、譲渡証書や債権証書を呈示され、その者を新債権者であると誤信しても取引通念上やむをえないのであり、それゆえ、承諾をしたのである。そうであるならば、第一譲受人は、「取引通念からして、弁済者が真実の債権者であると誤信してもやむをえない外観を有している者」といえるであろう。

3 上述のように第一譲受人が「債権の準占有者」にあたると解したとしても、これだけで日民478条が適用されるはずはなく、第一譲受人が無権利者であることについて、債務者が善意・無過失であることが要求されることになる（日民478条）。債権譲渡は多重譲渡ではない単純譲渡が原則であり、債務者は第一譲受人に日民467条1項所定の単なる承諾をしたとしても、第一譲受人よりも早く日民467条2項の確定日付ある通知書を具備した第二譲受人（新債権者）が存在することを知っていたならば、二重弁済・履行遅滞の危険を回避するために第二譲受人に弁済するはずであることからすると、日民467条1項所定の単なる承諾を第一譲受人にした債務者は、第一譲受人が無権利者であることについて善意であったといえる。また、債務者は、第一譲受人に対して日民467条1項の単なる承諾をしたことにより、第一譲受人が表見譲受人ではなく真正な譲受人であり、新債権者であると誤信してもやむをえず、多重譲渡を予見できるからといって、第一譲受人に優先する第二譲受人が存在するかどうかを調査すべき義務が債務者にあるとはいえないであろう。この調査義務の不存在は、債権譲渡契約締結に全く関与しない債務者にかかる義務を負わせることは譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反し妥当ではない、という理解に基づく。したがって、債務者は、第一譲受人が無権利者であることについて無過失であると評価できる<sup>(77)</sup>。

ただし、第一譲受人が無権利者であったことにつき、債務者が善意であったということの証明は、困難を極めるであろう。第一譲受人が無権利者であることに対する債務者の善意は、債務者の主観面にかなりのウエイトにおいて依存しているのである。すなわち、第二譲受人が「債務者は譲渡人と第一譲受人の

譲渡債権行使前に譲渡人と接触したために、第二の譲渡について知っており、第二譲受人が第一譲受人よりも先に確定日付ある通知書を具備したため、第二譲受人が新債権者であることを知っていたのではないかとか、「債務者の取引先との関係で上述の事実（第二譲受人こそが新債権者であるという事実）を知っていたのではないかとか、「業界の噂で同様の事実を知っていたのではないかとか」という再抗弁を提出してきた場合に、その抗弁に対する再々抗弁が非常に困難であるということである。このような抗弁が第二譲受人によって提出された場合、債務者が「第一譲受人が無権利者であることについて善意であった」と再々抗弁を提出することは、その善意か否かは債務者の内心の問題にかかるところ、その内心を債務者が立証することは大変困難であるから、ほぼ不可能に近いことになる<sup>(78)</sup>。

しかし、上述のような善意の立証の問題は存在するにせよ、以上に述べてきたところから、〔類型3-3〕においては、無権利者である第一譲受人に弁済をしてしまった債務者は日民478条によって保護される余地があり、その結果、債務者は新債権者たる第二譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険を免れ、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されるという点で、日民478条は、まさに債務者保護法理として機能しているといえるであろう。

4 ただ、このように〔類型3-3〕について、日民478条により債務者保護を図ることについては、学説上批判がないわけではないことに注意を要する。既に述べてきたように、〔類型3-3〕においては、日民467条2項の確定日付ある通知書を具備した第二譲受人が第二譲受人よりも先に債務者から日民467条1項所定の単なる承諾を得た第一譲受人に対抗できるところ、当該債権を第二譲受人よりも早く行使した第一譲受人に対する債務者の弁済を日民478条によって有効なそれとすることは、日民467条2項の規定を無にすることになり、すなわち、債務者以外の第三者に対する対抗要件を無視する結果となる。したがって、上述のような理由から、日民467条2項という法秩序を維持するために、〔類型3-3〕について、債務者が第一譲受人に対してした弁済を日民478条によって有効なそれとすることは妥当でないとする学説が見受けられる<sup>(79)</sup>。

これらの学説の主張はもっともなものであるように思われるけれども、債権

譲渡は、譲渡人・譲受人による債権譲渡契約締結によって、その効果が同契約当事者ではない債務者に対しても及ぶのであって、そうであるがゆえに、同契約締結に何ら関与しない債務者に不利益が生じてはならないのである。そのことを明示した条文が、日民468条2項であり、同条同項は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図っている。そうであるならば、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件もまた、債務者に不利益を与えないことを前提として機能するべきものであって、債務者以外の第三者に対する対抗要件に拘泥するあまり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害してはならないのである。したがって、この公平を維持するために日民478条を適用することは、善意の立証に問題があるとしても肯定されるべきであるように思われる（本節二3を参照）<sup>(80)</sup>。

### 三 [類型3-4] について

1 [類型3-4] についてもまず、これがどのような類型であったかを再確認しておこう。[類型3-4] は、債権の多重譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条1項所定の通知書を具備し、譲渡債権を債務者に行使し、債務者から弁済を受領したところ、その債務者による弁済の時点で、第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書を具備していた、というものである。この場合、日民467条2項によれば、新債権者は債務者以外の第三者に対する対抗要件を第一譲受人よりも先に具備している第二譲受人になるため、第一譲受人に対する債務者による弁済は、無権利者に対する弁済（無効な弁済）ということになる。

しかし、単純譲渡があくまでも原則である債権譲渡にあつては<sup>(81)</sup>、債務者は、日民467条1項の通知書を具備している第一譲受人が譲渡債権を行使してきた場合、譲渡人が譲渡債権を第一譲受人に譲渡したことを証明し、これを債務者に通知している以上、第一譲受人を新債権者と誤信してしまうし、それは、当然のことであるといえる。それにもかかわらず、第一譲受人に対する債務者の弁済を無効であるとするのは、債務者が第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うということであり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害する結果を招来する。このような弊害を回避するために、以下、一つの債務者保

護法理として、日民478条によりかかる債務者の弁済を特別に有効なものとし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できないかを検討することになる。具体的には、本節二のように日民478条の要件論に〔類型3-4〕における債務者の無権利者たる第一譲受人への弁済が適合するかをみていくことになる。

2 本節二2で述べたように、判例通説によれば、「債権の準占有者」とは、「取引通念からして、弁済者が真実の債権者であると誤信してもやむをえない外観を有している者」である。それでは、〔類型3-4〕における第一譲受人は、日民478条の「債権の準占有者」であるといえるだろうか。先に指摘したように、債権譲渡が原則単純譲渡として行われ、通知は「債権譲渡があったことを知らせる行為」であることに鑑みれば<sup>(82)</sup>、譲渡人が第一譲受人に当該債権を譲渡したという事実を債務者に知らせる以上、その債務者が「第一譲受人は表見譲受人ではなく、新債権者である」と誤信することは、取引通念（社会通念）からみてもやむをえないといえ、第一譲受人はそのような外観を有しているといえる。したがって、〔類型3-4〕においては、第一譲受人は、「債権の準占有者」であるといえるであろう。

3 次に、債務者が弁済の当時、第一譲受人が善意・無過失であったかどうかであるが（日民478条）、債権譲渡は原則的に単純譲渡であること、及び譲渡人が第一の譲渡について債務者に通知をしていることから、債務者が第一譲受人を新債権者（権利者）ではないと予見できたとは取引通念上言えないし、また、譲渡人が多重譲渡をして、第二譲受人が存在し、かつ、その第二譲受人が第一譲受人よりも先に日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したという事実（換言すれば、第一譲受人が無権利者であるという事実）を調査し、第二譲受人に弁済するべき義務を債務者に負わせることは、債権譲渡は譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約のみによって債務者にも効力が及ぶことに鑑みれば、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害するというべきである。したがって、無過失要件については充足されているとみてよい。また、善意の要件については、債権譲渡が原則単純譲渡であること、及び、債務者が「第一譲受人（無権利者）に優先する第二譲受人（新債権者）が存在すること」を知っていたならば、わざわざ無権利者である第一譲受人に無効な弁済をして、第二譲受人に対する関

係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことはないであろう。そうであるならば、債務者は第一譲受人への弁済の時点で、「第一譲受人が無権利者であること」について善意であったといえるように思える。したがって、一応、〔類型3-4〕についても、日民478条が適用され、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を回避でき、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されるとともに、それによって、債務者保護が図られることになる。

しかし、やはり、債務者が第一譲受人に対する弁済時に「第一譲受人が無権利者であったこと」について善意であることを立証することは、容易なことではない。第二譲受人が債務者に対して、「債務者は第二の譲渡後に譲渡人と接触したのであるから、第一譲受人に優先する第二譲受人（新債権者）がおり、第一譲受人が無権利者であることを知っていたのではないか」とか、「取引関係先から当該債権が二重譲渡され、第二譲受人が第一譲受人よりも早く日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備しており、第一譲受人が無権利者であることを知っていたのではないか」、又は、「業界の噂で、当該債権が二重に譲渡され、第二譲受人が第一譲受人よりも早く確定日付ある通知書を具備し、そのため、第一譲受人が無権利者であることを知っていたのではないか」等の再抗弁を提出した場合、債務者の善意の立証自体、債務者の内心という100パーセント主観的な要素で占められているため、第一譲受人への弁済時に「第一譲受人が無権利者であることを知らなかった」という再々抗弁をすることが、非常に困難なものになるのである。したがって、〔類型3-4〕において、日民478条は適用されうるものであるけれども、日民478条適用の要件のうち、「弁済受領者が無権利者であることにつき弁済者が善意であったこと」を債務者が立証することは容易なものではなく、ケースによっては、日民478条の適用が認められずに、債務者が第二譲受人との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負担する危険も生じてくるものと思われる。これが、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害する結果を招来することになる。

4 以上にみてきたように、私見は、〔類型3-4〕において、善意要件の立証上の問題はあつにせよ、日民478条を第一譲受人に無効な弁済をした債務者保護のために適用することは認められてよいと考える。ここにおいても、日民47



8条は、債務者保護法理として機能しうるのである。なお、私見のように、〔類型3-4〕において、無権利者である第一譲受人に対してした弁済を日民478条によって有効なものであるとすると、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する要件を無に帰する結果となる、という批判が提出されることになる<sup>(83)</sup>。

しかし、〔類型3-3〕の場合と同様に、債権譲渡の効力が譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結のみによって債務者に及ぶのであるから、同契約に何ら関与しない債務者が同契約締結によって害されることがあってはならない（日民468条2項）。譲渡人・譲受人・債務者間の公平は、維持されなければならないのである。そうであるならば、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件もまた、この債務者保護の要請（公平の要請）が満たされる場合にのみ、その機能が発揮されるものと解するべきであろう。したがって、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が日民478条によって担保された後に、日民467条2項の対抗要件が機能することになるのである。つまり、上述の公平の維持（日民478条の適用）が日民467条2項の適用に優先すると考えるべきなのである。

#### 四 〔類型4〕について

1 〔類型4〕についても、まず、これがどのようなケースであったのかを確認しておこう。〔類型4〕は、多重譲渡のケースではあるが、譲渡人が第一譲受人に債権を譲渡し、その第一譲受人が日民467条1項の単なる通知又は承諾を具備して、譲渡債権を債務者に行使し、債務者が第一譲受人に対して弁済した後に、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備した場合において、債務者が第二譲受人による譲渡債権の履行請求に応じなければならないというものであった。債務者は、彼の第一譲受人に対する弁済によって債務を消滅させることができるようにみえるけれども（日民467条1項）、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾しか具備していない以上、譲渡人のもとに不完全ながら譲渡債権が帰属しており、たとえ債務者が第一譲受人に弁済をしたとしても、その効果は、譲渡人に帰属する同一債権にまでは及ばない。したがって、譲渡人は同一債権をその弁済後に第二譲受人に譲渡することができ、日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備した

第二譲受人こそが、真正な債権者（新債権者）となるのである<sup>(84)</sup>。ここでは、日民467条1項にしたがって第一譲受人に弁済をした債務者が、第二譲受人に対する関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。これは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する。そこで、この弊害を除去するため、以下、債権の多重譲渡の場合における債務者保護法理として機能している日民478条が〔類型4〕のケースにも適用されないか、検討することにしたい。なお、その検討の前提として、〔類型4〕における第一譲受人の法的地位を再度明示しておこう。債務者が第一譲受人への弁済後に、譲渡人から譲渡債権を譲り受け、日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書を具備した第二譲受人は、譲渡債権を完全な形で取得したことになる。したがって、第一譲受人は、この時点で無権利者に転落することになる<sup>(85)</sup>。その結果、債務者は、第一譲受人という無権利者に弁済したことになり、上述したように、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるのである。

2 繰り返しになるけれども、日民478条における「債権の準占有者」とは、判例通説によれば、「取引通念からして、弁済者が真実の債権者であると誤信してもやむをえない外観を有している者」をいう。〔類型4〕においては、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備した時点から観察すれば、第一譲受人は日民467条1項所定の通知又は承諾を具備していること、及び債権譲渡は原則的に単純譲渡であることに鑑みて<sup>(86)</sup>、債務者は、第一譲受人を表見譲受人ではなく真正な権利者（新債権者）と誤信して、その第一譲受人に弁済をしてしまう（第2章第1節三を参照）。したがって、〔類型4〕における第一譲受人は、取引通念上、弁済者（債務者）が真実の債権者であると誤信してもやむをえない外観を有しているといえるであろう（いわば、「誰からみても新債権者（債権者）であるという衣を身につけている」といえるであろう）。したがって、その第一譲受人は、日民478条の「債権の準占有者」といえると考えられる。

3 それでは、〔類型4〕における債務者は、第一譲受人が無権利者であることについて、第一譲受人に対する弁済時に善意・無過失であったといえるのであろうか。債務者は、未だ譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡していない間に、

日民467条1項所定の通知又は承諾を具備した第一譲受人に譲渡債権につき弁済をしたのである。この時点では、この譲渡の状態は単純譲渡のそれであるから、第一譲受人は、日民467条1項の債務者に対する譲渡債権の権利行使要件を具備している以上、有効に譲渡債権を債務者に行使できる（第2章第1節三を参照）。したがって、債務者が第一譲受人に対してした弁済は、有効なものとなる<sup>(87)</sup>。そうであるならば、債務者が弁済の時点で「第一譲受人が無権利者であること」について善意・無過失であることを観念することはできないことになる。〔類型4〕については、日民478条によって、債務者が第二譲受人に対して負う可能性のある二重弁済・履行遅滞の危険を除去し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することはできないということになる。ここにおいて、我々は、〔類型4〕について、日民478条に代わる債務者保護法理を模索する必要に迫られるのである<sup>(88)</sup>。

#### 五 〔類型5-1〕について

1 〔類型5-1〕は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書を具備したが、譲渡人がその通知を債務者にしない間に、第二譲受人が同条同項の確定日付ある通知書を具備し、譲渡人がその通知を債務者にしてしまい、第二譲受人が譲渡債権を行使したために、債務者が無権利者である第二譲受人に無効な弁済をしたというケースである<sup>(89)</sup>。

〔類型5-1〕については、債権譲渡契約が譲渡人・譲受人間で締結され、債務者が何ら関与しないことから、債務者は、同一債権について多重譲渡がなされているかどうか分からず、債権譲渡においては単純譲渡が原則型であるところ、譲渡人によって先の確定日付ある通知書が債務者に到達した第二譲受人に無効な弁済をしてしまい、その結果、第一譲受人に対して、二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。これは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害することにつながる。到達時説では、このような債務者への不利益が発生することはないのであるが、確定日付説をとる私見においては、この不利益を除去し、上述の公平の維持を図らなければならないのである。以下、日民478条を用いて、この債務者保護の目的を達成できるか、みていくことにしよう。

2 (一) 大審院時代の判例の中には、債権の多重譲渡の場合において、複数の

譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備していたときに、劣後譲受人に対して債務者がした弁済を日民478条で有効とすることについて、これを否定したものがある<sup>(90)</sup>。この判例は、同一指名債権につき、差押えと債権譲渡が競合したものであるが、差押債権者と債権譲受人との間の優劣につき、到達時説を採用したかのような判示をしている。差押債権者は、譲渡人が債務者に対して有する債権を差し押さえ、その差押命令及び転付命令は、昭和3年9月28日午前11時に債務者に送達された一方で、確定日付ある譲渡通知書は、昭和3年9月28日午後2時から午後3時までの間に債務者に到達したという。債務者は、以前に譲渡人から口頭で譲受人に当該債権を譲渡した旨の通知を受けていたことから、昭和4年1月22日と同年同月25日の2回にわたって債権額全額を債権譲受人に弁済した。大審院は、原審の確定した以上の事実に基づき、譲渡通知が確定日付ある証書によってなされたとしても、転付命令の送達に遅れてその通知がなされた場合は、譲渡人は差押債権者に譲渡債権の帰属を対抗することはできず、譲受人はいったん取得した債権を取得しなかったことになり、差押債権者が唯一の債権者となるとした。譲渡通知が内容証明郵便によって債務者に到達したのが、昭和3年9月28日であることから、確定日付説を採用する限り、確定日付は遅くとも同年9月27日であり、債権の譲受人が差押債権者に優先するはずである。しかし、大審院がこのように債権の譲受人に優先権を与えず、差押債権者にこれを与えたことからすると、この判例は、到達時説をとっているように思われる。

そして、この判例は、上述の旨を述べた上で、差押債権者の立場から観察するときは、債務者の債権譲受人に対する弁済は債権者ではない者に対してした弁済で、有効な弁済とはいえないことは当然であるとし、債務者の債権譲受人に対する弁済をもって準占有者に対する善意の弁済と解することはできないとした。

到達時説を採用した本判例によれば、債務者のもとに先に転付命令を到達させた差押債権者が債権譲受人に優先することは、債務者も認識しうることであり、この点で、債務者が差押債権者に劣後する債権譲受人に対してした弁済を日民478条によって有効とし、債務者保護を図る必要はないとした本判例は、

そのような前提に立てば、妥当なものであろう。しかし、本判例につき、「債権の二重譲渡の場合に対抗関係で劣後する譲受人に対する弁済については一般的に民法四七八条は適用されないなどとは少しもいって」いないとみる見解も、存在する<sup>(91)</sup>。かかる見解は、本判例における債務者は無権利者である債権譲受人に無効な弁済をした時点で、転付命令到達前に既に譲渡人が口頭で当該債権を譲受人に譲渡したことを債務者に通知しており、債務者が二重弁済・履行遅滞の危険を負担してまで債権譲受人に弁済することは通常考えられないから、債務者は「債権譲受人が無権利者であること」について善意であることを踏まえ、債権譲受人が「債権の準占有者」に該当するかどうかにつき、差押債権者が債権譲受人に優先することは債務者が明確に認識するところ、「取引通念からみて、債権譲受人が真の債権者であると債務者が誤信してもやむをえない外観を債権譲受人が有していたとはいえない」とし、本判例は日民478条の適用をみとめつつ、この債権譲受人の「債権の準占有者要件」不充足で同条の適用を認めなかったとみるものである<sup>(92)</sup><sup>(93)</sup>。

しかしながら、結局のところ、債権の多重譲渡（多重移転を含む）の場合において、複数譲受人間の優劣が債務者に認識されうる形で決定されるとき、たとえば、債務者のもとに到達した譲渡通知における確定日付の先後から債務者が優先譲受人を確定できるようなときは、もはや劣後譲受人には「取引通念からして、債務者に真の債権者と誤信させるような外観」はもはや存在しない。そうであるならば、このような場合においては、日民478条の適用ということは、そもそも考えられないのであって、本判例が日民467条2項と日民478条の競合の問題について判示したとみるのは、失当であろう。その意味で、多重譲渡の場合において、債務者による劣後譲受人に対する弁済を日民478条によって有効とすることは日民467条2項の対抗要件を無視することになるという見解<sup>(94)</sup>が本判例を引用することは、ミスリーディングではあるまいか。本判例は、〔類型5-1〕のように、第一譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したが、譲渡人がその通知を債務者にしない間に、譲渡人が第二譲受人に同一債権を譲渡し、その第二譲受人もまた日民467条2項の確定日付ある通知書を具備し、譲渡人が第一譲受人の譲渡通知よりも先に第二譲受人へ

の譲渡について債務者に通知したために、債務者が無権利者である第二譲受人に弁済してしまった場合において、債務者の第二譲受人に対する弁済を譲渡人・譲受人・債務者間の公平に鑑みて、日民478条によって有効とできないかということが問題となるケースの先例とはなりえない。何となれば、〔類型5-1〕においては、まさに、「日民478条の適用によって日民467条2項の対抗要件が無に帰するのではないか」という問題が一応生じうるのに対し、上述の判例においては、そもそも債務者を譲渡人・譲受人・債務者間の公平から保護する必要がなく、また、日民478条の適用は要件不充足のために否定されるから、〔類型5-1〕において一応生じうる問題が論じられる余地はないからである<sup>(95)</sup>。

(二) 〔類型5-1〕において生じうる、「第二譲受人に債務者がした弁済を日民478条によって有効とすることは、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を無に帰することにならないか」という問題に関連して、最高裁時代の判例に、債権の多重譲渡（正確には多重移転）の場合において、債務者が劣後譲受人に対してした弁済に日民478条の適用の余地があるとしたものがある。以下、この判例についてみていくことにしよう。

最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁は、多重譲渡（正確には多重移転）の場合において、債務者が劣後譲受人に弁済したときに、その弁済について日民478条の適用の余地があるとしたものであるが、その事案は、次のようなものであった。債権譲受人（上告人）は、譲渡人（訴外会社）が債務者（被上告人）に対して有している運送代金債権を譲り受け、日民467条2項の確定日付ある通知書を具備し、譲渡人が昭和54年6月28日にその通知を債務者に到達させた。その後、譲渡人は、債権譲受人の債務不履行を理由に、債権譲受人との間の債権譲渡契約を解除し、その解除通知を債務者に同年8月8日に到達させたが、その後、その債務不履行が譲渡人の誤解であることに気づき、解除撤回通知を債務者に同年9月1日に到達させた。他方、譲渡人に対する債権者は、同一債権の仮差押えを行い、その仮差押命令は、同年8月15日に債務者に送達され、続いて差押命令が同年11月1日に債務者に送達された。債務者は、債権譲渡契約解除撤回の通知を同年9月1日に譲渡人から受けていたので、差押債権者に差押債権者が譲渡人に対して有する債権の債権額を支払うかどうか迷っ

たものの、仮差押命令及び差押命令を發した裁判所の判断に誤りはないと考え、差押債権者に上記債権額分について弁済をした。そこで、債権譲受人は、自らが新債権者であるとして、譲渡債権に対する履行を債務者に訴求した。

本判例は、最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁を前提にしているところから、到達時説を採用しており、債権譲受人と差押債権者が競合する場合においても、到達時説が妥当することを当然の理としている。したがって、債権譲渡契約撤回通知が債務者に到達している以上、債権譲渡契約は契約締結当初から存在しているのであり、したがって、債権譲受人が具備した日民467条所定の確定日付ある通知が譲渡人によって、差押債権者の仮差押命令の債務者への到達（昭和54年8月15日）より先に、債務者に到達している（昭和54年6月28日）のであるから、到達時説を採用する本判例によれば、新債権者は、債権譲受人ということになる。したがって、債務者は、劣後譲受人に無効な弁済をしたことになり、債権譲受人に対して、差押債権者が譲渡人に対して有する債権の債権額の範囲で二重弁済をしなければならないのが原則である。しかし、本判例の事案では、譲渡人が債権譲渡契約解除通知をいったんは債務者に到達させており、その後、この撤回通知を債務者に到達させるなど、債権譲渡の真正につき、債務者が疑念を抱くのも無理はない事案であったといえよう<sup>(96)</sup>。また、仮差押命令や差押命令が裁判所によって発せられていることにあることに鑑みれば、取引通念上、債務者が真正な債権者を差押債権者と誤信することは、やむをえないことであるともいえそうである（差押債権者の「債権の準占有者性」の肯定可能性<sup>(97)</sup>）。そこで、「債権譲受人に劣後する差押債権者に債務者がした弁済を日民478条によって有効にすることはできないか」ということが、問題となる。本判例は、次のように述べて債権の多重譲渡の場合に、劣後譲受人に債務者がした弁済につき、日民478条の適用があることを認めた。

「二重に譲渡された指名債権の債務者が、民法四六七条二項所定の対抗要件を具備した他の譲受人（以下「優先譲受人」という。）よりのちにこれを具備した譲受人（以下「劣後譲受人」といい、「譲受人」には、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者を含む。）に対してした弁済についても、同法四七八条の規定の適用があるものと解すべきである。思

うに、同法四六七条二項の規定は、指名債権が二重に譲渡された場合、その優劣は対抗要件具備の先後によって決すべき旨を定めており、右の理は、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者との優劣を決する場合においても異ならないと解すべきであるが（昭和四七年（オ）第五九六号同四九年三月七日第一小法廷判決・民集二八巻二号一七四頁参照）、右規定は、債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めているものとはいえず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法の規定によって決すべきものであり、債務者が、右弁済をするについて、劣後譲受人の債権者としての外観を信頼し、右譲受人を真の債権者と信じ、かつ、そのように信ずるにつき過失のないときは、債務者の右信頼を保護し、取引の安全を図る必要があるので、民法四七八条の規定により、右譲受人に対する弁済はその効力を有するものと解すべきであるからである。そして、このような見解を採ることは、結果的に優先譲受人が債務者から弁済を受けえない場合が生ずることを認めることとなるが、その場合にも、右譲受人は、債権の準占有者たる劣後譲受人に対して弁済にかかる金員につき不当利得として返還を求めること等により、対抗要件具備の効果を保持しえないものではないから、必ずしも対抗要件に関する規定の趣旨をないがしろにすることにはならないというべきである。」

本判例は、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件は多重譲渡における複数譲受人の優劣を「対抗要件の具備の先後」という基準によって決定する機能しか有しておらず、換言すれば、複数譲受人間の優劣を「対抗要件の具備の先後」という基準によって決定するという射程範囲にとどまり、債務者がその基準によって優先譲受人に劣後する劣後譲受人に対してした弁済の効果については、何ら定めていないというのである。これによって、論理的には、多重譲渡の場合において優先譲受人を決定する機能しかもたない日民467条2項と劣後譲受人に債務者がした弁済の効力について機能する日民478条は、全く別の機能をもった規定であって、互いに競合するものではないということが導かれる<sup>(98)</sup>。これはこれで、一つの論理的な説明なのであるが、さらに本判例は、「劣後譲受人に対してした債務者の弁済を日民478条によって有効とすることは、日民467条2項の対抗要件を無意味にする」という学説の強い批判を



意識してか<sup>(99)</sup>、たとえ、これらの学説の批判を入れたとしても、優先譲受人は不当利得によって債務者から弁済を受領した劣後譲受人に不当利得による返還請求権（日民703条又は同704条）を取得し、結局優先譲受人が債務者から取得するはずであった金銭等を取得できるのであるから、日民467条2項の対抗要件の機能は実質的に失われていないというのである<sup>(100)</sup>。

私は、本判例が「日民467条2項の対抗要件と日民478条は、競合しない」という判示したことには賛成するが、その理由を「日民467条2項は、多重譲渡における複数譲受人間の優劣を決定する機能しか有しておらず、債務者が劣後譲受人に対してした弁済の効力について、その効力まで規定するものではなく、それは、弁済に関する条文群に委ねられている」とすることについては、反対せざるをえない。何となれば、本判例の理論でいけば、日民467条2項と日民478条が機能する場面が異なるとはいっても、結局は、日民478条が日民467条2項の規定を無にすることを否定できないからである。そうであるからこそ、本判例は、わざわざ「優先譲受人は債務者からの弁済を受領した劣後譲受人に不当利得返還請求をすることができるから、日民467条2項の対抗要件の機能は維持されている」というのであろう。私は、多重譲渡の場合において、債務者が劣後譲受人にした弁済につき、日民478条が適用されることを否定するものではない。しかし、その理論構成は、本判例とは異なる。既に述べたように、債権譲渡の効力は譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結によって債務者に対しても及ぶところ、同契約当事者ではない債務者に不利益が及ぶとすれば、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害する。したがって、譲渡人・譲受人間の同契約締結によって債務者を害することは、許されないということになる（日民468条2項）。それゆえ、日民467条2項もまた、この公平の理念に支配されていることになる。すなわち、日民467条2項は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が担保されることを前提として、複数譲受人間の優劣を決定する機能を有しているのである。その公平が担保されるために、日民478条が優先的に適用されることは、認められなければならないと思われる。私見ように解すれば、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件と日民478条とが競合することはありえず、日民478条が日民467条2項の対抗要件を無に帰することはな

いといえよう。しかし、債務者が劣後譲受人に対してした弁済について日民478条の適用可能性を肯定するとしても、日民478条の成立要件の充足が検討されることは、当然のことである。私見においても、本判例のように債務者が劣後譲受人に弁済をした場合において、日民478条が適用されうるにすぎないということになる<sup>(101)</sup>。そこで、さらに、本判例が日民478条の要件につき、事実からどのように判断しているのかをみておこう。

本判例は、まず、①劣後する無権利者たる差押債権者が「債権の準占有者」といえるかどうかについて、以下のように判示している。

「原審が確定したところによれば、本件債権部分の二重譲受人と同視しうる立場にある上告人（債権譲受人）と石川（差押債権者のこと—引用者註）の對抗関係における優劣は、譲渡人である訴外会社の確定日付のある文書による本件譲渡通知の破産会社（債務者のこと—引用者註）に到達した日時（昭和54年6月28日—引用者註）と前記仮差押命令が破産会社に到達した日時（昭和54年8月15日—引用者註）の先後によるべきであつて、上告人が唯一の債権者であり、石川の得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令は、訴外会社に帰属しない債権を対象としたものとして、上告人に対してはその効力を主張しえず、無効であったが、右仮差押命令等を得た石川は本件債権部分の取立権者としての外形を有し、右債権の準占有者に当たるといえることができるから、同人に対する弁済につき民法四七八条の規定の適用があるものというべきである。」

本判例によれば、最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁が採用した到達時説に則り、差押債権者による仮差押命令の債務者への到達よりも先に、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を債務者に到達させた債権譲受人を日民467条2項により新債権者とする一方で、仮差押命令等が裁判所によって発せられている以上、取引通念上、債務者が差押債権者を真の債権者であると誤信してもやむをえない外形を差押債権者が有しているといえるのである。しかし、到達時説が最高裁判例として10数年以上も経過した時点であらわれた本判例において、譲渡人が債権譲渡契約解除通知を債務者に到達させ、その後、同解除撤回通知を再び債務者に到達させるという、債権譲渡の真正について、債務者が疑念を抱くのもやむを得ないといえるけれども、通常人からみると、債

権譲渡契約解除撤回通知が債務者に到達している以上、債権譲渡が有効になされていると考えるのが自然の理であると思われる。したがって、「債権の準占有者」を「取引通念上、弁済者からみて、弁済受領者が真の債権者であるかのような外形を有している者」といえるかどうかであると捉える判例通説の立場に立てば、債務者は、差押債権者が仮差押命令を債務者に到達させるより先に、日民467条2項の確定日付ある通知書を債務者に到達させた債権譲受人が権利者（新債権者）であることを、到達時説が広く判例として認識されている取引社会において当然知りうるはずである（換言すれば、差押債権者が無権利者であることを取引通念上、当然に知りうるはずである）。このことは、差押債権者は、取引通念上、債務者によって真の権利者と誤信される外形を有していないということを意味する。それゆえ、本判例が差押債権者を「債権の準占有者」と捉えたことは、従前の判例理論からしても不当なものであったといえることができよう<sup>(102)</sup>。また、以上に述べたことから、日民478条の①の要件に差押債権者が該当しないことにより、債務者が差押債権者にした弁済は、日民478条によって有効とされないということになるべきであったといえよう<sup>(103)</sup>。

しかし、本判例は、従前の判例理論から外れた形で差押債権者を「債権の準占有者」として認定して、前記日民478条の要件①を認定してしまったのであるが、次の要件である、②弁済受領者が無権利者であることを弁済者が知らないこと（弁済者の善意）については、「民法四七八条所定の「善意」とは、弁済者において弁済請求権者が真正の受領権者であると信じたことをいうものと解すべきところ、原審の前記確定事実によれば、破産会社（債務者のこと一引用者註）は、本件譲渡通知により本件債権譲渡の事実を知ったものの、本件仮差押命令及び差押・取立命令の送達並びに石川（差押債権者一引用者註）の代理人たる弁護士の支払催告を受けて、石川が正当な取立権限を有する者と信じた、というのであるから、破産会社が善意であったというべきである。」と判示して、②要件の充足も認めている<sup>(104)</sup>。本判例による善意要件の定義については「弁済受領者が無権利者であることに対する不知」と合致しないという批判はありうるが<sup>(105)</sup>、見方を変えれば、「弁済受領者が真正の受領権者であると信じた」とは、「弁済受領者が無権利者であることを知らなかったこと」ということにつ

ながるのであり<sup>(106)</sup>、そして、本件債務者は、債権譲渡が行われたことを知りつつ、差押債権者に差押債権者が譲渡人に対して有する債権の債権額分を弁済しているのに、差押債権者が日民467条2項の適用の結果無権利者であると知っていたならば、債権譲受人に対する二重弁済の危険を冒してまで差押債権者に弁済をすることはなかったであろうと考えられる。したがって、弁済者受領者である差押債権者が無権利者であることにつき、弁済者である債務者は善意であったといえ、②の要件は、本判例のごとく充足されることになるのではないかと思われる。なお、本判例では、日民478条の適用を主張する債務者（被上告人）に対して、上告人（債権譲受人）は、原審において、確定日付ある債権譲渡通知は昭和54年6月28日に到達しており、その一方で仮差押命令はこれに遅れて同年8月15日に到達しているから、債務者は債権譲受人が真正な債権者（権利者）であることを認識できるから、債務者は差押債権者が無権利者であることについて悪意であるという主張をしているものの、それ以外に債務者の悪意について立証していない。本件のような場合には、債務者は、上述したところから、善意の反証をすることができるであろう。しかし、仮に、債権譲受人が「債務者は訴外会社（譲渡人）と取引上接触しているので、債務者は、債権譲受人が新債権者（権利者）であることを知りえたはずだ」とか、「債務者は、取引界の噂で債権譲受人が債権者であることを知りえたはずだ」などの事実を立証してきた場合に、債務者が「差押債権者が無権利者であることにつき善意であった」ということを反証することは、善意か悪意かが債務者の主観に全てかかってくるため、反証することが困難である。日民478条の「債権の準占有者が無権利者であることについて、弁済者が善意であること」という要件（要件②）が充足されることは、大変に難しいことだけ指摘しておく。

さて、最後に、③弁済受領者が無権利者であることを知らなかったことにつき、弁済者が無過失であったといえるか、という要件の検討が残される。この点、本判例は、いささか不可解な過失の認定を行っている（すなわち、③の要件は充足されないとしている）。以下にその判示部分を紹介しておこう。

「債権の準占有者である石川（差押債権者—引用者註）に弁済した破産会社（債務者—引用者註）の過失の有無について検討すると、民法四六七条二項の

規定は、指名債権の二重譲渡につき劣後譲受人は同項所定の対抗要件を先に具備した優先譲受人に対抗しえない旨を定めているのであるから、優先譲受人の債権譲受行為又はその対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じない等の場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきものであつて、債務者としても優先譲受人に対して弁済すべきであり、また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張しうるものである。したがつて、債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかつたというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきである。そして、原審の確定したところによれば、訴外会社（譲渡人—引用者註）の本件譲渡通知の破産会社（債務者—引用者註）に対する到達日が石川（差押債権者—引用者註）の得た本件債権仮差押命令の破産会社への送達日よりも早かつたというのであるから、債務者である破産会社としては、少なくとも、準占有者である石川に弁済すべきか否かにつき疑問を抱くべき事情があつたというべきであつて、石川の得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所の発したものであるとの一事をもつて、いまだ破産会社に石川が真の債権者であると信ずるにつき相当の理由があつたということはできないから、破産会社が、前示のとおり、前記債権差押・取立命令等を発した裁判所の判断に過誤なきものと速断して、取立権限を有しない石川に対して弁済したことに、過失がなかつたものとするとはできない。」<sup>(107)</sup>

本判例はまず、債権の多重譲渡の場合において、債務者が劣後譲受人に弁済をしたが、優先譲受人の債権譲受行為に瑕疵があるときは、弁済受領者が無権利者であることを知らなかつたことにつき、弁済者が無過失であつたといえるとする（要件③は充足されるとする）。これは、例えば、優先譲受人が詐欺行為によつて譲渡人に債権譲渡契約を締結させたといったように、優先する債権譲渡が譲渡人によつて取り消され、劣後譲受人が真正な債権者（新債権者）になりうるようなときは<sup>(108)</sup>、債務者は、いつ無権利者になるか分からない優先譲受人に弁済し、結果的に劣後譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を甘受

する必要はない。したがって、このような事情のもとにおいては、劣後譲受人が真正な債権者（新債権者）になりうることに鑑みれば、弁済をした劣後譲受人が無権利者であることを知らなかったことにつき、債務者に過失があると認定することは妥当ではないという判断がなされるであろう。本判例の理論によれば、要件③は充足されることになるのである<sup>(109)</sup>。ところが、本件においては、債権譲受人（優先譲受人）の債権譲受行為は、いったんは譲渡人によって解除されたものの（昭和54年8月8日に債務者に解除通知到達）、その解除は譲渡人の誤解に基づくものであったため撤回されており（昭和54年9月1日に債務者に解除撤回通知到達）、債務者が債権譲受人に劣後する差押債権者に対して弁済する時点で、債権譲受人の債権譲受行為に瑕疵はなかった。したがって、債務者には、劣後する差押債権者を真の債権者と誤信してもやむを得ない事情があるとはいえないから、本件債務者は、劣後譲受人が無権利者であることを知らなかったことについて過失があるといえることになる。さらに本件では、債権譲受行為がなんら瑕疵なくなされている以上、債務者は日民467条2項によって、債権譲受人と差押債権者のどちらが債権者（権利者）かを知りえた。それゆえ、差押債権者が無権利者であることに善意であるとしても過失を認定されることになったわけである<sup>(110)</sup>。

しかし、「対抗要件に瑕疵があるためその効力（優先譲受人と譲渡人との間の債権譲渡契約の効力—引用者註）を生じないと誤信してもやむを得ない事情」とは、いかなる事情をいうのであろうか。判決文からは、何ら明らかにならない。私が前に、本判例が日民478条の無過失要件の検討にあたり、「いささか不可解な過失の認定を行っている」と述べたのは、この箇所に関する。これについては、最高裁調査官の解説がヒントになる。同解説は、次のように述べている。

「債権譲渡においては、債権を譲受けようとする第三者は、まず債務者に対し債権の存否ないしその帰属を確かめ、債務者は、当該債権が既に譲渡されていたとしても、譲渡の通知を受けないか又はその承諾をしていない限り、第三者に対し債権の帰属に変動がないことを表示するのが通常であり、第三者はかかる債務者の表示を信頼してその債権を譲受けることがあるという事情が存す

ることから、債務者の承諾とともに債務者に対する譲渡の通知を第三者に対する関係でも対抗要件としたのであり、対抗要件制度はかかる債務者の表示があることを根幹として成立しているとされているから、「従って、優先譲受人の債権譲受行為又はその対抗要件に瑕疵があるためその効力が生じないなど相当な理由がある場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきものであって、債務者としても優先譲受人に対して弁済すべきであり、また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張し得るものである。それゆえ、債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかったというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきであろう。本判決は、この理を判示したものである。」<sup>(111)</sup>

上記の加藤調査官の解説は、最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁において最高裁が判示した、到達時説の理由付けを根拠として「対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由がある」場合に、債務者が弁済受領者が無権利者であると知らなかったことにつき無過失であると説明する。以下、このことにつき、詳細にみていくことにしよう。判例でもある到達時説の根拠は、加藤調査官の解説にも示されているように、債務者を債権帰属についての公示機関（インフォメーション・センター）とすることにあるといえる。指名債権譲渡において、当該指名債権を譲り受けようとする者は、現在当該指名債権が誰に帰属しているのかを確認できなければ、たとえ譲渡人と債権譲渡契約を締結したとしても、その譲渡契約締結前に既に譲渡人が第三者に同一指名債権を譲渡していたときは、その第二譲受人は、無権利者から譲渡債権を譲渡人から譲り受けたことになり、無権利者である。これでは、指名債権取引の安全を害するから、日民467条2項は、譲渡人に譲渡の通知を債務者に到達させるか、又は、債務者に譲渡について承諾させることにより、債務者を当該指名債権帰属に関する公示機関（インフォメーション・センター）とし、

現在の当該指名債権の債権者が誰かを債務者によって公示しようとしたのである。そうであるならば、日民467条2項の通知又は承諾という対抗要件は、少なくとも、それ自体によって「当該指名債権が誰に帰属しているのか」ということが分かるものでなくてはなるまい。したがって、当該指名債権の債権者が誰なのか分からないような通知又は承諾は、対抗要件としての実質的な意味をなさないことになる。たとえば、「当該指名債権が誰に帰属するのか不明である通知や承諾」は、「瑕疵ある対抗要件」であるといえるであろう。これを念頭に置いて考えれば、多重譲渡の場合において、「当該指名債権が誰に帰属するのか不明である通知や承諾」を具備した優先する第一譲受人が存在し、「当該指名債権が第二譲受人に譲渡されたという通知又は承諾」を具備した第二譲受人が存在するときは、債務者は、第一譲受人を特定できない<sup>(112)</sup>。つまり、優先する第一譲受人を特定できず、本当に第一の譲渡が行われたのか分からないのでは、債務者が第一譲受人に弁済することは不可能であり、結果的に、債務者に第二譲受人に対する履行遅滞のリスクを負わせることにもなりうるということである。このような債務者は、譲受人が特定されている第二の譲渡につき、その第二譲受人に弁済をしてしまうであろう。実際、第二譲受人が真正な権利者（新債権者）である可能性も否定できないのである。それゆえ、債務者には、第二譲受人がたとえ無権利者であったとしても、それを予見することはできないのであり、また、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から、弁済をするという結果を回避する義務もないというべきである。こうしてみると、本判例の「債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかつたというためには、・・・対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきである。」という判示部分は、その限りにおいて正当であろう。なお、本判例の事案では、昭和54年8月8日に譲渡人による譲渡解除通知が債務者に到達し、債務者からすると「誰が優先する債権者なのか特定できない」状況が生じたものの、同年9月1日に譲渡人によって解除撤回通知が債務者に到達したのであるから、債務者は、再び「誰（債権譲受人）が優先する債権者なのか」を特定できるよう



になったのである。ここにおいて、「対抗要件の瑕疵」は治癒されている。このことが、「弁済受領者（差押債権者）が無権利者であることを知らなかったことにつき過失がある」という認定につながったものと思われる。優先する債権譲受人の対抗要件に瑕疵がない以上、彼が対抗要件を自分より後に備えた差押債権者に劣後するということはありえず、債務者は、差押債権者が無権利者であることにつき、これを予見でき、また、その無権利者に無効な弁済をするという結果を回避する義務があったというべきであろう。

本判例については、総じてみると、「債権準占有者の概念を広く取り、四七八条の適用の間口を拡げて最後の過失判断でしぼる、という、これまで積み重ねられてきた判例法理」を踏襲したものと理解することが、おそらくは正しい<sup>(113)</sup>。しかし、債権の準占有者を「取引通念上、弁済者が弁済受領者を真の権利者と誤信してもやむを得ない外観を有している者」であると理解する判例理論にしたがうならば、少なくとも、判例理論は、自己矛盾をきたしているであろう。なぜならば、多重譲渡の場合において、日民467条2項対抗要件主義によって誰が新債権者（権利者）かを債務者が特定できるのであれば、対抗要件において劣後する譲受人には、もはや、「取引通念上、弁済者（債務者）が弁済受領者（劣後譲受人）を真の権利者と誤信してもやむを得ない外観」など存在しないからである。本判例は、債権の準占有者ではない者（債権譲受人に対抗要件において劣後する差押債権者）を債権の準占有者と認定してしまい、従来の判例における準占有者の定義を自ら否定してしまったのではあるまいか。私も、池田教授と同様に、本判例の結論には賛成するものの、差押債権者に債権の準占有者性を肯定した本判例の理論には反対を表明せざるを得ない<sup>(114)</sup>。なお、念のために付言すれば、このような理解が確定日付説をとる私見においても妥当すること、当然である。債権譲受人は、譲渡人による譲渡解除通知が債務者に到達したものの、その後、解除撤回通知が再び譲渡人によって債務者に到達していることから、差押債権者による仮差押命令の送達日（昭和54年8月15日）よりも先に、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したのであるが、その確定日付は、昭和54年6月28日よりも前であることは明らかである。したがって、確定日付説をとったとしても、取引通念上、差押債権者が債務者によっ

て債権者（権利者）と誤信されてもやむを得ない外観を有しているとは言いがたいのである。このように、従来の判例理論からすれば、最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁は、債権譲受人に対抗要件において劣後する差押債権者に対してなされた債務者による弁済を日民478条不適用によって有効としない根拠を、要件③の無過失要件の不充足に求めるべきではなく、①の要件の不充足、すなわち、差押債権者に債権者（権利者）としての外観が取引通念上みとめられないこと、に求めるべきではなかったか。本判例は、日民478条の要件充足又は不充足の検討をもう少し丁寧になすべきではなかったのではあるまいか<sup>(115)</sup>。

なお、多重譲渡の場合において、債務者が劣後譲受人に弁済をしてしまったときに、日民478条の適用を肯定した最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁は、〔類型5-1〕のいわば先例としての役割を果たさない。なぜならば、前者は、これを多重譲渡の場合に置き換えて説明すると、第一譲受人も第二譲受人も日民467条2項の確定日付ある通知を債務者の弁済前に債務者に到達させているのであって、債務者は第一譲受人と第二譲受人の優劣を判別でき、真正な債権者（新債権者）である第一譲受人（債権譲受人）に有効な弁済を確実になしうるのに対し、後者は、第一譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備してはいるが、譲渡人がその通知を債務者にしない間に、第二譲受人が同条同項の確定日付ある通知書を具備し、譲渡人がその通知を債務者にしてしまい、第二譲受人が譲渡債権を行使したというものであって、債務者は、第一譲受人と第二譲受人の優劣を判別できないことは言わずもがな、多重譲渡がなされたことすら債務者は認識できないからである。すなわち、前者のケースでは、債務者は無権利者たる劣後譲受人（差押債権者）に無効な弁済をすることを回避できるが、後者では、債務者は無権利者たる劣後譲受人（第二譲受人）に無効な弁済をすることを回避することはできないのである。したがって、両者にこのような大きな差異がある以上、最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁は、〔類型5-1〕における債務者保護法理としての日民478条の適用可能性を検討することについて、参考となるものであるとはいえないであろう。そこで、我々は独自に、〔類型5-1〕において日民478条が債務者保護法理と

しての機能を果たしうるかについて、検討しなければならない。

3 繰り返しになるが、〔類型5-1〕は、第一譲受人が譲渡人と債権譲渡契約を締結し、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したが、譲渡人がこの通知書を債務者に到達させないでいる間に、第二譲受人が譲渡人から同一債権を譲り受け、日民467条2項の確定日付ある通知書を具備し、譲渡人がこれを債務者に到達させ、第二譲受人が第一譲受人よりも先に譲渡債権を債務者に対して行使したために、債務者が第二譲受人を新債権者（権利者）と誤信して第二譲受人に弁済をしてしまったというものである。このケースにおける債務者の弁済は、日民478条によって有効となるか。これについて、我々は、上述のように、独自に日民478条の要件に照らして検討していかなければならない。

（一）まず、日民478条の要件のうち、①「取引通念上、弁済受領者に弁済者が真実の債権者であると誤信してもやむをえない外観がみとめられるか、すなわち、弁済受領者に債権の準占有者性がみとめられるか」、についてみてみよう。債権譲渡においては、あくまでも単純譲渡が原則であることに鑑みれば、日民467条2項の確定日付ある通知を譲渡人によって債務者に到達させた第二譲受人は、取引通念からすると、弁済者である債務者が弁済受領者を債権者（新債権者）であると誤信してもやむをえないというべきであり、弁済受領者である第二譲受人にはその外観があるといえよう。したがって、〔類型5-1〕においては、日民478条の①の要件は充足されているとみてよい。

（二）次に、〔類型5-1〕は、日民478条における別の要件である、②「弁済者が弁済時に弁済受領者が無権利者であったことにつき善意であったこと」という要件を充足するか。もし、弁済受領者である第二譲受人が無権利者であることを弁済者である債務者が知っていたならば、すなわち、債務者が日民467条2項の対抗要件について第二譲受人に優先する第一譲受人が存在することを知っていたならば、第一譲受人との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる債務者は、わざわざそのリスクを冒して無権利者たる第二譲受人に無効な弁済をしないであろう。そうであるならば、無権利者である第二譲受人にあえて債務者が弁済をしたということは、「弁済者である債務者が弁済受領者た

る第二譲受人が無権利者であることについて、弁済時に善意であったことという②の要件が充足されていることを意味するものであるといえよう。

しかしながら、これも繰り返しになるけれども、〔類型5-1〕のケースにおいて、第一譲受人が債務者の第二譲受人に対する弁済後、債務者に譲渡債権を行使してきたときは、債務者は、日民478条の要件を立証して同条を債務不存在の抗弁として提出することになるが、これに対して、第一譲受人が「債務者は譲渡人と取引上接触しており、その際、第二譲受人に優先する第一譲受人の存在を知った」とか、「取引界の噂で、譲渡人が債務者に対して有していた債権が多重譲渡されたこと、及び第一譲受人が日民467条2項の対抗要件について第二譲受人に優先することを債務者が知っていた」などの反証がなされ、再抗弁として提出されたときは、債務者は、日民478条の要件②を立証して、日民478の適用がある旨の再々抗弁を提出することは、大変困難である。なぜならば、債務者が上述のようなことについて善意であるか否かは、まさに債務者の内心の問題であるからである。したがって、〔類型5-1〕においてもまた、第二譲受人が無権利者であることにつき善意で彼に弁済した債務者を日民478条によって保護することは、②の主観的要件との関係で厳しいものがあるといえよう。我々は、このことをあらためて認識しておく必要があるであろう。

(三) 最後に、日民478条が適用されるためにクリアしなければいけない要件である、③「弁済者が弁済受領者に弁済をした時点で、弁済受領者が無権利者であることを知らなかったことについて過失がないこと」ということについて検討しておこう。債権譲渡は、単純譲渡が原則であるところ、〔類型5-1〕の場合でも、債務者は、日民467条2項の確定日付ある通知を譲渡人によって債務者に到達させた第二譲受人を新債権者と信じることはやむをえず、第二譲受人に優先する第一譲受人が存在することを予見することはできないというべきである。また、第二譲受人に優先する第一譲受人が存在するかを債務者が譲渡人に問い合わせ、第二譲受人が無権利者であることを調査する義務（第二譲受人が無権利者であることを知らないという結果を回避する義務）があったとはいえない。なぜならば、債権譲渡は、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結によってなされるところ、それになんら関与しない債務者に負担（不利益）を強

いることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する結果となり、妥当ではないからである。日民468条2項がこの理念を標榜していることもあわせて考えると<sup>(116)</sup>、やはり債務者にかかる調査義務を課すことはできないというべきである。そうであるならば、〔類型5-1〕のケースにおいても、日民478条の要件③は充足されるというべきであろう。

（四）以上のことから、〔類型5-1〕については、「弁済受領者（第二譲受人）が無権利者であることにつき、弁済者（債務者）が弁済の時に善意であったこと」という要件②の充足を債務者が立証することは、大変困難であることという難点はあるものの（本節五3（二））、日民478条によって、「第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負う」という債務者のリスクを回避し、債務者を保護することができるのである。このことは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に合致する（日民468条2項）。ここにおいて、〔類型5-1〕についても、日民478条は、債務者保護法理として機能するといえよう。

なお、念のため再度付言しておくが、〔類型5-1〕において日民478条の適用を認めることは、日民467条2項を無に帰することにはならないし、両規定の競合問題も生じない。なぜならば、上述のように、債権譲渡では譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されなければならないところ、これを前提として債務者に対する対抗要件（日民467条1項）及び債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）が機能するからである。この理にしたがえば、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持する日民478条が日民467条に優先して適当されるのである。したがって、日民478条と日民467条は競合せず、一方が他方を無に帰するということは生じないのである。

## 六 〔類型5-2〕について

1 〔類型5-2〕における債務者保護法理として日民478条について検討する前に、ここでもやはり、〔類型5-2〕がいかなるケースであったのかを再確認しておこう。〔類型5-2〕は、第一譲受人が譲渡人と債権譲渡契約を締結し、日民467条2項の確定日付ある通知書を具備したが、譲渡人がこれを債務者のもとに到達させないでいたところ、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が確定日付ある承諾書を債務者から得、譲渡債権を債務者に行

使し、債務者が第二譲受人に弁済をしたというものである。この場合も、確定日付説をとる私見によれば、債務者は、無権利者である第二譲受人に無効な弁済をしたことになり、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。〔類型5-2〕によってもたらされるこのような結果は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害する結果となる。したがって、〔類型5-2〕においては、債権譲渡制度を支配する「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」の理念から（日民468条2項）<sup>(117)</sup>、債務者保護法理が検討されなければならない。そこで、以下、〔類型5-2〕について、日民478条によって、債務者が第二譲受人に対してした弁済が有効なものとならないか、その要件ごとに詳細にみていくことにしよう。

2 (一) まず、「取引通念上、弁済者が無権利者たる弁済受領者に真の債権者と誤信してもやむをえない外観があったといえるか」という日民478条の要件について検証してみよう。債権譲渡は、単純譲渡が原則であるところ、債務者（弁済者）は、取引通念上、日民467条2項の確定日付ある承諾書を具備した第二譲受人（弁済受領者）を新債権者（権利者）と誤信してもやむをえなかったといえるであろう<sup>(118)</sup>。そして、第二譲受人の存在が自らを債務者に新債権者であると誤信させたのであるから、第二譲受人は、新債権者としての外観を有していると評価できる。それゆえ、本要件は、充足されていると考える。

(二) では、次に、日民478条の2番目の要件である、「弁済受領者が無権利者であることにつき、債務者が弁済時に善意であったこと」という要件について、

〔類型5-2〕のケースがこれを充足するかどうかみてみよう。仮に、第二譲受人（弁済受領者）が第一譲受人に劣後する無権利者であることにつき、債務者が第二譲受人への弁済時に悪意であったならば、債務者（弁済者）は、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを引き受けて第二譲受人にあえて弁済をしたことになる。このようなことは、一般的にいつて考えられることではない。したがって、弁済者たる債務者は、弁済受領者である第二譲受人への弁済時において、第二譲受人が無権利者であることにつき善意であったといえることができる。

ただし、他の類型においても述べてきたように、債務者が第二譲受人を第一

譲受人に劣後する無権利者とは知らないで、新債権者と誤信して弁済した後に、新債権者である第一譲受人が譲渡債権につき履行請求をしてきたために、日民478条の適用があることを債務者が抗弁として第一譲受人に提出した場合に、第一譲受人が「債務者は譲渡人と取引上接触していたのだから多重譲渡について知っており、第一譲受人が新債権者であることを認識していた」とか、「取引界の噂で、債務者は第一譲受人こそが対抗要件において第二譲受人に優先する新債権者であることを知っていた」などといったことを立証し、再抗弁を債務者に提出したときに、債務者が「第二譲受人が無権利者であることについて善意であった」と反証して、再々抗弁を提出することは、極めて困難である。何となれば、「ある事実を知らないこと」を証明することは、その者の内心の問題に完全に帰着するからである。したがって、一応、〔類型5-2〕についても、本要件は充足されうるとしても、そこには立証の困難性がつきまとうことを指摘しておく。

(三) 最後に、〔類型5-2〕は、日民478条の3番目の要件である、「弁済受領者が無権利者であることを知らなかったことにつき、弁済者が無過失であること」ということを充足するであろうか。債権譲渡については単純譲渡が原則であるところ、そうであるならば、いくら第二譲受人が確定日付ある承諾を債務者から得たからといって、債務者は、譲渡人から第二譲受人に譲渡された自らに対する債権につき、多重譲渡が行われたとは予見できないのではあるまいか（予見可能性の不存在）。また、債務者は、譲渡人に自らに対する債権を多重に譲渡したか、譲渡していた場合は誰が優先譲受人かを照会することはできるかもしれないが、そもそも債権譲渡契約の当事者ではない債務者になぜそのような手間をとらせなければならないのか、その論理的根拠を見出すことはできないであろう。債権譲渡契約に何ら関与しない債務者にこのような照会義務を認定することは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するからである。したがって、〔類型5-2〕における債務者には、結果回避義務があるとはいえないことになろう。以上のことを総合すると、〔類型5-2〕の債務者（弁済者）には、「弁済受領者が無権利者であることを知らなかったことにつき、無過失である」といえるものと思われる。

(四) 以上にみてきたところから、〔類型5-2〕のケースにおいても日民478条が適用されるため、確定日付において第一譲受人に劣後するものの、譲渡債権を第一譲受人よりも早く債務者に対して行使した第二譲受人に弁済をしてしまった債務者は、新債権者である第一譲受人との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことはない。このことは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に資することになろう(日民468条2項)<sup>(119)</sup>。したがって、日民478条は、〔類型5-2〕について、債務者保護法理として機能していると評価することができる。もちろん、このような妥当な結論を日民478条の適用によって導くためには、同条の「弁済受領者(第二譲受人)が無権利者であることにつき、弁済者(債務者)が弁済の時点で善意であること」という要件もまた充足されなければならないが、債務者がその立証をすることが極めて困難であることに留意しておく必要はある。新債権者である第一譲受人に対する債務者による抗弁段階ではまだその立証は容易であるが(本節六2(二)を参照)、第一譲受人が何らかの立証により再抗弁を提出したときは、債務者が善意であることを立証して再々抗弁を提出することは、このレベルになると、善意であるか否かが完全に債務者の内心の問題に直結するのである。

なお、〔類型5-2〕についても日民478条が債務者保護法理として適用され、新債権者である第一譲受人の譲渡債権が債務者に対する関係で消滅するというのであれば、「日民478条の適用によって、日民467条2項が無に帰することになる」という指摘がなされうる。しかし、債権譲渡は譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約のみによって、同契約締結になんら関与しない債務者にもその効力を及ぼすのであれば、同契約締結によって債務者が害されることは許されず<sup>(120)</sup>、このことは、まさに、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点からの要請でもある。したがって、債権譲渡制度においては、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が第一に図られなければならない、その意味で、この公平の理念を実現する日民478条は、日民467条2項に優先して適用されるべきなのである。それゆえ、上述した指摘は、正鵠を得ないものであるといえよう。

七 本節のしめくくりとして、本節で日民478条が債務者保護法理として機能するかどうか検討した類型につき、その結果と問題点をおおまかにまとめてお



こう。

1 債権の第一譲受人が日民467条1項所定の単なる承諾を債務者から得、譲渡債権を債務者に行使し、債務者が第一譲受人（劣後譲受人）に対して弁済をしたところ、その弁済の時点で、第二譲受人（優先譲受人）が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備していたというケースである〔類型3-3〕、債権の第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知を具備し、譲渡債権を債務者に行使し、債務者が第一譲受人（劣後譲受人）に弁済をしたところ、その弁済の時点で、第二譲受人（優先譲受人）が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備していたというケースである〔類型3-4〕については、どうであったであろうか。

これらの類型については、日民478条が適用されうることは、疑いがない。日民478条の要件である、①債権の準占有者性、②債権の準占有者（弁済受領者）が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること、③②につき弁済者に過失がないこと、全てを満たしうる。第一譲受人が日民467条1項所定の承諾書を債務者から受領し（〔類型3-3〕）、又は、第一譲受人が同条同項所定の通知を譲渡人によって債務者のもとに到達させていた場合には（〔類型3-4〕）、同条同項所定の通知又は承諾を譲受人が譲渡債権を債務者に対して行使するための要件であるとする私見に鑑みれば、かかる第一譲受人を真正な債権者であると弁済者たる債務者が誤信することは、やむを得ないことであるし、債権譲渡においては単純譲渡が原則であることからしても、第一譲受人には、取引通念上、弁済者たる債務者が真正な債権者（新債権者）であると誤信することを非難できない外観があるといえよう（①の要件の充足）。また、債務者は第一譲受人が無権利者であると分かっていたならば、わざわざ二重弁済・履行遅滞の危険を第二譲受人に対して負ってまで第一譲受人に無効な弁済をすることはない。したがって、債務者は、第一譲受人が無権利者であることにつき善意である（②の要件の充足）。さらに、債務者は、第一譲受人は日民467条1項所定の債務者に対する権利行使要件を具備しているので、上述したように第一譲受人が無権利者であると予見しえないであろうし、仮に多重譲渡により第一譲受人が無権利者であることを予見しえたとしても、債務者が譲渡人

に「第一譲受人に優先する第二譲受人が存在するか」ということを照会すること自体、債権譲渡契約に何ら関与していない債務者に負担を負わせるものであって、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するものといえる。したがって、債務者には無権利者である第一譲受人に弁済することを回避する義務はなく、債務者は、第一譲受人が無権利者であることを知らないことにつき無過失である（③の要件の充足）。このことから、〔類型3-3〕及び〔類型3-4〕については、無権利者である第一譲受人に知らずも無効な弁済をしてしまった債務者について日民478条を適用することにより、その弁済を特別に有効なものとして保護し、もって譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できるのである。

しかしながら、②の要件については難点が残存する。それは、日民478条の②の要件である、「債権の準占有者たる弁済受領者（第一譲受人）が無権利者であることにつき、弁済者（債務者）が善意であること」ということに関する。すなわち、③の無過失要件の認定は、客観的になされるのに対し<sup>(121)</sup>、②の債務者の善意という要件は、その認定につき、ほとんどの部分債務者の主観に頼らざるをえないのである。したがって、第二譲受人（新債権者）の履行請求に対して債務者が日民478条を抗弁として提出した場合において、第二譲受人が「債務者は譲渡人との取引関係上、第一譲受人に優先する第二譲受人が存在することを知っていた」とか、「債務者は、取引界の噂で第一譲受人に優先する第二譲受人が存在することを知っていた」という再抗弁を提出してきたときに、債務者は、これに対する再々抗弁を提出することに窮するのではないだろうか。債務者が善意であるかどうかの認定は、最終的には、債務者の内心にかかっているからである。このようにしてみると、多重譲渡の場合における債務者保護法理として機能する日民478条が適用されることは、それなりに困難を伴うということが出来る。債務者保護法理である日民478条のこの問題をどのように解決するべきか。この困難性を回避することができる別の債務者保護法理はないのであろうか。もし、これがあるのであれば、我々は、日民478条に拘泥する必要はないのではあるまいか。この点については、本章第4節で詳しく検討しよう。

2 次に、第一譲受人が日民467条1項所定の単なる通知又は承諾を具備し、

譲渡債権を債務者に行使し、債務者から有効な弁済を受領した場合において、その後、譲渡人が第二譲受人に同一譲渡債権を譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を譲渡人によって債務者に到達させ、又は、同条同項所定の確定日付ある承諾書を債務者から得たため（実際にはこのような承諾書を債務者が第二譲受人に交付することはまれではあろうが）、債務者の第一譲受人に対する有効な弁済が無効なそれへと転換したケースである〔類型4〕についてはどうであっただろうか。ここでも、譲渡契約当事者ではない債務者が結果的には無権利者である第一譲受人に対して弁済をしており、第二譲受人との関係で二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。このような状態は譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反することになるため、債務者保護法理が必要とされたのである。

本稿は、〔類型4〕が日民478条における、①債権の準占有者性、②債権の準占有者（弁済受領者）が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること、③②につき弁済者に過失がないこと、という要件を充足するかについて検討した。上記の検討と繰り返しになるが、次節につなげるためにも、あらためて日民478条の要件を充足するかしないかを確認しておきたい。まず、①の要件についてであるが、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書を具備した時点において、弁済受領者たる第一譲受人は無権利者へと転落することになる（無権利者であったことになる）のであるが、この無権利者である第一譲受人は、債務者に対して譲渡債権を行使した時点で日民467条1項所定の通知又は承諾を具備しており、債務者に対する権利行使要件を具備している。私見によれば、債務者に対する権利行使要件を具備しているということはただちに譲渡債権を行使する者が新債権者であることを証明するものであるから、取引通念上、無権利者である第一譲受人（弁済受領者）は、弁済者たる債務者が権利者（真正な新債権者）であると誤信してもやむをえない外観を有しているといえる。もちろん、債権譲渡においては単純譲渡が原則であることもまた、上記の①の要件充足を補助するものであるといえよう。しかしながら、②と③の要件については、弁済者たる債務者が第一譲受人に弁済をした時点では、第二譲受人は登場しておらず、第一譲受人は、日民467条1

項の債務者に対する権利行使要件を具備していたのである。すなわち、債務者が第一譲受人に弁済をした時点においては、まだ第一譲受人は権利者（新債権者）なのであって、弁済者たる債務者が「第一譲受人が無権利者であることにつき弁済の時点において善意・無過失である」ということを検討することそれ自体、不可能なのである。それゆえ、日民478条における②と③の要件について検討できない以上、〔類型4〕につき、債務者保護法理として日民478条を適用するという方向性は絶たれることになろう。ここにおいてこそ、我々は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持するための債務者保護法理を新たに模索しなければならないであろう。日民468条2項類推適用の地平が見えてこないだろうか。ここでは、債務者保護法理としての日民478条に限界があることを指摘し、これに代わる債務者保護法理として日民468条2項の類推適用が考えられることだけを指摘しておこう（詳しくは、本章第4節で述べることにする）。

3 〔類型5-1〕と〔類型5-2〕について、債務者保護法理として日民478条が機能していたかどうか、機能していたとしても問題点はなかったかをまとめておこう。〔類型5-1〕と〔類型5-2〕は、債権の多重譲渡の場合において、第一譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備した後に、第二譲受人が同条同項所定の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備し、さらに、第二譲受人が第一譲受人よりも早く譲渡債権を債務者に対して行使し、その第二譲受人が債務者から弁済を受領したというケースであった。ここでは、第二譲受人に優先する第一譲受人の存在を知らなかった債務者は、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わなければならない、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されないことになる。それゆえ、この類型においても、債務者保護法理が必要とされたわけである。本節では、日民478条によって債務者の第二譲受人に対する弁済を有効なものとし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できないか検討を試みた。

日民478条の成立要件である、①債権の準占有者性、②債権の準占有者（弁済受領者）が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること、③②につき弁済者に過失がないこと、の3要件それぞれについて検討を加えた。まず、①の債権の準占有者性については、債権譲渡においては単純譲渡

が原則であるところ、債務者以外の第三者に対する対抗要件まで具備した第二譲受人を債務者が真正な債権者（新債権者）と誤信することは、やむをえないことである。そうであるならば、取引通念上、弁済受領者である第二譲受人には弁済者である債務者が権利者であると誤信してもやむをえない外観があったといえ、①の要件は充足されていたのであった。次に、②の要件であるが、「第二譲受人が第一譲受人に劣後する無権利者であること」を債務者が知っていたならば、二重弁済・履行遅滞の危険を第一譲受人に負担してまで、無権利者である第二譲受人に対して無効な弁済をするはずはないから、弁済者である債務者は、債権の準占有者である第二譲受人（弁済受領者）が無権利者であることを知らなかったのである。したがって、②の要件は、ごく簡単に認定されるはずである。しかし、ここでも、②の要件が債務者の主観にその大部分を依存しているため、第一譲受人が「債務者（弁済者）は、譲渡人との取引関係から第一譲受人が第二譲受人に優先する債権者（権利者）であることを知っていたのではないか」とか、「取引界の情報により、第一譲受人が第二譲受人に優先する債権者（権利者）であることを知っていたのではないか」といった再抗弁を債務者に対して提出したときは、債務者はそれに対して再々抗弁をすることは、かなり困難である。なぜならば、善意・悪意は、行き着くところ、債務者の内心の問題だからである。それゆえ、本稿は、外形的には②の要件は簡単に充足されるようにみえるけれども、実質上これが裁判所によって認定されることは、それなりに難しいと指摘した。この点において、日民478条の適用によって譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することには問題があること、すなわち日民478条が債務者保護法理として十分に機能しえないという限界があることが、明らかにされることになったのである。最後に、③の要件についてであるが、債権譲渡が原則的には単純譲渡であること、及び第二譲受人が債務者以外の第三者に対する対抗要件も具備していることに鑑みて、第二譲受人に優先する譲受人（第一譲受人）が存在すると予見することはできないであろうし、もし仮に債務者が第二譲受人に優先する第一譲受人の存在を予見できたとしても、本当に第二譲受人が第一譲受人に劣後する無権利者なのかどうかを譲渡人に照会するといった、「第二譲受人が無権利者であるということを知らないという結

果」を回避する義務は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の見地からみて、債務者のみに負担を負わせるものであり、これを認定することは妥当ではないと思われる。それゆえ、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕においては、③の要件は充足されていた。

こうして、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕については、一応日民478条の3要件を充足しうるので、無権利者である第二譲受人に無効な弁済をした債務者は、その弁済が日民478条によって特別に有効とされることによって保護され、譲渡人・譲受人・債務者間の公平もまた、維持されることになるのである。ただし、何度も繰り返すが、日民478条の②要件の充足は、弁済者（債務者）が無権利者ではあるが債権の準占有者である駄弁済受領者（第二譲受人）に弁済した時点で、債務者が善意であったか否かの認定は、債務者の主観に結局は帰着せざるをえないところ、そうであるならば、②の要件充足の認定は難しく、債務者を日民478条によって特別に保護し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ることもまた、不可能になる危険を孕んでいるといえるのである。

4 以上、本稿は、債務者を譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から保護すべき類型を抽出し、その債務者を保護する「債務者保護法理」として、日民478条について、その各類型が日民478条の成立要件を充足するのか、また、日民478条の成立要件を充足し、債務者を公平の見地から保護できるとしても、そこに問題点は存在しないのか、ということを検討してきた。これによると、日民467条1項所定の単なる通知を具備した新債権者（第一譲受人）が譲渡債権を行使し、これに応じて債務者が第一譲受人に有効な弁済をした後に、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備したときは、その時点で第一譲受人は無権利者へと転落し、債務者もまた、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をしたことになってしまう。ここで、債務者保護法理として日民478条が機能するか否かが、検討されることになるのであるが、既にみたように、「弁済者（債務者）が弁済の時点で債権の準占有者たる弁済受領者（第一譲受人）が無権利者であることにつき善意・無過失であること」という日民478条の要件について、この要件の充足を検討することは不可能である。第一譲受人は債務者から弁済を受領した

時点では、権利者（新債権者）であったからである。そうであるならば、上記の日民478条の要件充足を検討することは観念されえない。したがって、〔類型4〕においては、日民478条の成立要件は充足されず、日民478条の債務者保護法理としての機能は失われていることになる。他方、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕については、日民478条の3要件全てを充足しうるものの、「弁済者（債務者）が弁済受領者（第一譲受人）に弁済した時点で、債権の準占有者たる弁済受領者（第一譲受人）が無権利者であることにつき善意であったこと」という要件につき、實際上（訴訟上）、その要件充足の債務者による（再々抗弁での）立証は、究極的には債務者の主観に依存せざるをえないところから、きわめて困難であるといえることができる。ここにおいて、多重譲渡の場合において、取引通念上新債権者（権利者）であると債務者によって誤信されてもやむをえない第一譲受人（無権利者）に無効な弁済をした債務者は、たとえその第一譲受人がこれ優先する第二譲受人の存在により無権利者であることにつき、善意・無過失であったとしても、新債権者（権利者）である第二譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険を負担しなくてはならない恐れがあるのである。それゆえ、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕における債務者の保護、すなわち、取引通念上債務者が新債権者であると誤信してやむをえない外観を備えた第一譲受人対して弁済をしてしまった債務者の保護は、日民478条の適用では不完全であり、その結果、譲渡人・譲受人・債務者間公平の維持が担保されえないことにもなる。

### 第3節 債務者保護法理としての民法478条適用における問題点

一 本章第2節は、多重譲渡において劣後譲受人に弁済してしまった債務者がこれに優先する譲受人に二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるものの、このような結果は譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から妥当ではないと評価できる、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕について、日民478条がその債務者保護法理として機能し、もって上記の公平を維持できないか検討した。その結果、総括として本章第2節七で述べたように、上記の公平の観点から保護されるべき債務者を保護する法理と

して考えられる日民478条には、以下の2点のような問題点があることが判明した。

二1 まず、1つ目の問題点は、日民478条によって保護され、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されうる〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕についていえることであるが、日民478条の要件である、「弁済者（債務者）が債権の準占有者たる弁済受領者が無権利者であることにつき、善意であること」という要件の充足を上記類型における債務者が立証することが極めて難しいということである。すなわち、債権の準占有者である第一譲受人（弁済受領者）が無権利者であることを債務者が知っていたならば、わざわざ新債権者たる第二譲受人（権利者）に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負担してまで第一譲受人に無効な弁済をしたりはしないから、債務者は、「弁済者（債務者）が債権の準占有者たる弁済受領者が無権利者であることにつき、善意である」ということを立証することは、全く簡単なはずである。しかし、いざ訴訟ということになると、真正な権利者（新債権者）たる第二譲受人が債務者に履行請求をしてきた場合において、債務者が上述のような立証をして抗弁を第二譲受人に提出したとしても、第二譲受人が「債務者は、譲渡人との取引上の関係から第一譲受人に優先する第二譲受人が存在することを知っていたはずである」とか、「債務者は取引界の情報によって、第一譲受人に優先する第二譲受人がいること知っていたはずである」といった事実を反証して、再抗弁として提出したときは、債務者は、善意であることを再々抗弁として提出することは、きわめて困難である。債務者が善意か悪意かという問題は、最終的には、債務者の内心の問題に帰着するからである。したがって、このように日民478条の適用によって、上記類型の債務者を保護することは難しく、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することもまたできない恐れがある。

他方、見方を変えれば、債務者は債権の準占有者である第一譲受人に対して弁済をしたのであるから、第一譲受人を権利者（新債権者）と信じて弁済をしたのであり、第一譲受人が無権利者であることについて善意であったともいえる。それゆえ、判例は、債権の準占有者に対して債務者が弁済をした場合には、反証がない限り、債務者の善意を推定し、善意であることの立証を要しな



いとまで述べている<sup>(122)</sup>。学説もまた、債権の準占有者に弁済した債務者は債権の準占有者が無権利者であることにつき善意であると推定されるとしているようである<sup>(123)</sup>。

しかしながら、日民478条の「債権の準占有者性」の要件が充足されるならば、債務者の善意が法律上推定されるという理解は、あくまでも「債務者の善意を推定する」という域を出ないのであって、債務者が権利者である第二譲受人（新債権者）の履行請求に対して、債権の準占有者の要件が充足されていることをもって善意の立証をしなくてもよいとしても、その第二譲受人が上述のような事実を挙げて反証をしてきた場合には、やはり債務者は、本稿の考察と同様、第二譲受人に対して、「第一譲受人が無権利者であるということにつき善意であった」ということを再々抗弁として提出することはなかなかできないのではなかろうか。それは、繰り返しになるが、債務者が善意か悪意かという問題は最終的には債務者の内心の問題に帰着するからである。したがって、判例学説のこのような推定は、権利者たる第二譲受人（新債権者）の反証によってすぐにくつがえされるのであり、日民478条による債務者保護は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できないことをあらためて示すものであるであろう。

2 次に、2つ目の問題点は、〔類型4〕の場合において、第一譲受人（無権利者）に対する弁済を特別に有効とすることによって保護すべき債務者が日民478条の適用を絶対に受けられないために保護されず、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害する結果になるということである。〔類型4〕は、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾を具備し、債務者に譲渡債権を行使して債務者から弁済を受領した後に、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備したケースである。このケースの場合、時系列で考えるならば、日民467条1項所定の通知又は承諾を具備した第一譲受人が譲渡債権を債務者に対して行使し、債務者から弁済を受領した時点においては、第一譲受人の他に譲受人は、存在しなかったのであり、そもそも、第一譲受人は、債務者に対する権利行使要件（債務者に対する対抗要件）を具備していたのである。そうであるならば、

債務者は、この時点で、真正な新債権者に有効な弁済をしたことになる。しかしながら、債務者によるその弁済後、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を（第一譲受人よりも先に）具備してしまったため、第一譲受人は、無権利者に転落してしまっただけである。その結果、債務者は、無権利者に対して弁済をしたことになり、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。当然のことながら、このような結果は、譲渡人・譲受人間の債権譲渡契約締結に全て起因するのであるから、これに債務者を巻き込むとしても、その債務者に二重弁済・履行遅滞の不利益をもたらすことは、不公平極まりない。それゆえ、このような債務者を保護するための方策が必要となる。そこで、日民478条の適用可能性について検討してみると、同条の成立要件である、「取引通念上、無権利者である弁済受領者が債権者（権利者）であると弁済者が誤信してもやむをえない外観を有していること」については、第一譲受人は、債務者が第一譲受人に弁済をした時点では、日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備していたのであるから、無権利者であるとはいえ、取引通念上、弁済者たる債務者が債権者（権利者）であると誤信してもやむをえない外観を有していたといえるであろう<sup>(124)</sup>。それゆえ、この債権の準占有者性という要件は、具備されることになる。ところが、「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意・無過失であること」という要件に関しては、〔類型4〕のケースでは、その要件充足の検討すらできない。何となれば、弁済受領者である第一譲受人は、弁済者である債務者が第一譲受人に対して弁済をした時点で唯一の譲受人であり、新債権者（真正な債権者）であつたのであり（日民467条1項）、無権利者であると評価することはできないからである<sup>(125)</sup>。このことから、〔類型4〕は、日民478条の要件を全く充足しないことが明らかとなる。我々は、ここにおいて、多重譲渡における債務者保護法理としての日民478条の適用に限界を見ることになるのであり、別の新たな債務者保護法理の確立の作業へと移行しなければならなくなるのである。

三 本節二で指摘した多重譲渡の場合における債務者保護法理としての日民478条適用に関する問題点は、以下の2点に集約されることになろう。

1 第一に、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕において、債務者が第二譲受人に劣後する第一譲受人につき、第一譲受人が第二譲受人に劣後するとはいえ、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）を具備し<sup>(126)</sup>、第二譲受人よりも早く譲渡債権を行使した第一譲受人は、債権譲渡では単純譲渡が原則である以上、取引通念上も債務者によって譲渡債権を行使することができる法的地位を備えていると誤信されてもやむをえない外観を有しているところ、第一譲受人に弁済をした債務者は、日民478条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であったこと」という要件の不充足から保護されないということである。債務者による第一譲受人に対する弁済後、第二譲受人が譲渡債権につきその履行を訴求してきた場合、債務者は、日民478条の各要件を立証して債務不存在の抗弁を提出することになる。上述したように、債権の準占有者性要件は簡単に充足の立証がなされうるし、善意要件もまた、債務者が弁済受領者である第一譲受人が無権利者であり、第二譲受人を新債権者（権利者）であると知っていたならば、債務者は第一譲受人に弁済をなし、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことなどしないことから、比較的容易に充足されうる。さらに、無過失要件もまた、第一譲受人に優先する第二譲受人がいることを債務者が予見できたとしても、本当にそのような第二譲受人がいるかを譲渡人に照会するといったような調査義務を債務者に課すことは、譲渡人・譲受人・債務者の公平を害するといふべきであろう。その点で、債務者には第一譲受人に対して弁済をするという結果を回避する義務はないことから、これもまた容易に充足を認定されうるであろう。

しかしながら、この債務者の第二譲受人に対する日民478条適用による債務不存在抗弁について、第二譲受人が「債務者は、譲渡人との取引関係上、第一譲受人に優先する第二譲受人がいることを知っていたはずである」とか、「債務者は、取引界の噂で第一譲受人に優先する第二譲受人が存在することを知っていたはずである」といった、善意要件不充足による日民478条不適用の再抗弁が提出された場合、債務者としては、ついにはこの善意要件充足の立証が債務者の内心の問題に全てかかるため、善意要件を充足しているとし、日民478条

の適用があるという再々抗弁を第二譲受人に対して提出することは、困難なのである。このような日民478条不適用という結果は、債務者に第二譲受人に対する二重弁済・履行遅滞というリスクを負担させるものであり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反し、妥当でない。これが、第一の問題点である。したがって、少なくとも我々は、この〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕の類型においては、日民478条に代わる別の法条によって上述の公平性を維持しなければならないという局面に立たされることになる。すなわち、この類型群について、日民478条とは異なる債務者保護法理を確立しなければならないのである。

2 第二に、多重譲渡のケースではあるが、債務者が日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備した第一譲受人に弁済をした後、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知又は承諾を具備し、譲渡債権を債務者に対して行使してきたという、〔類型4〕について、債務者保護法理として日民478条が機能しないことである。〔類型4〕においては、真正な新債権者は、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した第二譲受人であり、第二譲受人がこの対抗要件を具備した時点で、第一譲受人は、無権利者に転落することになる。したがって、債務者は、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をなしたことになるのである。ここにおいて、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負う。このような結果は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する。そこで、日民478条によって、第一譲受人に弁済してしまった債務者の保護を図ることが考えられる。

もちろん、日民478条の要件の1番目の要件である、「取引通念上、無権利者である弁済受領者が債権者（権利者）であると弁済者が誤信してもやむをえない外観を有していること」については、債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、及び、第一譲受人が日民467条1項の債務者に債務者に対する権利行使要件（債務者に対する対抗要件）を具備していることから、取引通念上、弁済者である債務者が弁済受領者である第一譲受人を権利者（新債権者）であると誤信してもやむをえず、弁済受領者である第一譲受人にはその外観がある

といえるであろう。しかしながら、日民478条の2番目・3番目の要件である、「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意・無過失であったこと」については、これを検討することはできない。すなわち、〔類型4〕における債務者は、この要件を充足しない。第一譲受人に債務者が弁済をした時点においては、譲渡人は未だ同一債権を第二譲受人に譲渡しておらず、第一譲受人は日民467条1項の債務者に対する権利行使要件（債務者に対する対抗要件）を具備しているから、債務者が第一譲受人にした弁済は、一応この時点では有効なものとされるのである（一応この時点では、第一譲受人は新債権者なのである）。したがって、債務者（弁済者）が第一譲受人（弁済受領者）に弁済をした時点においては、第一譲受人が無権利者であることにつき善意・無過失ということは観念しえず、日民478条のこの2要件は、充足されえない。ただ、債務者が第一譲受人に弁済をした後に、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある承諾を具備した時点で、この債務者による第一譲受人に対する弁済は、無効なものに転化することになる。私の日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件の理解によれば（第2章第2節六を参照）、第一譲受人が債務者から弁済を受領した時点においても、譲渡人は、同一譲渡債権を未だに有しており<sup>(127)</sup>、これを第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することによって、第二譲受人は、確定的に同一譲渡債権を取得することになる。したがって、債務者が第一譲受人に対して弁済をしたことにより、当該譲渡債権が消滅したとすると、第二譲受人は、当該譲渡債権とは別の債権を確定的に取得したことになるのであり、それゆえ、債務者の第一譲受人の弁済は、第二譲受人による日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件の具備により、無効な弁済になる。ここにおいて、我々は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる債務者の保護を日民478条に代わる法理を構築する必要性に迫られることになるであろう。

四 以上のように、多重譲渡における債務者保護法理が必要な、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕、〔類型5-2〕、及び〔類型4〕につき、日民478条を適用することには、実に困難でやっかいな問題が存在し（本節三の1を

参照)、また、そもそも日民478条を適用できない限界(本節三の2を参照)があることが明らかとなった。しかし、このような結果に甘んじることは、債務者に第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を強いることを意味し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反することになり、「債務者の意思に関係なく、債権者と譲受人との契約で債権の移転を認める以上、それによって債務者の地位を不利益にすることは避けなければならない」という債権譲渡制度の根幹をなす理念に反することになる(128)。上記類型における債務者保護法理を確立し、その債務者保護法理によって譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持されるのかどうか、詳しく検討することにしたい。

#### 第4節 債務者保護法理としての民法468条2項類推適用の妥当性

一 既に述べたように、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕に関して、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の見地から、多重譲渡の場合において第二譲受人に劣後する第一譲受人に無効な弁済をしてしまった債務者を保護する一債務者が第一譲受人に対してした弁済を有効にする一ことは、日民478条の適用によっては難しい。これは、日民478条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が善意であること」という要件が充足されるかどうかということが最終的には債務者の主観に全面的に依存し、債務者がこの要件の充足を第二譲受人に立証できる可能性が極めて低いことに起因する。また、〔類型4〕については、債務者が日民467条1項所定の債務者に対する権利行使要件(債務者に対する対抗要件)を具備している第一譲受人に弁済をした時点で、譲渡人は第二譲受人に対して同一譲渡債権を譲渡していないので、債務者が第一譲受人にした弁済は、この時点では有効である。もちろん、その債務者による弁済後、第二譲受人が確定日付ある通知書又は承諾書を具備することにより、同一譲渡債権につき、第二譲受人が確定的にこれを取得することになるから、第一譲受人もまた、無権利者へと転落する。そして、債務者が第一譲受人にした弁済は、無効な弁済となる。ここにおいて、債務者が第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するから、この債務者の第一譲受人に対する弁済を有効にする必

要性が生じる。しかし、ここでは、日民478条による債務者保護は、全く不可能なものとなる。何となれば、このような債務者については、日民478条の要件である「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点において善意・無過失であった」という要件が充足されないからである。そもそも、債務者が第一譲受人に弁済をした時点では、第一譲受人は権利者であり無権利者ではないのであるから（もちろん、第二譲受人が日民467条2項所定の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した時点で、第一譲受人は無権利者に転落し、債務者は、無権利者に対して無効な弁済をしたことになる）、弁済受領者（第一譲受人）が無権利者であることにつき、弁済者（債務者）が弁済の時点において善意・無過失であったという要件は、そもそも検討される余地がない。したがって、〔類型4〕のケースでは、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを日民478条適用によって回避することはできない。かかる結果は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する。

そこで、我々は、上記類型について、日民478条の適用以外の方法、すなわち日民478条を活用する債務者保護法理ではなく、別の方法による債務者保護法理を模索せざるをえない。何となれば、債権譲渡制度においてまず考えられなければならないのは、「債権譲渡契約になんら関与しない債務者を害してはならないということ」であり<sup>(129)</sup>、つまり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されているか否かということだからである。

二1 本稿において何度か引用しているところであるが、我妻博士は、「債務者の意思に関係なく、債権者と譲受人との契約で債権の移転を認める以上、それによって債務者の地位を不利益にすることは避けなければならない」とされ、その理念を示す条文として、日民468条2項を挙げられる<sup>(130)</sup>。結局のところ、我妻博士は、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が債権譲渡契約の効果においても貫かれていなければならないことを示唆されておられるものと理解することもできる。そうであるならば、まさにその公平性が妥当すべき上記類型については、日民468条2項を弾力的に活用することで債務者保護を図ることはできないものであろうか。

2 ところで、本稿は、第2章第1節二において日民468条2項について指摘

している。指名債権の単純譲渡の場合において、譲渡を知らない債務者が譲渡人（旧債権者・無権利者）に誤って無効な弁済をした場合でも、その弁済は譲受人に対する関係でも有効とされ、債務者は、債務不存在の抗弁を譲受人に対して対抗することができる<sup>(131)</sup>。これを正当化する根拠は、上に引用した我妻博士の指摘そのものであろう。換言すれば、債務者は譲渡契約当事者ではないので、同契約締結により当該指名債権が譲渡人から譲受人へと移転したことを知らないところ、かかる債務者が譲渡人を債権者であると誤信して譲渡人に対してした弁済を無効とし、債務者に譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡契約当事者ではないがゆえに不利益が及んではならない債務者にこれを及ぼすことになり、許されないのである<sup>(132)</sup>。このことは、とりもなおさず、日民468条2項が譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図る趣旨の規定であることを意味するであろう。

3 しかしながら、我妻博士も於保博士も奥田教授も、日民468条2項が規定する、譲渡債権に付着した抗弁を債務者が譲受人に対抗することができるということを「債務者に対する対抗要件」の箇所では説明しておられない。債務者に対する対抗要件が問題になる単純譲渡の場合には、債務者は譲渡について譲渡人から通知によって知らされるまで、譲渡人を債権者と誤信し、無権利者である譲渡人に無効な弁済をする可能性が大きい。ここでは、債務者が無権利者である譲渡人に対してした弁済を有効にし、債務者が譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わないようにすることが、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から要請される。したがって、譲受人が債務者に対する対抗要件（日民467条1項）を具備するまでは、「譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」という日民468条2項の規定が、大きな意義を有することになる。

他方、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）が問題となる指名債権の多重譲渡のケースでは、第一譲受人と第二譲受人のどちらが新債権者となるか、すなわち、どちらが確定的に譲渡債権を譲渡人から取得するかということに力点が置かれる。ここでは、第一譲受人と第二譲受人のどちらが



先に「確定日付ある通知書又は承諾書」を具備するかという基準（確定日付の先後という基準）こそが、重要なのである。そこではもはや、譲渡人が登場する幕はない。そうであるならば、「譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」という日民468条2項の規定は、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）が問題になる場面においては機能しないことになるのである。

4 このように、日民468条2項を単純譲渡の場合、つまり債務者に対する対抗要件（日民467条1項）が問題となる場合においてのみ機能する規定であると理解し、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）が問題となる場合については機能しないと解することは、否定できないことであろう。ただ、後者の場合であっても、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕、〔類型5-2〕、及び〔類型4〕といった類型のように、債務者が無権利者である第一譲受人に無効な弁済をしてしまい、その結果、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになるが、このような結果は譲渡人・譲受人・債務者間の公平から妥当ではないといえるのではあるまいか。つまり、日民468条2項の制度趣旨であるところの「譲渡人・譲受人・債務者間の公平の維持」ということは、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕、〔類型5-2〕、及び〔類型4〕といった類型においても貫徹されるべきと考えるのである。このことから、日民468条2項の趣旨を類推の基礎として、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕、〔類型5-2〕、及び〔類型4〕といった類型において日民468条2項を類推適用し、債務者の第一譲受人に対する弁済を有効とし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することはできないものであろうか。本節一で述べたように、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕、〔類型5-2〕、及び〔類型4〕といった類型において、日民478条により無権利者である第一譲受人に対して無効な弁済をしてしまい、新債権者である第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負う債務者を保護できず、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できないのであれば、このような債務者に日民468条2項類推適用の利益を享受させ、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ることは、

決しておかしな債務者保護法理とは評価できまい。「譲渡人・譲受人・債務者間の公平の維持」こそが、債権譲渡制度においてもっとも留意されるべきことからであるのであれば<sup>(133)</sup>、まさにその理念を具現化した日民468条2項をその機能する場面に拘泥することなく活用することこそ、むしろ積極的に肯定されるべきではないだろうか。本節では、以下、上記の類型ごとに、日民468条2項の類推適用によって譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できるかどうかを検討し、その類推適用の妥当性を検証していくことにする。

### 三1 〔類型3-3〕について

〔類型3-3〕は、多重譲渡がなされた場合において、第一譲受人が債務者に対する対抗要件である単なる承諾（日民467条1項）を債務者から得、譲渡債権を債務者に対して行使し、債務者が第一譲受人に対して弁済をした後に、債務者以外の第三者に対する対抗要件である確定日付ある通知書（日民467条2項）を具備した第二譲受人が同一譲渡債権を債務者に行使したというケースである。このケースでは、第二譲受人が確定的に譲渡債権を取得することになるので（日民467条2項）（第2章第2節六を参照）、第一譲受人は、無権利者であるということになる。

しかし、債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、債務者が第一譲受人に対して弁済をした時点では、第一譲受人は権利行使要件（債務者に対する対抗要件）である債務者による譲渡についての承諾を具備していたのであるから、債務者が第一譲受人を新債権者と誤信し、第一譲受人に無効な弁済をしてもやむをえないのである。したがって、このように何ら落ち度のない債務者に第二譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の反するものであるといえよう。ここにおいて、日民468条2項の趣旨を類推の基礎として、同条同項を〔類型3-3〕における債務者の第一譲受人に対する弁済に適用することは、債務者保護の見地からも極めて妥当であるといえよう。なお、この場合、債務者は、第二譲受人による譲渡債権の履行請求に対して、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の理念から日民468条2項の類推適用があり、債務者による第一譲受人に対する弁済は有効であるとし、そのことを主張して、債務不存在の抗弁を第二譲受人に提出すれば、第

二譲受人に対して債務の履行を免れると解される。日民478条の適用によって譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持し、その結果、債務者に第二譲受人に対する債務の履行を免責させることは、否定されることではないが、日民468条2項類推適用によって債務者の第二譲受人に対する債務を免責させる方が、債務者は債務者の主観に全面的にかかる日民478条の要件—弁済受領者（第一譲受人）が無権利者であることにつき、弁済者（債務者）が弁済時に善意であったこと—を立証することの困難性を回避でき、確実に第二譲受人に対する債務から解放されるという点で、メリットが大きいし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を貫徹できることから、日民478条の適用よりも優れた債務者保護法理であるといえよう。

## 2 〔類型3-4〕について

〔類型3-4〕は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が債務者に対する対抗要件である譲渡人からの譲渡についての単なる通知（日民467条1項）を具備し、その第一譲受人が譲渡債権を債務者に対して行使し、債務者が第一譲受人に弁済した後に、債務者以外の第三者に対する対抗要件である確定日付ある通知書（日民467条2項）を具備した第二譲受人が債務者に対して同一譲渡債権の行使をしてきたというケースである。〔類型3-4〕も〔類型3-3〕と同様に、新債権者は、日民467条2項の債務者以外に対する対抗要件を第一譲受人よりも早く具備した第二譲受人であって、譲渡債権は、その第二譲受人に確定的に帰属する。したがって、第一譲受人は、無権利者であり、債務者は、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をしたことになる。

しかし、債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、日民467条1項の債務者に対する権利行使要件（債務者に対する対抗要件）を具備している以上、債務者は、当該第一譲受人が真正な権利者であると誤信してしまうのであり（第2章第1節三を参照）、このような債務者に新債権者たる第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、なんら責められるべき点（帰責性）のない債務者のみに不利益を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するものといえるであろう。そこで、ここでも、日民468条2項の「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」という趣旨を類推の基礎として、日民468条

2項を第一譲受人に対する債務者による弁済に類推適用して、かかる債務者の弁済を特別に有効とするべきであると考えられる。それゆえ、債務者は、日民468条2項類推適用の結果、第二譲受人に対して債務不存在の抗弁を対抗することができ、これによって譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することができるのである。もちろん、日民478条により、債務者による第一譲受人に対する弁済を有効なものとし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図るということも不可能ではない。しかしながら、日民478条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であったこと」という要件が究極的には全面的に債務者（弁済者）の主観（内心）にかかるところ、この立証の困難性を回避することは、至難の業であると考えられる。そうであるならば、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになり、必ずしも譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されない恐れがある。したがって、〔類型3-4〕においても、日民468条2項の類推適用によって債務者の第一譲受人に対する弁済を特別に有効とする方が、日民478条によってそれを特別に有効とすることよりも債務者保護に厚く、譲渡人・譲受人・債務者間の公平をより確実に維持することができると思われる。日民468条の類推適用によって債務者を保護するという法理は、日民478条によって債務者を保護するという法理よりも優れたものであるといえよう。

### 3 〔類型4〕について

〔類型4〕は、第一譲受人が譲渡人から譲渡債権を譲り受け、日民467条1項所定の通知又は承諾を具備し、譲渡債権を債務者に対して行使、債務者から弁済を受領した場合において、その後、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書を具備したというケースである。このようなケースでは、第一譲受人が債務者から弁済を受けても、譲渡人のもとには未だ譲渡債権が不完全ながら帰属しており、それゆえ、譲渡人は、債務者が第一譲受人に弁済した後であっても、同一譲渡債権を第二譲受人に譲渡しうるのであり、その第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書又は承諾書を具備したときは、その第二譲受人が確定的に同一譲渡債権を取得することになる(第2章第2節六を参照)。したがって、

譲渡人が第二譲受人に譲渡債権を譲渡する前に、第一譲受人が債務者から弁済を受けたとしても、その弁済は、日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書を具備した第二譲受人が登場した時点で、無効なものとなる<sup>(134)</sup>。

ところが、債務者が第一譲受人に弁済をした時点においては、譲受人は、第一譲受人だけであったのであり、しかも、その第一譲受人は、日民467条1項所定の債務者に対する権利行使要件（債務者に対する対抗要件）を具備していたのである。そうであるならば、第一譲受人は、債務者による弁済の時点では、有効に譲渡債権を債務者に行使できる法的地位を有していたことになる。したがって、債務者による第一譲受人に対する弁済は、その弁済の時点では有効である。第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書を具備した時点で、その弁済は、無効なものに転落する。これを債務者の視点からみると、債務者は、少なくとも弁済の時点では有効な弁済を第一譲受人に対してしたにもかかわらず、自らが全く関与することのない、譲渡人・第二譲受人間の債権譲渡契約締結と第二譲受人による債務者以外の第三者に対する対抗要件の具備によって、その弁済が無効なものとなることになる。そして、その債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。このように何ら責められるべき点のない（帰責性のない）債務者に上記のような危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するであろう。ここにおいて、日民468条2項の趣旨である「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」ということを類推の基礎として、かかる債務者の第一譲受人に対する弁済に日民468条2項を類推適用し、これを特別に有効なものとし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図るべきである。債務者は、第二譲受人に対して日民468条2項類推適用を援用し、債務不存在の抗弁を第二譲受人に対抗できる。

上記のように解することは、〔類型4〕のケースにおいて、第一譲受人に結果的には無効な弁済をしてしまった債務者を日民478条によって保護することができず、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持できないという不当な結果を回避できるというメリットを有する。何となれば、〔類型4〕のケースでは、第一譲受人が「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意・無過失であったこと」という要件を満たさないからである。つまり、債

債務者が第一譲受人に弁済した時点では、第一譲受人は権利者（新債権者）であったのであり、債務者の第一譲受人に対する弁済の時点では、第一譲受人は、新債権者（権利者）なのである。したがって、債務者の第一譲受人に対する弁済を日民478条によって特別に有効とすることはできず、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ることができない。その一方で、上述したように、債務者の第一譲受人に対する弁済について、日民468条2項の類推適用が認められるという私見に立てば、債務者の第一譲受人に対する弁済を特別に有効とすることができ、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ることができる。ここにおいてこそ、〔類型4〕において日民468条2項の類推適用という債務者保護法理を導入する最大のメリットがみとめられるであろう。

#### 4 〔類型5-1〕について

〔類型5-1〕は、多重譲渡の場合において、第一譲受人が譲渡人と債権譲渡契約を締結し、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備していたが、未だ譲渡人をしてこれを債務者に到達させていなかったところ、その後、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備、譲渡人をしてこれを債務者に到達させ、譲渡債権を債務者に対して行使し、債務者から弁済を受領したというケースであった。私見によれば、多重譲渡における複数譲受人間の優劣は確定日付の先後で決まるから（第2章第2節六を参照）、債務者が弁済をした第二譲受人は無権利者であり（第一譲受人に確定的に譲渡債権が帰属する）、その債務者の弁済は、無効な弁済となる。しかしながら、債権譲渡においては単純譲渡が原則であり、また、第二譲受人は、債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）を具備しているが、同時に、日民467条1項の債務者に対する対抗要件（譲渡人による譲渡についての債務者に対する通知）も具備しているのであって、債務者からみると、新債権者と誤信されてもやむをえない外観を有している。そうであるならば、何ら責められるべき点がない（帰責性がない）債務者が第一譲受人よりも早く譲渡債権を行使してきた第二譲受人に無効な弁済をしたことにより、債務者に第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するであろう。ここにおいて、日

民468条2項の「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」という趣旨を類推の基礎として、債務者の第二譲受人に対する弁済を日民468条2項の類推適用によって特別に有効なものとし、債務者は、第一譲受人に対して債務不存在の抗弁を対抗できると解されるべきなのである。これにより、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が図られることになる。

もちろん、〔類型5-1〕における債務者の第二譲受人に対する弁済を日民478条の適用によって有効とし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持することは、法理論上は可能である。しかし、実際には、同条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること」という要件につき、弁済者である債務者の善意は究極的には債務者の主観に完全に依存せざるをえないから、債務者がこの要件を立証することは大変困難であるといえる。そうであるならば、日民478条の要件不充足により、債務者の第二譲受人に対する弁済が特別なものとされることはなく、債務者は、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負い、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が害される結果となりうるのである。したがって、債務者の主観を問題とする要件を一切要求しない、日民468条2項の類推適用という債務者保護法理は、この公平の理念を最も具現化しうるものであるといえよう。このような日民468条2項の類推適用という債務者保護法理は、確定日付説をとる私見においては（第2章第2節六を参照）、同説を担保する極めて重要なものである<sup>(135)</sup>。

なお、水本教授もまた、〔類型5-1〕の債務者について、この債務者が第二譲受人にした無効な弁済を日民468条2項の類推適用によって、特別に有効とされるような見解を示されている<sup>(136)</sup>。

## 5 〔類型5-2〕について

〔類型5-2〕は、多重譲渡の場合において、譲渡人が第一譲受人に債権を譲渡し、その第一譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備したが、譲渡人をしてこれを債務者に到達させずにいたところ、譲渡人が同一譲渡債権を第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が同条同項所定の確定日付ある承諾書を具備、第一譲受人よりも早く譲渡債権を債務者に対して行使し、債務者から弁済を受領したというケースである。私見によれば、多重譲渡の場合におけ

る複数譲受人間の優劣は確定日付の先後によるから（第2章第2節六を参照）、第一譲受人が新債権者となり、第二譲受人は、無権利者であるということになる。したがって、債務者がした第二譲受人に対する弁済は、無効な弁済となってしまう。

しかしながら、債権譲渡においては単純譲渡が原則であり、第二譲受人は債務者以外の第三者に対する対抗要件としての確定日付ある承諾書（日民467条2項）を具備しているものの、これは、債務者に対する対抗要件としての債務者による譲渡についての単なる承諾（日民467条1項）を包含する。そうであるならば、債務者は、第二譲受人を表見譲受人ではない真正な新債権者であると誤信するし、それは、日民467条1項の債務者に対する対抗要件の機能上、やむをえないことであるといえる<sup>(137)</sup>。したがって、債務者の第二譲受人に対する弁済を無効なものとし、債務者に第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、何ら責められるべきところがない（帰責性のない）債務者を不当に扱うことであり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する。ここにおいて、日民468条2項における「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」という趣旨を類推の基礎として、債務者の第二譲受人に対する弁済を日民468条2項の類推適用によって特別に有効とし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図るべきではないだろうか。そして、債務者は、第一譲受人に対して、日民468条2項類推適用の結果、債務不存在の抗弁を第一譲受人に対抗できるとされるべきではなかろうか。もちろん、日民478条によって、債務者の第二譲受人に対する弁済を特別に有効なものとし、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ることも理論上は可能ではある。しかし、日民478条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であったこと」という要件につき、弁済者である債務者が第二譲受人（弁済受領者）に対する弁済の時点で、第二譲受人が無権利者であったことにつき善意か否かは、究極的には債務者の主観に全面的に依存せざるをえず、そうであるならば、債務者がこの要件を立証することは、大変困難であるといえよう。その結果、債務者は、日民478条によって、債務者の第二譲受人に対する弁済が特別に有効とされるという利益を享受できず、第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことにな



るから、譲渡人・譲受人・債務者間の公平が維持されないことになる。この点、日民468条2項を債務者による第二譲受人に対する弁済に類推適用し、これを特別に有効とすることについては、何ら債務者に主観的要件の立証を求めることはないのである<sup>(138)</sup>。したがって、日民468条2項の類推適用によって債務者の第二譲受人に対する弁済を特別に有効とするという債務者保護法理の方が、日民478条の適用によって債務者の第二譲受人に対する弁済を特別に有効とするという債務者保護法理よりも、「譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図る」という観点から妥当であるといえるであろう。

四1 以上これまで本節三でみてきたように、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕については、債権譲渡においては単純譲渡が原則であり、債務者に対する対抗要件（日民467条2項）において優先譲受人（新債権者）に劣後するとはいえ、少なくとも債務者に対する対抗要件（日民467条1項）を具備している劣後譲受人が優先譲受人よりも先に譲渡債権を債務者に行使しているということに照らして考えるとき、現実には多重譲渡のケースであったとしても、債務者は、劣後譲受人を新債権者と誤信して劣後譲受人に弁済するであろう。これは、債務者に対する対抗要件（日民467条1項）を具備することが「その譲受人が新債権者（権利者）であること」の証明になるからである<sup>(139)</sup>。したがって、債務者が劣後譲受人に対して弁済をしてしまうことは、やむをえないことであるといえる。このように何ら責められるべき点のない債務者に、優先譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する。そこで、日民468条2項の「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」という趣旨を類推の基礎として、債務者の劣後譲受人に対する弁済を特別に有効なものとし、債務者が優先譲受人に対する債務不存在の抗弁を対抗できるようにするべきである。これが、日民468条2項類推適用による債務者保護法理である。なお、債務者が自らの劣後譲受人に対する弁済につき、これを日民468条2項によって有効とされ、これによって保護されるためには、債務者は、単に上記各類型（〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕）について、その事実を立証し、日民468条2項の類推適用による債務不存在の抗弁を優先譲受人に提出すれば足りるであ

ろう。

他方、上記類型において、劣後譲受人に弁済をしてしまった債務者を譲渡人・譲受人・債務者間の公平から保護するもうひとつの債務者保護法理として、日民478条の適用ということが考えられること、当然である。日民478条が適用され、債務者の第二譲受人に対する弁済が可能とされることはありうる（第3章第2節を参照）。しかしながら、日民478条の適用要件のひとつである、「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること」という要件は、弁済受領者である劣後譲受人が無権利者であることにつき、弁済者である債務者が善意であったという証明をすることは究極的には全面的に債務者の内心の問題にかかるところ、債務者によって立証されることは大変困難であるといえる。日民478条の適用によって債務者の劣後譲受人に対する弁済を特別に有効とし、債務者保護を図るとしても、いずれにせよ、債務者は、日民468条2項の類推適用を裁判所に請求する場合と同様に、それぞれの上記類型に対応した事実を立証しなければならない。478条の適用を債務者が主張するためには、自明のことながら、同条の要件を充足しうる事実の立証が不可欠になるからである。この立証されるべき事実の内容は、債務者が日民468条2項の類推適用を主張するために立証する事実と異なるところはない。ここでは、簡潔に述べることにするが、たとえば、〔類型5-1〕においては、第一譲受人が譲渡人から債権を譲り受け、日民467条2項の確定日付ある通知書を具備していたが、未だ譲渡人にその通知書を債務者のもとに到達させていなかった場合において、その後、譲渡人が同一譲渡債権を第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知を具備、第一譲受人より先に譲渡債権を行使し、債務者から弁済を受領している。ここでは、①弁済受領者が、取引通念上、弁済者が権利者であると誤信してもやむをえない外観を有していること、②弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること、③弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で無過失であったことという、日民478条の3要件の充足が検討されなければならない。①については、債権譲渡については単純譲渡が原則であること、第二譲受人は日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えている

以上、日民46条1項の債務者に対する通知という、債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備していることから、第二譲受人は、表見譲受人ではなく真正な新債権者であると誤信してしまうのであり（第2章第1節三を参照）、それはやむをえないことであるといえる。したがって、弁済受領者（第二譲受人）が、取引通念上、弁済者が権利者と誤信してもやむをえない外観を有しているといえる<sup>(140)</sup>。さらに、②については、債務者は、第二譲受人が無権利者であり、第一譲受人が権利者（新債権者）であること知っていたならば、あえて無権利者である第二譲受人に無効な弁済をし、第一譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険をおかしたりしないとして、弁済受領者である第二譲受人について、第二譲受人の弁済の時点で善意であったことを主張するであろう<sup>(141)</sup>。また、③については、①の要件を認定する事実から、債務者に第二譲受人が無権利者であることについての予見可能性はなく、また、債務者に第二譲受人に優先する第一譲受人がいるか否かを譲渡人への問い合わせによって調査させることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反することから、債務者には結果回避義務もなく、債務者に過失はみとめられないことになる。以上の①から③までの要件充足によって、債務者は、日民478条の適用を受け、債務者がした第二譲受人に対する弁済は、特別に有効なものとなるのである。このような要件の認定とその結果としての日民478条の適用を受けることは、〔類型5-1〕における全ての事実を債務者が立証することを前提としている。これは、日民468条2項の類推適用という債務者保護法理においても同様であり、〔類型5-1〕における全ての事実を立証しなければ、債務者による第二譲受人に対する弁済を日民468条2項の類推適用によって特別に有効とすることはできない。

しかし、上記類型（〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕）においては、日民468条2項の類推適用によって債務者を保護するという法理は、日民478条の適用によって債務者を保護するという法理に勝っている。なぜならば、先に指摘したように、後者については、債務者が日民478条の要件のひとつである、「弁済受領者（劣後譲受人）が無権利者であることにつき、弁済者（債務者）が弁済の時点で善意であること」の立証が、全面的に

債務者の主観にかかるため、非常に困難であるからである。したがって、私見は、上記類型について、劣後譲受人に対して弁済をした債務者が優先譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを回避し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持するためには、日民468条2項の類推適用を債務者保護法理として活用するべきだと考えるが、どうであろうか。ここにおいて、我々は、上記類型における債務者保護法理としての日民468条2項類推適用の妥当性を見出しうるのではなかろうか。

2 本節四1で私見が指摘した、多重譲渡の場合における債務者保護法理について、日民468条2項の類推適用の妥当性は、まさに、〔類型4〕のケースにおいてあらわれていた。〔類型4〕は、第一譲受人が譲渡人から債権を譲り受け、日民467条1項所定の単なる通知又は承諾を具備し、債務者に対して譲渡債権を行使、債務者から弁済を受領した場合において、その後、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が、日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書を具備したケースである。第一譲受人が債務者から弁済を得たとしても、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備していない限り、譲渡債権は、不完全ながら譲渡人に帰属している。したがって、譲渡人は、同一譲渡債権を第二譲受人に譲渡することができ、日民467条2項所定の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した第二譲受人は、確定的に譲渡債権を取得したことになる<sup>(142)</sup>。したがって、〔類型4〕のケースでは、債務者が第一譲受人に弁済をしても、譲渡債権は消滅せず、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わなければならない（債務者による第一譲受人への弁済は無効なそれとなる）。ここにおいて、債権譲渡は単純譲渡が原則であること、日民467条1項の債務者に対する対抗要件（権利行使要件）を具備した第一譲受人は、表見譲受人ではなく、真正な債権者であるという証明があることになるから（第2章第1節三を参照）、第一譲受人が無権利者である第一譲受人に無効な弁済をしてしまうことは、やむをえないことであるといえる。そうであるならば、何ら責められるべきところがない（帰責性のない）債務者に第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を害する。したがって、私見では、日

民468条2項の「譲渡人・譲受人・債務者間の公平」という趣旨を類推の基礎として、〔類型4〕における債務者の第一譲受人に対する弁済を日民468条2項の類推適用によって、特別に有効なものとするのである。債務者は、債務不存在の抗弁を第二譲受人に対抗できる。ここでは、債務者は、〔類型4〕の事実と日民468条2項の類推適用を主張すれば足りる。

それでは、〔類型4〕における債務者保護を日民478条によって図ることができるかという点、私見では、それは不可能であると考えていた。なぜならば、債務者が第一譲受人に弁済をした時点では、第一譲受人は真正な債権者なのであって、無権利者と評価できないからである。もちろん、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付を具備した時点で、第一譲受人は、無権利者に転落するのであるが、債務者の弁済の時点における債権者は、第一譲受人である。そうであるならば、日民478条の要件の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であったこと」ということは、認定できない。したがって、何ら責められるところがない債務者は、第二譲受人に対する二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反する結果となる。

以上のことからすれば、〔類型4〕のケースにおいても、日民468条2項類推適用による債務者保護法理の方が、日民478条による債務者保護法理よりも優れており、妥当であるといえることができるであろう。

3 指名債権の多重譲渡において債務者が保護されるべき上記類型（〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕）については、日民478条適用によって各類型の債務者を保護し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図るのではなく、日民468条2項類推適用によって債務者を保護し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図るべきであり、それが妥当である。このことは、これまで述べてきた日民468条2項類推適用と日民478条適用の債務者保護法理としての妥当性に関する比較検討から明らかであるといえる。

(38) ここでいう「単なる通知」とは、日民467条1項所定の譲渡人による債務者に対する譲渡の通知をいうのであり、本稿は、右の通知は譲受人が債務者以外の第三者であ

る他の譲受人に譲渡債権の帰属を対抗するために必要な、日民467条2項所定の確定日付ある通知書による通知ではないという意味において、「単なる通知」と表現しているのである。

- (39) 我妻博士は、この理を「債務者の意思に関係なく、債権者と譲受人との契約で債権の移転を認める以上、それによって債務者の地位を不利益にすることは避けなければならない」と述べておられる（我妻・前掲注（18）516頁）。同旨、奥田・前掲注（24）440頁。
- (40) 多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣決定が日民467条2項によってできない（換言すれば、通知書又は承諾書における確定日付が同一であることにより、複数譲受人間の優劣が決定できない）場合における、複数譲受人間の法律関係、及び複数譲受人と債務者との間における法律関係については、かなり詳細な検討を要するため、これを別稿に譲らざるをえない。
- (41) 本文からも分かるように、本稿は、債務者保護法理が確立されるべき類型を多重譲渡の場合における類型に限定しており、しかも、その類型は、譲渡債権の履行期を中心に考えて抽出されたものである。念のために指摘しておきたい。
- (42) このような債務者の第一譲受人に対する二重弁済・履行遅滞のリスクを回避するという点で、多重譲渡の場合における複数譲受人間の優劣決定基準を通知書又は承諾書中の確定日付の先後に求めず、確定日付ある通知書による通知到達の先後、又は、確定日付ある承諾の先後に求めるという到達時説は、その説の当否は別としても、債務者保護という側面において優れたものであることは否定できないといえよう。
- (43) 同様の結論をとるものとして、我妻・前掲注（18）545頁、西村信雄編『注釈民法（11）』（有斐閣・昭40）383頁〔明石三郎執筆〕、水本浩『債権総論 民法セミナー4』（一粒社・昭51）153頁などがある。
- (44) 札幌高判昭和31年12月14日高民集9巻10号640頁。
- (45) この日民494条2文の供託権を認めることは、譲渡人が債務者に対して譲渡債権を行使した後、複数の譲受人のいずれかが確定日付ある通知書又は承諾書を具備した場合に、債務者が二重弁済・履行遅滞の危険を免れることができるという点でも意義があるといえよう。
- (46) 池田・前掲注（1）239頁。
- (47) 大連判大正8年3月28日民録25輯441頁。池田教授は、「四六七条一項に定める、債務者にのみ対抗しうる「権利行使要件」たる、確定日付のない単なる通知（承諾）は、同条二項の第三者対抗要件を具備した他の譲受人（ないし差押債権者）が現れた場合には、結局無に帰する」と指摘される（池田・前掲注（1）239頁）。
- (48) 大連判大正8年3月28日民録25輯441頁、水本・前掲注（43）153頁。なお、池田教授は、「ただしその場合でも、例外的に、単なる通知（承諾）のみがなされた第一譲受人が、確定日付のある第二の譲渡通知の債務者への到達前に現実に弁済を受け

てしまえば、四六七条一項の効果により、その時点で債権は有効に消滅する」と述べられるが（池田・前掲注（1）239頁）、少なくとも、日民467条1項所定の単なる通知を具備した第一譲受人が譲渡債権を債務者に行使した時点で、日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備した第二譲受人が存在している場合には、日民467条2項により、第二譲受人こそが真正な債権者であり、第一譲受人が無権利者であることは、論を待たないところであろう。第一譲受人は、確かに日民467条1項所定の通知を具備している以上、債務者に対して有効に譲渡債権を行使できるかのようにみえるけれども、これは、第一譲受人に譲渡債権が帰属していることを前提にするものであって、第一譲受人に譲渡債権が帰属していない場合にまで、このような譲渡債権の行使による債務者の弁済を有効とすることは、その前提を無視するものであるとともに、同一指名債権の多重譲渡のケースにおいて、誰が債権者かを決定する日民467条2項の機能を全く無に帰するものであるといえよう。したがって、池田教授は、このような表現をされる趣旨を別の箇所でも明確にしておられる（後掲注（57）を参照）。

(49) 大連判大正8年3月28日民録25輯441頁。

(50) 前掲注（48）を参照。

(51) 大判昭和7年12月6日民集11巻2414頁。

(52) なお、我妻博士は、「確定日附のない第一の譲受人が確定日附のある第二の譲受人に敗けるというのも、その債権がなお存在する間に第二の譲受人が出現した場合に限ること、いいかえれば、確定日附によらない第一の譲受人も、弁済を受けてしまった後は、たとえ確定日附による第二の譲受人が出現しても、弁済をうけたことの正当性は崩れない、ということである。このことは、前記の聯合部判決（大連判大正8年3月28日民録25輯441頁のこと一引用者註）の中でも説かれているが、大審院昭和七年十二月六日の判決（民集二四一四頁）は、これを確認した」、との分析を加えておられる（我妻栄「聯合部判決巡歴第三四話 債権の二重譲渡において第二の譲渡についてだけ確定日附があるときは、債務者はその譲受人の請求を拒み得ない 一大審院民事聯合部大正八年三月二十八日判決（民録四四一頁）一」ジュリスト151号（昭33）37頁）。

(53) 我妻・前掲注（52）37頁。

(54) 水本・前掲注（43）153頁。なお、引用にあたり、前掲注（51）の大判昭和7年12月6日を引用する脚注については、これを省略した。

(55) 池田教授は、「債権というものがそもそも単なる財産権ではなく特定人に特定の給付をなさしめる権利であることを考えると、債権譲渡が当事者間で有効に行なわれた以上、譲受人は、対抗要件の具備を待たずに、「債務者に特定の給付をなさしめる」権利自体は取得しているはずなのであって、対抗要件の具備を欠くという理由で、債務者がその譲受人への権利それ自体の帰属を否定するということは、本来考えられないものと言わなければならない」と述べられる（池田・前掲注（1）110頁以下。傍

点原文。)。これは、債権の定義という視角から日民467条1項の債務者に対する対抗要件を理解したものであって、これを譲渡債権の帰属を対抗するための要件ではなく、譲渡債権の行使を債務者に認めさせるための要件であるとしたものであると考えられる。ただし、池田教授がなぜ、フランス民法1690条の沿革からそれて、日民467条1項をこのように解さなければならなかったのか、その実質的な理由は、いまひとつ明らかではない。池田教授は、「結局債務者にできるのは、譲受人への債権の帰属を否定することではなく、自己が二重払いの危険を免れるために、対抗要件を具備していない譲受人からの弁済請求を拒めるということにすぎない」と加えて説明されるが（池田・前掲注（1）111頁。傍点原文。）、その「自己が二重払いの危険を免れるため」という箇所について、債務者が誰への無効な弁済によって、新債権者たる譲受人に二重弁済の危険を負うのかが、明確にならないのである。

(56) 池田・前掲注（1）94頁。

(57) 池田・前掲注（1）239頁。傍点は、引用者が付したもの。なお、前掲注（48）で引用した同箇所の池田教授の指摘は、本文で述べたような趣旨で理解されるべきことになるであろう。

(58) 私は、このような譲渡人・譲受人（1名のみ）・債務者のみが当事者となる指名債権譲渡を本文中、「単純譲渡」とも表現しているので、お断りしておく。また、日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾を具備したにすぎない第一譲受人と同様の第二譲受人が存在する場合もまた、本文中の「譲受人」に含まれると考える（本節六1を参照）。

(59) 前掲注（58）に関連して、ここでの「第二譲受人」は、本文でも述べたように、第一譲受人が日民467条1項の単なる通知又は単なる承諾を具備し、譲渡債権を債務者に行使し、債務者がその第一譲受人に弁済をした後に、譲渡人と同一譲渡債権につき債権譲渡契約を締結し、日民467条2項における確定日付ある通知書又は確定日付ある承諾書を具備した第二譲受人を含むものである。

(60) 池田・前掲注（1）94頁。

(61) 池田教授も、「債権の譲渡が一回行われただけで、二重譲渡や差押転付のなかった場合には、通知・承諾に確定日付がいらないとするこの規定（日民467条1項のこと—引用者註）はともかく生きるのではないか・・・」という見解があるかもしれない。たしかに、偶々二重譲渡や差押転付の事態が結果的に起こらなかったという場合は、この見解は一応首肯しなければならない。」と指摘されている（池田・前掲注（1）94頁。傍点原文。）。

(62) 債務者以外の第三者に対する対抗要件（日民467条2項）において通知又は承諾に確定日付を要求する趣旨については、前掲注（15）を参照。

(63) 我妻・前掲注（52）37頁。

(64) 我妻博士が述べられる一つ目の嘘は、本文に照らしていえば、「債務者以外の第三



者に対する対抗要件が単なる通知又は単なる承諾の先後によって決定されるとすれば、劣後譲受人が譲渡人や債務者と通謀して通知書又は承諾書における通知若しくは承諾の日付を第一譲受人のそれよりも早いものに操作するということ」であり、二つ目の嘘とは、「劣後譲受人が日民467条1項の単なる通知又は承諾によって債務者に譲渡債権を行使して、債務者から弁済を受領したと詐称・偽装して、第一譲受人がその弁済後に譲渡人から同一譲渡債権を譲り受けたような事実を作出すること」である。

(65) ここでは、第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある通知書を具備した時期が、第一譲受人がそれを具備した時期よりも遅いことが決定的に明らかなる場合を前提としている。何となれば、私見のように確定日付説に立つならば（第2章第2節六を参照）、多重譲渡のケースにおいて、複数譲受人間の確定日付ある通知書具備の時期が同一又は、先後が判別不能なときは、まず、第一譲受人と第二譲受人のどちらが新債権者になるのかを検討しなければならず、この検討は慎重を期するものであり、とても本稿において論じきれぬものではないからである。

(66) 前掲注（42）を参照。

(67) 〔類型5-2〕についても到達時説によれば、確定日付ある債務者による承諾を、第一譲受人の譲渡人による確定日付ある債務者に対する通知よりも先に具備した第二譲受人が新債権者（権利者）であるため、債務者は、真正な債権者に全く有効な弁済をしたことになり、債務者保護法理は不要である。これは、到達時説の趣旨である、債務者を指名債権の帰属に関する公示機関（インフォメーション・センター）とするということに鑑みて、第一譲受人の通知書における確定日付よりも遅い確定日付が付された承諾書を具備した第二譲受人を優先させるべきだからである。

(68) 到達時説の立場からみても、第一譲受人が確定日付ある債務者による承諾を譲渡人による第二譲受人の確定日付ある債務者に対する通知の到達よりも先に得ており、債務者は第一譲受人が新債権者（権利者）であることを認識できるから、〔類型5-3〕については、到達時説に立っても、確定日付説に立っても同一の結論（債務者保護法理の検討が不要であるという結論）が導かれるものと考えられる。

(69) 〔類型5-4〕を到達時説からみた場合、確定日付ある承諾という債務者以外の第三者に対する対抗要件同士が衝突するときは、「確定日付のある債務者の承諾の日時の先後」によって、第一譲受人と第二譲受人の優劣が決定されることになる（最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁）、すなわち、「承諾に確定日付が付された時が、確定日付ある債務者の承諾の日時として、優劣決定の基準時となる」のであるから（柴田保幸「指名債権の二重譲渡と優劣の基準」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇 昭和四十九年度』（昭52）105頁）、〔類型5-4〕においては、第一譲受人が承諾書に得た確定日付の方が第二譲受人のそれよりも早いため、第一譲受人が新債権者（権利者）となり、第二譲受人は無権利者となる。到達時説に立っても、第一譲受人が新債権者（権利者）であることを知りつつ、無権利者である第二譲受人に弁済をした債務

者は保護されるべきではないということになるであろうから、債務者保護法理の検討は不要ということになるであろう。

(70) 我妻・前掲注(18) 516頁。

(71) 大判昭和2年6月22日民集6巻408頁。同旨の判例として、大判昭和9年5月14日民集13巻9号696頁がある。

(72) 我妻・前掲注(18) 278頁。

(73) 於保・前掲注(24) 357頁。

(74) 奥田・前掲注(24) 500頁。なお、奥田教授のこの定義によれば、弁済者が真正な債権者と誤信したという、弁済者の主観的要素が落ちるため(換言すれば、取引上の合理人を基準とする客観的判断要素のみが残るため)、我妻博士や於保博士の定義とは若干異なるようにもみえる。しかし、我妻博士や於保博士の定義においても、結局は、「弁済者の弁済を受領した者が取引通念からすれば、弁済者が真正な債権者と誤信するだけの外観を有していたといえるか否か」という、弁済者以外の取引上の合理人を基準とした客観的判断要素のみが残るといえるわけであり、両者に差異はないといえるであろう。

(75) 我妻栄＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明『我妻・有泉コンメンタール 民法 総則・物権・債権』(日本評論社・平17) 853頁。

(76) 奥田・前掲注(24) 438頁等。

(77) したがって、〔類型3-3〕における債務者保護として機能する日民478条の無過失要件は、主観的な要件ではなく、客観的要件であるといえ、無過失の証明が債務者によってなされなくても、裁判所がこれを判断することができる性質のものであるといえるであろう。

(78) これこそが、〔類型3-3〕において債務者保護法理として日民478条を用いることの問題点なのであるが、詳しくは次節(第3節)に譲る。

(79) たとえば、我妻栄＝有泉亨＝水本浩『判例コンメンタールIV 債権総論』(日本評論社・昭40) 283頁は、「債権の譲渡されたことを口頭又は普通の文書で通知された債務者は、当該債権の差押の通知または譲渡の確定日付ある通知を受けた後には、前者に対する弁済をもって準占有者に対する弁済とはいえない。けだし、そうでなければ、債権譲渡の対抗要件の規定によって後者のみが債権者とされる趣旨が破られるからである」と説く。〔類型3-3〕は、第一譲受人が債務者から譲渡についての単なる承諾を得たもの、換言すれば、第一譲受人が債務者から譲渡について「普通の文書」による承諾を得たものであるが、この点、第一譲受人が「普通の文書」による通知書を具備した場合と異なるところはないであろう。何となれば、前者の場合も後者の場合も、第一譲受人は日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備したにすぎず、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備していないからである。同様の旨をのべる学説として、磯村哲編『注釈民法(12)』(有斐閣・昭45) 96頁〔沢井裕執筆〕、

林良平＝石田喜久夫＝高木多喜男『債権総論』〔改訂版〕（青林書院・昭57）240頁〔石田喜久夫執筆〕等がある。

- (80) なお、藤原判事も、〔類型3-3〕のようなケースにおいて、「債権の二重譲渡の場合に対抗関係で劣後する譲受人に対する弁済について民法四七八条を適用すると債権譲渡の対抗要件の規定の趣旨が没却されるとの見解自体、あまり説得的とはいえない。」とされ、その理由について、「もともと民法四七八条の規定は、全く弁済受領権限のない者に対する弁済という、本来ならば効力の生じようのないものについて、真の受領権者の利益を犠牲にしてまでこれを有効とすることにより、善意の弁済者保護・取引の安全を図ろうとした規定なのである。つまり、その限りで、受領権限がある者に対する弁済こそが有効な弁済であるとする法の基本的な立場は、善意者保護・取引安全保護の目的の前に一步後退することを余儀なくされているのである。」と述べて、日民478条の適用を肯定される（藤原弘道「一 上告審における被告の破産と破産債権確定訴訟への訴えの変更の可否 二 指名債権が二重譲渡された場合の劣後譲受人への弁済と民法四七八条の適用 三 右劣後譲受人に対する弁済が無過失とされるための要件」民商法雑誌95巻6号（昭62）121頁）。この見解は、本文中に述べた私見とほぼ一致するものであると思われる。しかし、「真の受領権者は、弁済受領者に対し受領物を不当利得として返還請求することができるのであって、そのような方法で究極的には法秩序の維持も図られている（日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件の機能が失われまいということ―引用者註）のであるから、それを（多重譲渡の場合において、債務者がした劣後譲受人に対する弁済に日民478条を適用すること―引用者註）特に不当とすることはできない」という藤原判事の指摘は（藤原・前掲121頁以下、同「指名債権の二重譲渡と民法四七八条」別冊ジュリスト105号（平元）85頁）、劣後譲受人の資力によっては、日民467条2項が規定する債務者以外の第三者に対する対抗要件の機能を維持することはできず、多重譲渡の場合に劣後譲受人に弁済をしてしまった債務者を保護するために、日民478条を日民467条2項が存在するにもかかわらず適用することを正当化する根拠としては弱いものであると考えられる。むしろ、本文中の私見のように、日民467条2項の対抗要件主義は譲渡人・譲受人・債務者間の公平が担保された上ではじめて機能するものであるから（日民468条2項）、その公平を維持することが対抗要件の機能に優先し、したがって、日民478条をそのために適用することは、何ら日民467条2項を無に帰するものではないと説明するほうが妥当と思われる。ただし、繰り返しになるが、日民478条を〔類型3-3〕のケースに適用するとしても、「第一譲受人が無権利者であったことにつき弁済時に善意であったこと」を債務者が立証することは困難であること、本文で述べたとおりである。

(81) 前掲注（58）を参照。

(82) 奥田・前掲注（24）437頁。

- (83) 前掲注(79)を参照。
- (84) このような論理展開は、私見による債務者以外の第三者に対する対抗要件(日民467条2項)の把握に基づいている(第2章第2節六及び第3章第1節六4(四))。
- (85) このように解しないと、譲渡人が第一譲受人と第二譲受人とに譲渡した債権が全く異なる債権であるということになり、譲渡人と債務者との間に何ら法律関係がないのに債権(譲渡人が第一譲受人に譲渡した債権)が発生したことになってしまう。
- (86) 前掲注(58)を参照。
- (87) ただし、債務者が第一譲受人に対してした弁済は、弁済時に有効であっても、その後、譲渡人が第二譲受人に同一債権を譲渡し、その第二譲受人が確定日付ある通知書又は承諾書を具備した時点で、第二譲受人が完全にその譲渡債権を取得してしまうため、無効な弁済へと転換することになる。これを正当化する理論構成については、本節四1を参照されたい。
- (88) なお、日民478条に代わる債務者保護法理として、日民468条2項の類推適用ということが考えられるのであるが、詳細については、本章第四節に譲る。
- (89) なお、言うまでもないことであるが、第一譲受人・第二譲受人の譲渡通知書が内容証明郵便によるものであれば(民法施行法5条1項5号)、〔類型5-1〕のようなことは生じない。しかし、第一譲受人・第二譲受人の譲渡通知書が公正証書によって作成されるとき(民法施行法5条1項1号)は、この類型のようなケースが生じうる。
- (90) 大判昭和7年5月24日民集11卷1021頁。
- (91) 藤原・前掲注(80)「一 上告審における被告の破産と破産債権確定訴訟への訴えの変更の可否 二 指名債権が二重譲渡された場合の劣後譲受人への弁済と民法四七八条の適用 三 右劣後譲受人に対する弁済が無過失とされるための要件」120頁以下、同・前掲注(80)「指名債権の二重譲渡と民法四七八条」85頁。
- (92) この点に関して、我妻栄「債権譲渡—確定日付による対抗要件の備はらざる間に差押轉付命令ありたる場合に譲受人になしたる辨済は準占有者に對する辨済となるか」民事法判例研究会『判例民事法昭和七年度』(有斐閣・昭9)266頁を参照されたい。
- (93) なお、本判例は、日民478条が未だ準占有者の弁済の成立要件として、弁済者の無過失要件を規定していなかった時代のものであるが、今日の日民478条のごとく弁済者の無過失を要求する法改正がなされる前においても、弁済者の無過失要件は解釈論上要求されていたことは、周知のとおりである。それにもかかわらず、本判例が弁済者の無過失要件を要求しなかった背景について、藤原判事は、「昭和七年の時点においては、同条(日民478条のこと—引用者註)の「善意」については無過失であることを要しないとすする判例が形の上ではまだ生きていたため」と明確に説明され(藤原・前掲注(80)「一 上告審における被告の破産と破産債権確定訴訟への訴えの変更の可否 二 指名債権が二重譲渡された場合の劣後譲受人への弁済と民法四七八条の適用 三 右劣後譲受人に対する弁済が無過失とされるための要件」121頁)、

その判例として、大判明治36年6月7日民録11輯898頁及び大判大正5年5月15日民録22輯953頁を引用される（同124頁の注（6）を参照）。

(94) 前掲注（79）を参照。

(95) なお、以上本文中に述べたように本判例を理解するのであれば、私が以前した、「債権譲渡通知到達後の旧債権者に対する弁済と民法478条適用の可否」アドミニストレーション12巻1＝2号合併号（平17）165頁の本判例の分析は、不正確であったことを認めざるをえない。本文のように大判昭和7年5月24日民集11巻1021頁について理解していることに訂正させて頂き、お詫び申し上げたい。

(96) 本判例もまた、「破産会社（債務者のこと—引用者註）は、前記解除通知を受ける以前に訴外会社（譲渡人のこと—引用者註）代表者から本件債権譲渡契約を解除する旨聞き及んでいたため、右解除は有効にされ、本件債権は訴外会社に復帰したものと信じていたところ、その後右仮差押命令の送達を受けたのちに、訴外会社から右解除の撤回の通知を受けて、訴外会社の一貫しない態度に不審を抱かなくてはなかったが、更に右債権差押・取立命令が送達され、かつ、右命令により被差押債権の取立権者とされる石川（差押債権者のこと—引用者註）の代理人たる弁護士入江五郎から再三の催告を受けて、裁判所の判断に過誤なきものと考え、右命令に従って、同年一月二一日、本件債権部分の金額を石川の右代理人に支払った。」という原審認定の事実を引用している。なお、傍点は、引用者が付したものの。

(97) 前掲注（96）を参照。

(98) 学説はおおむね、本判例のこのような論理的説明に賛同するようである。たとえば、池田教授は、「対抗関係にある当事者の権利を確定させる規定（日民467条2項のこと—引用者註）が、それによって権利者とされなかった者に対して弁済した債務者につき、弁済者の免責についての規定をア・プリオリに排除するはずはない」と述べられる（池田真朗「指名債権の二重譲渡と債権の準占有者への弁済—最二小判昭和六一・四・一一運送代金請求事件」ジュリスト873号（昭61）45頁）。平野教授もまた、判例の論旨に賛同される（平野裕之『債権総論』〔第2版補正版〕（信山社・平8）466頁）。なお、本田純一「指名債権の二重譲渡と民法478条」別冊ジュリスト160号（平13）85頁を参照。ちなみに、最高裁調査官解説においても、「民法四六七条二項の規定は、指名債権が二重に譲渡された場合、その優劣は対抗要件具備の先後によって決すべき旨を定めているが、民法の債権法の構成上、右規定は、そもそも債務者の劣後譲受人に対する弁済の効力についてまで定めているものとはいえず、その弁済の効力は、債権の消滅に関する民法第三編第一章第五節の規定によって決すべき問題であり、民法四七八条もこれに属するものである。」と指摘されている（加藤和夫「一 上告審における被告の破産と破産債権確定訴訟への訴えの変更 二 指名債権が二重に譲渡された場合に対抗要件を後れて具備した譲受人に対してされた弁済と民法四七八条の適用 三 二重に譲渡された指名債権の債務者が対抗要件を後れて具備した譲受人

に対してした弁済について過失がないというための要件」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇昭和六十一年度』（法曹会・平元）227頁）。

(99) 前掲注（79）を参照。

(100) 劣後譲受人に債務者がした弁済を日民478条によって有効としたとしても、優先譲受人は劣後譲受人にその弁済の受領物の返還を請求しうるから、日民467条2項の対抗要件の機能は実質的に維持されているとする本判例の論旨に賛同する学説としては、藤原・前掲注（80）「一 上告審における被告の破産と破産債権確定訴訟への訴えの変更の可否 二 指名債権が二重譲渡された場合の劣後譲受人への弁済と民法四七八条の適用 三 右劣後譲受人に対する弁済が無過失とされるための要件」121頁以下、同・前掲注（80）「指名債権の二重譲渡と民法四七八条」85頁、平野・前掲注（98）467頁、及び本田・前掲注（98）85頁等がある。最高裁調査官解説もまた、この点につき、「優先譲受人は債権の準占有者たる劣後譲受人に対して弁済にかかる金員につき不当利得として返還を求め得ることで対抗要件具備の効果を保持し得る余地もあるのであるから、必ずしも消極説（前掲注（79）で紹介した学説のこと一引用者註）指摘のように対抗要件に関する規定の趣旨を破ることにはならないといえる」と指摘する（加藤・前掲注（98）227頁以下）。しかし、このような本判例の見解に疑問を呈する学説も存在し、たとえば、池田・前掲注（1）243頁は、「判例がいう不当利得返還請求等の手段は、結局真の債権者にとって弁済受領者が無資力となった場合の危険を免れさせることができず、その意味で四七八条をこのような場面で安易に用いれば、真の債権者を害し、四六七条の趣旨を無にすることに変わりはない」とする。

(101) 池田教授は、私見とは違って、対抗要件の権利者確定機能と債務者が劣後譲受人にした弁済を免責する機能とは異なることを前提として、日民467条2項が日民478条を排除するものではないとされているが、同教授はその上で、そのような理解は「四七八条の判断の対象となる、という意味にすぎず、したがってそのような劣後譲受人に対する弁済の有効性については、あらためて①劣後譲受人の「債権準占有者性」、②弁済が「善意」でなされたこと、③判例法理でいけば弁済が「無過失」でなされたこと（平成16年の民法改正で日民478条に要件として規定された一引用者註）、の三つの要件を検討しなければならない」と念をおされている（池田・前掲注（98）45頁、傍点原文。）。

(102) このことを鋭く指摘するものとして、池田・前掲注（1）244頁がある。

(103) 池田・前掲注（1）245頁。

(104) 弁済者の善意は、「弁済受領権限があると信ずること」（我妻・前掲注（18）278頁）、「ここに善意とは、準占有者に弁済受領の権限がないことを知らないというだけでなく、受領権限があるものと信じたことを要する」（於保・前掲注（24）358頁）、及び、「この善意は、弁済請求権者が無権利者であることを知らなかつたということ

（単なる不知）では足りず、この者が真正の受領権者であることを信じたこと（すなわち信頼）を要する」（沢井・前掲注（79）90頁）というように定義されており、これが通説とされている。したがって、判例と通説による「弁済者の善意」の定義は、一応一致するわけである。

(105) 池田・前掲注（1）246頁。

(106) 沢井・前掲注（79）90頁もまた、前掲注（104）のように債務者の善意を理解するのが通説であると指摘しつつ、「言葉のうえではともかく、具体的には両者の区別を明らかにすることは困難であろう。」と指摘している。

(107) 傍点は、筆者が付したもの。

(108) 債権譲渡は、準物権行為であることは周知のとおりであるが（我妻・前掲注（18）519頁、於保・前掲注（24）294頁以下、奥田・前掲注（24）424頁）、詐欺取消のような場合には、債権譲渡契約の原因となる売買契約等の原因契約（債権行為・義務負担行為）を取り消すだけでなく、譲渡契約（準物権行為）自体も取り消すことができること、当然である。

(109) 本判例が示すように、「過失が規範的な評価の範囲内にあるもの」という限りにおいて、私は、本判例は妥当なものであると思う。

(110) 「訴外会社（譲渡人—引用者註）の本件譲渡通知の破産会社（債務者—引用者註）に対する到達日が石川（差押債権者—引用者註）の得た本件債権仮差押命令の破産会社への送達日よりも早かつたというのであるから、債務者である破産会社としては、少なくとも、準占有者である石川に弁済すべきか否かにつき疑問を抱くべき事情があつたというべきであつて、石川の得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所の発したものであるとの一事をもつて、いまだ破産会社に石川が真の債権者であると信ずるにつき相当の理由があつたということはできない」という判示部分の趣旨は、本文で述べたそれであると理解するのが正当であろう。

(111) 加藤・前掲注（98）229頁。傍点は、筆者がつけたもの。

(112) これについては、「債務者が譲渡人に第一譲受人について問い合わせるべきである」との指摘もあるであろう。しかし、なぜ債務者にそのような照会（調査）をさせなければいけないのか、という法的根拠が問われることになる。債権譲渡契約が譲渡人・譲受人間同契約のみによって行なわれ、債権が譲渡人から譲受人に移転するのであるから、これによって同契約になんら関与しない債務者が害されてはならないのである。したがって、債務者に照会（調査）義務を課すことは、許されないというべきである。譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ることは、債権譲渡をめぐる問題を考察する際に忘れてはならない重大なテーゼである。

(113) 池田・前掲注（1）237頁。

(114) 池田・前掲注（1）244頁以下。

(115) しかし、このような指摘がなされる余地が十分にあるにもかかわらず、最判昭和6

1年4月11日民集40巻3号558頁は、その後の裁判例に多大な影響を現在も与え続けている。その証左とされる判例を一つ紹介しておこう。大阪地判平成16年12月24日金商1209号20頁は、譲渡人（医療法人邦山会）が譲渡担保として、自らがY（被告、債務者、社会保険報酬支払基金）に対して有する診療報酬債権を譲受人に平成14年8月31日に譲渡したが、譲渡人が譲受人に対して債務を弁済したため、譲受人が譲渡人に対して戻譲渡をし（平成14年3月1日）、譲受人（戻譲渡における譲渡人）がYに確定日付ある証書による戻譲渡通知を平成15年4月25日に到達させたが、その一方で、譲受人の差押債権者であるX（原告、整理回収機構）が譲受人に帰属する債務者に対する債権を差し押さえ、その差押命令が平成15年4月1日に到達したという事案である。なお、債務者Yは、その後、対抗要件において劣後する譲渡人（戻譲渡における譲受人）たる医療法人邦山会に弁済をしてしまった。この弁済の有効性をめぐって、債務者である社会保険報酬支払基金は、譲渡人（戻譲渡における譲受人）たる医療法人邦山会に対してした弁済は債権の準占有者に対する弁済であると主張した。これに関して大阪地裁は、「被告（債務者Y—引用者註）らの邦山会（譲渡人、戻譲渡における譲受人）に対する支払が債権の準占有者に対する弁済となるかについて検討するに、・・・被告らの邦山会に対する弁済は、劣後譲受人に対する弁済と同様のものといえるところ、この場合に、劣後譲受人に相当する者を真正の債権者と信じてした弁済につき過失がなかったというためには、対抗要件を先に具備した者の債権譲受や差押え又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人に相当する者を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由が必要である（最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁）。本件においては、原告（X、差押債権者）の差押え及びその対抗要件については何らの瑕疵も見当たらないし、・・・劣後譲受人に相当する者（譲渡人、戻譲渡における譲受人—引用者註）を真の債権者であると信ずることについて相当な理由があるとは認め難い。すなわち、本件差押命令の送達は、本件解除通知書（確定日付ある証書による戻譲渡通知書—引用者註）の到達に先行していたのであるから、そのことだけでも被告らいずれについても邦山会に弁済すべきかについて疑問を抱く事情があるといえる。・・・したがって、被告らの邦山会に対する診療報酬債権の支払を債権の準占有者に対する弁済として有効なものとする事はできない。」と判示して、債務者Yの譲渡人（戻譲渡における譲受人、医療法人邦山会）に対する弁済を日民478条によって有効としなかった。この大阪地裁判決は、債権の多重移転において劣後する戻譲渡における譲受人に債務者がした無効な弁済を日民478条によって有効にしないという根拠を、上述の判示部分のみによって説明している。このことは、大阪地裁が、日民478条の適用の検討にあたり、①劣後する戻譲渡の譲受人に債権の準占有者性がみとめられること、②劣後する債権譲受人が無権利者であることにつき、弁済者である債務者が善意であること、の2要件を認



定した上で、③劣後する戻譲渡の譲受人が無権利者であることにつき、弁済者である債務者が善意であることに過失がないこと、という③の要件の不充足を理由として日民478条適用を認めなかったということを意味する。何となれば、本大阪地裁判決は、最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁が債権の多重移転の場合において劣後する差押債権者に対する債務者による弁済を日民478条によって有効にしない根拠として、日民478条の③の要件は充足されていないとする理由付けをそのまま踏襲しているからである（本文に既に述べたところであるが、最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁は、「債権の準占有者である石川（差押債権者—引用者註）に弁済した破産会社（債務者—引用者註）の過失の有無について検討すると、民法四六七条二項の規定は、指名債権の二重譲渡につき劣後譲受人は同項所定の対抗要件を先に具備した優先譲受人に対抗しえない旨を定めているのであるから、優先譲受人の債権譲受行為又はその対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じない等の場合でない限り、優先譲受人が債権者となるべきものであつて、債務者としても優先譲受人に対して弁済すべきであり、また、債務者が、右譲受人に対して弁済するときは、債務消滅に関する規定に基づきその効果を主張しうるものである。したがつて、債務者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかつたというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に瑕疵があるためその効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることが必要であると解すべきである。そして、原審の確定したところによれば、訴外会社（譲渡人—引用者註）の本件譲渡通知の破産会社（債務者—引用者註）に対する到達日が石川（差押債権者—引用者註）の得た本件債権仮差押命令の破産会社への送達日よりも早かつたというのであるから、債務者である破産会社としては、少なくとも、準占有者である石川に弁済すべきか否かにつき疑問を抱くべき事情があつたというべきであつて、石川の得た前記の仮差押命令及び差押・取立命令が裁判所の発したものであるとの一事をもつて、いまだ破産会社に石川が真の債権者であると信ずるにつき相当の理由があつたということとはできないから、破産会社が、前示のとおり、前記債権差押・取立命令等を発した裁判所の判断に過誤なきものと速断して、取立権限を有しない石川に対して弁済したことに、過失がなかつたものとするとはできない。」と判示している）。このような日民478条不適用の手法は、まさに、「債権準占有者の概念を広く取り、四七八条の適用の間口を拓げて最後の過失判断でしぼる、という、これまで積み重ねられてきた判例法理」そのものである。最判昭和61年4月11日民集40巻3号558頁においても確認されたこの判例法理は、日民478条を適用できるか判断する上で必要な、同条の要件が充足されているかどうかの検討について、上記①及び②の要件についてはいささか安直にこれを認定し、③の無過失要件に限って厳格にこれを認定する。このバランスを欠く不適切な要件認定は、いまだに判例の

中に生きつづけているのである。

(116) 我妻・前掲注(18) 516頁。

(117) 我妻・前掲注(18) 516頁。

(118) 第二譲受人が日民467条2項所定の確定日付ある承諾を具備していたことをもって、このことが、債務者に「第二譲受人に優先する新債権者たる第一譲受人の存在を推測させる」と考える向きもあるであろうが、本文中でも述べたように、債権譲渡においては単純譲渡があくまでも原則である以上、やはり、取引通念からすると、債務者は第二譲受人を新債権者と誤信するのが通常であるといえよう。第二譲受人に優先する第一譲受人の存在を推測できたかどうかは、日民478条の無過失要件の検討に際して論じられる問題である。

(119) 我妻・前掲注(18) 516頁。

(120) 我妻・前掲注(18) 516頁。

(121) 前掲注(77)を参照されたい。

(122) 大判明治38年6月7日民録11輯899頁。

(123) 岡田基一『要件事実マニュアル上』(ぎょうせい・平17) 357頁以下、船越隆司『実定法秩序と証明責任—民法と商法の訴訟的考察』(尚学社・平8) 540頁以下等。特に、船越教授は、「債権の準占有者であることが証明されれば、一応善意も証明されたことになろう」とされ、前掲注(122)の判例を注において引用されている。

(124) 本稿は、債務者に対する対抗要件(日民467条1項)を、債務者が表見譲受人に無効な弁済をしてしまい、真正な債権者に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことを防止するために、譲渡人による債務者に対する譲渡の通知又は債務者による譲渡の承諾によって、譲受人に新債権者(権利者)であること(譲受人が表見譲受人ではないこと)を証明させたものであるとする(詳しくは、第2章第1節を参照)。したがって、債務者に対する対抗要件(日民467条1項)を具備した譲受人(弁済受領者)は、たとえ、債務者によるその譲受人に対する弁済後に債務者以外の第三者に対する対抗要件(日民467条2項)を具備した他の譲受人に劣後したとしても、弁済受領の時点においては、取引通念上、債務者(弁済者)が新債権者(権利者)であると誤信してもやむをえない外観を有していたといえるのである。

(125) ただし、この債務者による第一譲受人に対する弁済は、譲渡人が第二譲受人に同一債権を譲渡し、第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある証書による通知書又は承諾書を具備した時点で、無効な弁済となる。この理由付けについては、前掲注(85)を参照されたい。

(126) もちろん機能的にも、日民467条1項と同条2項とは、債務者に対する対抗要件と債務者以外の第三者に対する対抗要件とに区別されるけれども(第2章第2節六を参照)、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕における第一譲受人もまた、法形式の点だけを捉えれば、債務者に対する対抗要件である、譲渡人の譲渡についての債務

者に対する通知、又は債務者の譲渡についての承諾もまた具備しているのである。

- (127) 第一譲受人が、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備していないため、譲渡人が不完全ながら同一譲渡債権を有していることになるのである。
- (128) 我妻・前掲注(18) 516頁を参照。
- (129) 我妻・前掲注(18) 516頁。
- (130) 我妻・前掲注(18) 516頁。
- (131) 我妻・前掲注(18) 535頁、於保・前掲注(24) 312頁、奥田・前掲注(24) 440頁等。
- (132) 奥田教授もまた、「債権は譲渡性を有し、譲渡自体は債権者の自由であるが、譲渡によって債務者が従来よりも不利益な立場に置かれてはならない」と日民468条2項の制度趣旨を説明される（奥田・前掲注(24) 440頁）。
- (133) 我妻・前掲注(18) 516頁。
- (134) また、前掲注(85)も参照されたい。
- (135) 言わずもがなであるが、多重譲渡の場合における複数譲受人の優劣決定基準（日民467条2項）を「日民467条2項所定の確定日付ある通知書又は承諾書の債務者に対する到達の先後」であるとする到達時説に立つ場合は、この日民468条2項類推適用による債務者保護法理は、問題とはならない。なぜならば、到達時説によれば、確定日付において第一譲受人に劣後しても、確定日付ある通知書を先に債務者に到達させた第二譲受人が新債権者となるため、債務者が第二譲受人に弁済をしても、これは有効な弁済であり、債務者を保護する必要性が皆無であるからである。このことは、〔類型5-2〕についてもいえることであり、確定日付について第一譲受人に劣後しても、第一譲受人の確定日付ある通知書の債務者への到達よりも早く確定日付ある承諾書を債務者から具備した第二譲受人が新債権者になるので（日民467条2項）、第二譲受人に対する債務者の弁済は、有効なものとなる。したがって、到達時説に立てば、〔類型5-2〕においても、日民468条2項類推適用という債務者保護法理は、全く不要であり、その法理の適合性について検討に値しないことになる。
- (136) 水本教授は、「確定日付説のデメリットとして通知書に確定日付が付けられてから長期間経過後に債務者にあてて発信された場合の不都合が考えられる。」とされながらも、「しかし、債務者以外の第三者に対する対抗要件が日時の偽装遡及工作を防止する目的により考察されたことを考えると、私は、確定日付説を貫くほうがよいように思う」と述べられ、到達時説は確定日付が無意味化するためにとりえないとされる（水本・前掲注(43) 154頁以下）。そのうえで、「前述確定日付説のデメリットも、つぎのように処理すればなくなるようである。すなわち、債務者が早く到達した第二譲受人への譲渡通知書を見て、弁済・代物弁済・相殺等をなした後に、第

一譲受人への譲渡通知書が到達した場合は、前出④の法理（日民468条の適用という法理—引用者註）の拡張により、第二譲受人への弁済は有効と解することができる。」と明確に述べられる（水本・前掲注（43）155頁）。ここでは、確定日付説にしたがって、〔類型5－1〕のように、確定日付について劣後する第二譲受人が譲渡人をして確定日付ある通知書を到達させ、譲渡債権を債務者に行使、債務者が無権利者たる第二譲受人に対して弁済した後に、第一譲受人が譲渡人をして確定日付ある通知書を債務者に到達させた場合に、日民468条2項を類推適用（水本教授のいう「拡張」）によって、債務者の第二譲受人に対する弁済を特別に有効とし、債務者が第一譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わないように配慮されているものとみることができる。つまり、水本教授の見解は、債務者の第二譲受人に対する弁済を日民468条2項の類推適用によって有効とすることで、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ったものであるといえる。

- (137) 債務者に対する対抗要件の機能に関しては、第2章第1節3を参照。
- (138) たしかに、日民468条2項の類推適用によって債務者の第二譲受人に対する弁済を特別に有効とするという効果をもたらすためには、債務者は、第一譲受人の確定日付ある通知書が到達する前に、第二譲受人が確定日付ある承諾書を具備し、かつ、第二譲受人が第一譲受人よりも先に譲渡債権を行使したため、第二譲受人に弁済したという客観的な事実を立証する必要があるように思われる。しかし、これは、實際上、第一譲受人が立証する事実であって、債務者は、これを争わずに認めれば済むものとする。
- (139) この詳細については、第2第1節の三を参照。
- (140) この点、日民468条2項類推適用を主張する場合も、この①の要件充足は、日民468条2項の「譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持する」という日民468条2項の類推の基礎を形成し、結果的に日民468条2項の類推適用を認める重大な事実となる。
- (141) ただし、第一譲受人が「譲渡人との取引関係上、第一譲受人が新債権者（権利者）であり、第二譲受人が無権利者であることを知っていたはずだ」という再抗弁を提出してきた場合に、債務者が第二譲受人が無権利者であることにつき、弁済の時点で善意であったことを立証し、再々抗弁を提出することは、極めて困難であること、本文で述べたとおりである。
- (142) この点の理論構成については、第2章第2節六を参照。

## 第4章 総括と残された課題

### 第1節 総括

一1 本稿は特に、第3章において、指名債権の多重譲渡において譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から、債務者が劣後譲受人に対してした弁済を特別に有効とし、債務者が優先譲受人に対して債務不存在の抗弁を対抗できるとされるべき類型を抽出した（〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕）。そして、本稿は、この各類型における債務者を保護するために、日民478条適用における債務者保護法理の妥当性を検討した。

2 まず、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕については、いずれも、指名債権の多重譲渡において、債務者が譲渡債権を優先譲受人よりも早く行使した劣後譲受人に無効な弁済をしてしまい、優先譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負っているというものであった。譲渡債権を優先譲受人よりも先に劣後譲受人が行使した場合、債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、どの劣後譲受人も日民467条1項の債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備していることから、債務者は、それらの劣後譲受人が真正な新債権者（権利者）であると誤信してもやむをえないといえる（第2章第1節三を参照）。このように何ら責められるところがない債務者に優先譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者の公平に反する。そこで、債務者による劣後譲受人に対する弁済を特別に有効とし、債務者保護を図る法理として、日民478条の適用ということが問題になったのである。

たしかに、第3章第2節でみたように、日民478条適用の要件である、①弁済受領者が取引通念上、弁済者が権利者であると誤信してもやむをえない外観を有していること、②弁済者が弁済受領者への弁済の時点で、弁済受領者が無権利者であることにつき、善意であったこと、③弁済者が弁済受領者への弁済の時点で、弁済受領者が無権利者であることにつき、無過失であったこと、をすべて満たしうる。すなわち、①については、債権譲渡においては単純譲渡が

原則であること、劣後譲受人が債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）（日民467条1項）を具備していることに鑑みて、取引通念上、弁済受領者である劣後譲受人は、弁済者である債務者が権利者（新債権者）であると誤信してもやむをえない外観を有しているといえるから、①の要件は満たされる。また、②については、弁済者である債務者が弁済受領者である劣後譲受人への弁済の時点で、劣後譲受人が無権利者であることにつき悪意であれば、債務者は優先譲受人の存在を知っているということであり、そのような債務者はわざわざ劣後譲受人に無効な弁済をし、優先譲受人に対して二重弁済・遅行遅滞の危険を負うことはないから、債務者は、劣後譲受人に対する弁済時に劣後譲受人が無権利者であることにつき、善意であったといえる。したがって、②の要件も満たされそうである。さらに、③については、上述したように債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、劣後譲受人が日民467条1項の債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備していることから、債務者は、優先譲受人の存在を予見できないこと、譲渡人・譲受人・債務者間の公平から、劣後譲受人に優先する優先譲受人が存在するかどうか、債務者が譲渡人に照会する義務はなく、それゆえ、債務者は、劣後譲受人が無権利者であることにつき無過失であるといえる。この結果、③の要件は、満たされていることになる。このことからすれば、多重譲渡の場合において、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から保護されるべき、上記類型（〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕）における債務者は（本節一の2を参照）、日民478条の適用によって保護（救済）されるようにも思える。つまり、日民478条が上記類型における債務者保護法理として機能しているといえそうである。

しかしながら、日民478条による債務者保護法理には、非常に大きな問題点が存在した。それは、②の要件に関して、債務者が本節一の3のように、劣後譲受人に対する弁済の時点で劣後譲受人が無権利者であることにつき善意であったことを優先譲受人に抗弁として主張しても、優先譲受人が「債務者は、譲渡人との取引関係から、優先譲受人の存在を知っており、弁済の時点で、劣後譲受人が無権利者であることにつき悪意であったはずである」とか、「取引界の尊

で、債務者は、劣後譲受人に優先する譲受人が存在することを知っていたのであり、したがって、弁済の時点で劣後譲受人が無権利者であることにつき悪意であったはずである」などといった再抗弁を提出した場合には、債務者が再々抗弁として「弁済の時点で劣後譲受人が無権利者であることにつき悪意であったということ」を主張することは、極めて困難である。なぜならば、もはやこの局面では、「債務者が善意か悪意か」という問題は、債務者の主観（内心）に全面的に依存せざるをえないからである。ここにおいて、本節一の3における日民478条の③要件を債務者が立証することは困難であるといえ、日民478条適用が否定される結果ともなりうる。我々は、「譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から、債務者の劣後譲受人に対する弁済を特別に有効なものとし、日民478条の適用によって債務者を保護する」という債務者保護法理の限界をみることになるのである。

3 また、我々は、日民478条が〔類型4〕の債務者保護にあたり、全く機能しえないものであることも知りえた。〔類型4〕は、第一譲受人が日民467条1項所定の通知又は承諾を具備し、その第一譲受人が譲渡債権を債務者に行使、債務者が第一譲受人に弁済した場合において、その後、譲渡人が同一債権を第二譲受人に譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項の確定日付ある通知書又は承諾書を具備したというケースである。本稿の立場からすると、債務者が第一譲受人しか登場していない段階で第一譲受人に弁済しても、譲渡人には不完全ながら譲渡債権が帰属しているから、譲渡人は、これを第二譲受人に譲渡でき、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を第一譲受人よりも先に具備した時点で、譲渡債権は、第二譲受人に確定的に帰属することになる（第2章第2節六を参照）。したがって、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した時点で、第二譲受人のみが、新債権者であって、第一譲受人は、無権利者に転落することになる。その結果、債務者は、無権利者である第一譲受人に無効な弁済をしたことになるのである。しかし、債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、第一譲受人は日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備していたことに鑑み（第2章第1節3を参照）、債務者が第二譲受人よりも先に譲渡債権を行使してきた

第一譲受人に無効な弁済をすることは、やむをえないところであるといえよう。そうであるならば、このような債務者に第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するといえるであろう。そこで、このような債務者による第一譲受人への弁済を特別に有効なものとし、債務者を保護する必要がある。ここで、上述の多重譲渡の場合における債務者保護法理である日民478条が適用されうるかが、問題となる。

しかしながら、既述のように、日民478条の適用は、不可能であるといわざるをえない。債務者が第一譲受人に弁済をした時点では、第二譲受人は登場しておらず、第一譲受人のみが新債権者であって、しかも、その第一譲受人は、日民467条1項所定の債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備している。つまり、第一譲受人側は、有効に譲渡債権を債務者に対して行使できるのであり、したがって、債務者側もまた、有効に第一譲受人に対して弁済しうる<sup>(143)</sup>。そうであるならば、日民478条の要件である、「弁済者が弁済の時点で、弁済受領者が無権利者であることにつき、善意・無過失であること」に適合しないことになる。弁済受領者である第一譲受人は、弁済者である債務者の弁済の時点では無権利者ではなく、権利者（新債権者）だからである。もちろん、この債務者による第一譲受人に対する弁済の後に、譲渡人が第二譲受人に同一譲渡債権を譲渡し、その第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した時点で、第一譲受人は、無権利者になり、債務者は、無権利者に対して弁済をしたことになる。本稿は、以上のような視点に立っているのである。譲渡人から譲渡債権を譲り受けた第一譲受人は日民467条1項の債務者に対する対抗要件しか具備していないため、譲渡債権は、いまだ譲渡人の下に不完全に帰属しているところ、これを譲渡人が第二譲受人に譲渡し、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した時点で、第二譲受人は、その同一譲渡債権を確定的に取得するのである<sup>(144)</sup>。したがって、債務者による第一譲受人に対する弁済を有効にしてしまうと、第二譲受人は、全く別個の債権を取得したことになる。それゆえ、債務者は、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した時点で、第一譲受人に対して無効な弁済をしてしまったこ



とになる。そこで、話を元に戻すと、日民478条は、上に述べたような要件の不充足から、債務者がした第一譲受人への無効な弁済を特別に有効とすることができないので、債務者を保護することができず、債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。これは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を当然害することになる。したがって、我々は、〔類型4〕のケースにおいても、日民478条の債務者保護法理としての機能に限界があることを認識せざるをえなかったのである。

二1 本章本節一で述べたように、多重譲渡の場合において、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から債務者を保護する法理としての日民478条には、次の2点の問題点があった。すなわち、①〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕においては、同条の要件のうち、「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意であること」という要件については、この要件の認定が究極的には債務者の内心（主観）に全面的に依存するため、債務者がこの要件を立証することができず、結局、日民478条の適用によって、債務者の劣後譲受人に対する弁済を特別に有効にできないこと、②〔類型4〕においては、債務者が日民467条1項の債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備した劣後譲受人に弁済をした時点では、優先譲受人が登場していないため、劣後譲受人は、新債権者（権利者）であって、同条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意・無過失であること」という要件を具備しえず、日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備した優先譲受人の登場によって、債務者が劣後譲受人にした弁済を特別に有効にすることができないこと、ということである。この問題点の存在により、債務者は優先譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うから、上に述べた公平は、全く維持されないことになる。

2 そこで、本稿は、債権譲渡における譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持している日民468条2項に注目した。たしかに、日民468条2項は、単純譲渡の場合において、譲渡について知らない債務者が無権利者である譲渡人に無効な弁済をすることを防止し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ったものであるが、日民468条2項の趣旨である「債務者の意思に関係なく、債権者と譲

受人との契約で債権の移転を認める以上、それによって債務者の地位を不利益にすることは避けなければならない」ということは<sup>(145)</sup>、上記各類型においても妥当する。そこで、本稿は、日民468条2項の趣旨に類推の基礎を求め、日民478条適用困難に伴う、譲渡人・譲受人・債務者間の不公平を日民468条2項の類推適用によって是正しようと考えたのである。ただし、問題は、1で述べた①及び②の問題点を日民468条2項の類推適用によって克服しうるかである。

①についてみると、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕という類型においては、劣後譲受人は、少なくとも日民467条1項の債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備しており、優先譲受人よりも先に譲渡債権を債務者に対して行使、債務者がこれに応じて劣後譲受人に弁済をしたというものである。

ここで、債権譲渡は単純譲渡が原則であり、日民467条1項の債務者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）を具備した劣後譲受人が優先譲受人よりも譲渡債権を債務者に対して行使したことに鑑みれば、債務者は劣後譲受人を当然に新債権者であると誤信してもやむをえないことに注意すべきである。このように何ら責められるべきところがない（帰責性がない）債務者をして優先譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、まさに、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反しよう。そこで、本稿は、〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕について、それぞれ債務者がその事実を立証しさえすれば、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を類推の基礎として、この類型群に日民468条2項を類推適用できるものと考えた。これにより、債務者の劣後譲受人に対する弁済は、特別に有効とされることになる。日民468条2項の類推適用にあたっては、債務者は、この類型群それぞれについて客観的な事実と日民468条2項の類推適用を裁判所で主張しさえすればよいのであって、もはや債務者の主観は、全く問題となりえない。これによって、①の問題点は、完全に克服されることになる。

それでは、②の問題点についてはどうか。〔類型4〕は、日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備した第一譲受人が譲渡債権を行使し、債務者から弁済を受けた後に、譲渡人が第二譲受人に同一譲渡債権を譲渡、第二譲受人が

日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備したケースであった。このケースでは、第一譲受人が債務者から弁済を受けた時点においては、債務者による第一譲受人に対する弁済は有効であるが、第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備したとたん、債務者のその弁済は、無効なそれとなってしまう。ここでも、債権譲渡においては単純譲渡が原則であり、第一譲受人が日民467条1項の債務者に対する対抗要件を具備している以上、債務者は、後に第二譲受人が日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備したことにより、債務者による第一譲受人に対する弁済が無効になったとしても、債務者が第一譲受人に弁済してしまうことは、やはりやむをえないことである。このように責められるべきところがない債務者をして、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負わせることは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反するであろう。したがって、債務者が〔類型4〕の事実を立証し、日民468条2項の類推適用を主張すれば、債務者による第一譲受人に対する弁済は特別に有効とされるべきと考える。何となれば、〔類型4〕のケースでも、譲渡人・譲受人・債務者間の公平という日民468条2項の趣旨の同一性から、同条同項の類推の基礎がみとめられるからである。ここにおいて、債務者は保護されることになる。日民468条2項が類推適用されるのであれば、債務者が第一譲受人に弁済した時点で、第一譲受人が新債権者であり、債務者が第一譲受人にした弁済が有効であったとしても（日民467条1項）（第2章第1節三を参照）、日民478条の「弁済受領者が無権利者であることにつき、弁済者が弁済の時点で善意・無過失であること」という要件の充足は、全く不要なものとなる。日民468条2項類推適用によって〔類型4〕における債務者を保護するという法理は、上記②という日民478条の適用による債務者保護法理の問題点を克服しうるのである。

三 このように、本稿は、上記〔類型3-3〕、〔類型3-4〕、〔類型4〕、〔類型5-1〕及び〔類型5-2〕といった債権の多重譲渡において債務者が譲渡人・譲受人・債務者間の公平から保護される（具体的には、債務者による劣後譲受人に対する弁済を特別に有効にすること）べき類型においては、日民478条の適用という債務者保護法理よりも債務者保護の可能性が高い、日民468条

2項の類推適用という債務者保護法理を選択するべきであると考えらるものである。多重譲渡の場合における債務者保護法理として、日民478条の適用の可否ばかりが論じられてきた今日、もう一度、債権譲渡制度で一番守られるべき法的地位にある者が債務者であることを認識し、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を維持するために債務者を保護すべき場合には、日民468条2項の類推適用を検討してみる必要があるのではなかろうか<sup>(146)</sup>。この点、水本教授が〔類型5-1〕における債務者保護法理として、日民468条2項の「拡張」という法理を提案されたことは<sup>(147)</sup>、譲渡人・譲受人・債務者間の公平は維持されなければならないという、債権譲渡制度の鉄則を厳守するものとして再評価に値すると思うのであるが、どうであろうか。

## 第2節 残された課題

一 本稿は、多重譲渡の場合において、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から保護されるべき債務者を多種多様な多重譲渡の類型から抽出し、この債務者を保護する法理として、これまで指摘されていた日民478条の適用ではなく、日民468条2項の類推適用という新たな法理を提案するものであった。しかし、そこでの「多重譲渡の類型」とは、本稿の副題からも分かるように、複数譲受人間の優劣が日民467条2項によって決定される類型であった。それでは、日民467条2項により、複数譲受人間の優劣が決定できない場合、すなわち、私見のように確定日付説を支持する見解からすると（第2章第2節六を参照）、たとえば、二重譲渡において第一譲受人の通知書における確定日付と第二譲受人の通知書におけるそれとが同一であったような場合においては、この複数譲受人間の法律関係がしっかり定まっていないと、債務者が害され、やはり、譲渡人・譲受人・債務者間の公平から妥当でない局面が出てくるものと思われる。

二1 このことをさらに具体的に論じてみると、第一譲受人の通知書における確定日付と第二譲受人のそれにおける確定日付が同一である場合において、第一譲受人の確定日付ある通知書が第二譲受人のそれよりも先に到達したときは、債務者は、債権譲渡においては単純譲渡が原則であること、第一譲受人が債務

者に対する対抗要件（債務者に対する権利行使要件）（日民467条1項）も具備しているところから、第一譲受人以外に新債権者はいないと思って第一譲受人に弁済することになる。ここで、第二譲受人も日民467条2項の債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備しているから、第一譲受人と第二譲受人は、互いに自らが新債権者であることを対抗しうるとするならば、第一譲受人に弁済をした債務者は、第二譲受人にも弁済をしなければならないことになり、なんら責められるべきところがない債務者は、第二譲受人に対して二重弁済・履行遅滞の危険を負うことになる。これは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平に反することにつながる。それゆえ、この場合には、第一譲受人に弁済をした債務者は、第一譲受人への弁済をもって譲渡債権が消滅したことを第二譲受人に対抗できるとされるべきである。ここにおいても、日民468条2項の類推適用による債務者保護法理が機能するとされるべきか。これは、残された課題のひとつである。

2 それでは、確定日付が同一である第一譲受人からの通知書と第二譲受人からの通知書が同時に債務者のもとに到達した場合はどうか。債務者が第一譲受人からの履行請求に対して、第一譲受人と対等に譲渡債権を行使しうる第二譲受人が存在することを根拠に、これを拒むことができないのであり<sup>(148)</sup>、第一譲受人と第二譲受人間の法律関係について判例の態度が明らかでない現在、債務者には、債権者不確知による供託（日民494条2文）が認められるべきである<sup>(149)</sup>。このことは、譲渡人・譲受人・債務者間の公平にかなう。供託さえすれば、あとは、第一譲受人と第二譲受人は、供託金還付請求権を譲受債権額に応じて按分して分割取得することになること、周知のとおりである<sup>(150)</sup>。しかしながら、供託をしない債務者もいるのであり、やはり、第一譲受人と第二譲受人との間の法律関係を明らかにし、同時に、譲渡人・譲受人・債務者間の公平の観点から、債務者が保護されるように配慮されるべきであると思われる。この点、分割債権説も魅力的であるが、いずれにせよ、これについても残された課題であるというべきであろう<sup>(151)</sup>。

これらの残された課題については、別の機会において詳しく論じることにはしたい。

- (143) これについての詳細は、第2章第1節の三を参照。また、前掲注(25)も参照されたい。
- (144) 前掲注(87)を参照。
- (145) 我妻・前掲注(18)516頁。
- (146) この点につき、前掲注(20)を参照されたい。
- (147) 水本・前掲注(43)155頁。
- (148) 到達時説を基礎とする判例であるが、最判昭和55年1月11日民集34卷1号42頁がその旨を述べていることは、周知のとおりである。到達時説であっても、確定日付説であっても、複数譲受人間の優劣が判定できない状況下での複数譲受人間の法律関係をどう理解するかは共通する問題であるから、この判例は、確定日付説にも大いに影響を及ぼすといえよう。
- (149) 野村豊弘＝栗田哲男＝池田真朗＝永田眞三郎『民法Ⅲ 債権総論』〔第3版〕(有斐閣・平成17年)173頁〔池田真朗執筆〕を参照。
- (150) 最判平成5年3月30日民集47卷4号3334頁。
- (151) なお、「債務者以外の第三者に対する対抗要件(確定日付のある証書による通知又は承諾—引用者註)が日時の偽装遡及工作を防止する目的により考案されたことを考えると、私は確定日付説を貫ぬくほうがよいように思う。」として確定日付説を支持される水本教授は、同一の確定日付ある通知書を到達させた第一譲受人と第二譲受人との間の法律関係につき、債務者は第一譲受人に弁済をしても第二譲受人に弁済をしても免責されると説かれる(水本・前掲注(43)155頁及び153頁)。この見解は、その弁済後の譲受人間の法律関係を明らかにしていない点でいささか疑問の余地はあるものの、譲渡人・譲受人・債務者間の公平を図ろうとするものであり、高く評価しうる。分割債権説とともに、注目に値する見解であるといえよう。